

第八十四回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第十六号

昭和五十三年四月二十七日(木曜日)
午前十一時十五分開議

出席委員

委員長 始関 伊平君

理事 小宮山重四郎君 理事 高鳥 修君

理事 藤尾 正行君 理事 村田敬次郎君

理事 岩垂寿喜男君 理事 上原 康助君

理事 鈴切 康雄君 理事 受田 新吉君

理事 逢沢 英雄君 理事 宇野 亨君

理事 小島 静馬君 理事 関谷 勝嗣君

理事 玉生 孝久君 理事 塚原 俊平君

理事 萩原 幸雄君 理事 上田 卓三君

理事 榎野 恭二君 理事 安井 吉典君

理事 山花 貞夫君 理事 新井 彬之君

理事 市川 雄一君 理事 柴田 睦夫君

理事 中川 秀直君

出席國務大臣

農林大臣 中川 一郎君

國務大臣 (行政管理厅长官) 荒船清十郎君

出席政府委員

内閣法制局第二部長 味村 治君

人事院總裁 藤井 貞夫君

人事院事務総局長 長橋 進君

人事院事務総局任用局長 今村 久明君

人事院事務総局給与局長 角野幸三郎君

人事院事務総局職員局長 金井 八郎君

總理府人事局長 菅野 弘夫君

行政管理厅长官 加地 夏雄君

官房審議官 辻 敬一君

行政管理厅长官 辻 敬一君

委員外の出席者

行政管理厅长官 佐倉 尚君

監察局長 西崎 清久君

文部大臣官房長 松本 作衛君

農林大臣官房長 野崎 博之君

農林省農蚕園芸局長 堀川 春彦君

農林水産技術會議事務局局長 澤邊 守君

食糧庁長官 藍原 義邦君

林野庁長官 恩田 幸雄君

水産庁次長 梶原 清君

運輸省自動車局業務部長 角田 達郎君

内閣官房内閣参事官 門田 実君

内閣官房内閣審議官 藤井 良二君

總理府恩給局次長 宮原 翠君

大藏大臣官房地方課長 公文 宏君

計企画官 別府 哲君

文部省社会教育局審議官 古市 圭治君

厚生省業務局生物製剤課長 田中 富也君

厚生省援護局援護課長 正木 馨君

社会保険庁長官官房総務課長 浅原 辰夫君

農林省構造改善局建設部設計課長 福地 辰馬君

水産庁漁港部計画課長 塩谷 稔君

郵政大臣官房文書課長 名取 昭夫君

労働省職業訓練局管理課長 名取 昭夫君

自治省行政局行政課長 中村 瑞夫君
内閣委員会調査室長 長倉 司郎君

委員の異動

四月二十六日

小島 静馬君

関谷 勝嗣君

塚原 俊平君

上田 卓三君

同日

木村 武雄君

原 健三郎君

前尾繁三郎君

河上 民雄君

同日

田川 誠一君

同日

中川 秀直君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

木村 武雄君

原 健三郎君

前尾繁三郎君

河上 民雄君

同日

小島 静馬君

関谷 勝嗣君

塚原 俊平君

上田 卓三君

同日

田川 誠一君

同日

中川 秀直君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

化に関する請願(渡部行雄君紹介(第三五四九号))

青少年健全育成のための社会環境浄化に関する請願(宇野宗佑君紹介(第三五五四号))

同月二十六日

旧軍人恩給制度改善に関する請願(田中美智子君紹介(第三五五五号))

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(新井彬之君紹介(第三五八〇号))

同(河野洋平君紹介(第三六六九号))

元号法制化の促進に関する請願(小沢辰男君紹介(第三六六〇号))

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、北海道管区行政監察局の分室の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出、承認第二号)

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

〇始開委員長 これより会議を開きます。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案及び地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、北海道管区行政監察局の分室の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出、承認第二号)の二案件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

ついで、まずお尋ねをしてまいりたいと思います。

荒船行管庁長官に伺いたのですが、昨年の夏、福田内閣は、行政改革を鳴り物入りで打ち上げたわけですが、昔から行政改革というのは、かなり強力な内閣でないと成功しないのであります。ところが、そうはいないが、福田首相のやる気に対して国民は一応期待をしたと思えます。ところが、その構想は次第次第にしばしばしぼんで、昨年の十二月二十三日閣議決定をされました「行政改革の推進について」という要綱によれば、一体これが内閣の目玉政策なのかと思われれば、大山鳴動してネズミ一匹という言葉どおりの状態のように思えます。福田首相が、安上がりで能率のよい行政と言ふのはわかりますが、それなら中央行政機構の統廃合をやるのかと思えば、官僚の激しい抵抗で「引き続き検討を進めるものとする」という一言で片づけられ、資源エネルギー省だとか住宅省など、国民にとって目新しいような構想はすべて立ち消えということではないでしょうか。実現されているのは、機構改革では事務レベルで話のついた比較的抵抗の少ないものだけ。そういうふうな状況で、行政管庁の中からも、この構想は総崩れで、目玉はつぶれてネズミのしっぽ切りと内部から批判が出ているというの、私は当然ではないかと思うのですが、長官どうお考えですか。

○荒船國務大臣 お答えいたします。

行政改革というのはなかなかむずかしい仕事でございまして、これは安井さん御承知のとおりでございまして。昨年、エネルギー省というようなアドバルーンあるいは住宅省というようなアドバルーンが上がりましたが、この問題等についてはちよつと研究が足りなかつたんじゃないか。なるほど、行政整理の根本は、省庁の統廃合というやうなことをやらなければならぬと思つております。しかし、これは行政の基礎でございまして、いま何といたしましても景気の浮揚を急速にやらなくちゃならない。失業問題、雇用問題、そ

うようなことから始めまして円高の問題、ひいては貿易の振興の問題、こういうやうな大変むずかしい問題等がございまして。したがいまして、行政整理をやるについで、そういうやうな事柄に対してはなるべく支障の起らないやうなことを考えていかなければなりません。しかし、同時に、福田総理の言うやうに安上がりの行政、また行政のコストダウンをしなくちゃならない、こういうやうないろいろな発見もあるとおりで、私もそう考へております。

確かに申し上げる点、よく反省しなければならぬ。私は思つておりますが、昨年末の十二月二十三日の決定によりまして、機構においては、二百海里の問題等を控へまして農林省を農林水産省に改組する。あるいはまた、貿易の円滑を図らなければならぬ、また日本の経済について外国と摩擦の起らないやうなことを考えていかなければならぬ、住宅問題等緊急迫つた問題もありまして、いわゆる建設省と国土庁を一人の大臣がこれを行うというやうなことであります。なお、中央の課を五十一減らうと、二年間のうちに整理しようということ。それから地方出先機関の支所、出張所等を約千カ所、三カ年ないし五カ年のうちに整理をする。国家公務員については今後三年間に二万八千人を削減する。それから、これはなかなかむずかしい問題でございまして、定年制の制度を導入する。また特殊法人も大幅に整理をしなければならぬ。そういうことで、従来からのうち二十一法人を対象にして現在十四法人を整理合理化することに決定をいたしました。審議会もぜひいふ多いものでございまして、四十八審議会の統合整理を行う。それから補助金につきましては、千四百二十二億円を大幅に整理をいたしました。なお許可、認可というやうな問題、非常に複雑な機構になっておりまして、これを簡素合理化する。そうして千二百四十事項について廃止をし、あるいは規制の緩和をするということに決定をいたしておりますなど、これはいろいろ御批判

もありますが、こういうことにつきまして法案をこの国会に提出しております。どうぞ御審議をいただいて、お願いしたいと思つております。

これでいいということじゃございませんが、これはやはり総論といひますか、世論といひますか、これはみんな、もつと切れ、もつと切れといふ国民の声もある、各政党の皆さんからの御意見もあります、部分的になりまして各論に入りますと、こういう役所を減らしちやいけない、こういう人間を減らしちやいけないといふやうな御意見がなかなか多いのでございまして。したがつて、なかなか思ふやうになりませんけれども、しかし、国民の血の出るやうな税金をむだ遣いをしてはならない、こういうことで鋭意努力しております。

なお、省庁の統廃合をこれでやめたわけではございません。まだなかなかやらなければならぬものもございまして、比較的摩擦を起さないやうなことを考えながら鋭意努力をしていくつもりでございまして。

○安井委員 閣議決定の文章の中にも、いま大臣の言われたやうなことが大体書かれていて、いまの御答弁でも解消するわけにはいかぬと思ひます。いまおっしゃつたその総論賛成、各論反対、この間本会議でも、大臣はそういう言葉を使われまして、私は、その各論反対といふのを言うのは、いろいろな立場から反対が出てくるんぢやないかと思ひますけれども、しかし、物の考え方、改革や整理の進め方、その進め方に対する論理の間違いといふことだけは、私はこの際明確に指摘しておかなければならぬと思ひます。

今度の中にも、中央官庁の課、室、官の整理といふのも、いま大臣もお話がありましたやうに取り上げられておりますが、これだつて、減らしたかと思つて、名前だけ変わつて新しいものが出てくる。全く新しいものも出てくる。そういうやうなことではなかなか実効が上がつていないといふのが

が今日の状況ではなからうか。これをきちつと最後までどういふふうにして見届けるおつもりなのか、これをひとつ伺いたい。それからもう一つは、中央の権力機構といふものはほとんどいじらないで温存し、国民とじかに接触のあるサービス機関だとか、あるいは行政を実施する機関である出先の中央行政機関、それだけをいじつていく。権力機構の方はそのままにして出先だけをいじつていく、これが今度の閣議決定の中身なのですが、これはまさに逆立ちの構想ではないのか。その二点についてこの際御答弁を願ひます。

○辻政府委員 第一に、中央省庁の課、室、官についての問題でございまして、内部機構の膨張を抑止いたしまして簡素合理化を推進するといふことから、今回、一定基準によりまして課、室、官の整理を行うこととしたわけでございまして。ただいま御指摘のございましたやうに、二年間で五十一を整理することにいたしました。五十三年度はそのうち三十三の整理を予定しているわけでございまして。ただし、一方におきまして、真にやむを得ない新規の行政需要に基づきます増設といふこともあるわけでございまして、これは例年に比べてずっと抑制いたしております。したが、五十三年度は十二にとどめております。したが、いまして、差し引きいたしますと二十一の純減といふことになるわけでございまして。

それから、サービス機関である地方出先機関を縮小するのは逆立ちではないかといふ御批判をいただいたわけでございまして、中央機構につきましても、ただいまお話のございました課、室、官の整理でございまして、一昨日御可決をいただきました審議会の整理でございまして、さういふことも進めているわけでございまして、地方支分部局の問題につきましては、先ほど大臣からもお答え申し上げましたやうに、支所、出張所等を中心といたしまして約千カ所の整理を行うわけでございまして、これは行政需要が変化をいたしておりますとか、あるいはまた交通手段が発達してまいりましたとか、そういうことによりま

して整理ができるということでございますので、もとより国民に対するサービスをなおざりにするという趣旨ではないわけでございます。

○安井委員 いま局長からの御答弁ですが、中央省庁の課あるいはそれに類するものが新しく出てくるものに対して、どういうチェックの方法をふだんやっておられるわけですか。

○辻政府委員 もちろん、機構の膨張を抑制するというのが基本的な考え方でございますから、できるだけこれを抑止するというところでやっております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、どうしても必要な新規の行政需要ということに起るわけでございまして、五十三年度におきまして、たとえば水産庁の二百海里問題に対処いたします機構の充実にございまして、そのほかやむを得ない行政需要がございまして、そういうものにつきましては課あるいは官を認めるということにいたしているわけでございます。しかし、これも従前のペースから見ますと、五十三年度はずっと抑制をいたしているわけでございます。

○安井委員 本論の議論がありますから、ここで総論的な部分は余り深入りしませんが、きょうの私の議論の進め方は、いま申し上げました後半の部分、つまり中央をそのまゝにして地方だけいじればいんだという、その物の考え方に対する疑問という立場からお尋ねを続けていきたいと思うわけであります。

その前に、行政改革のあるべき方向ということについて、政府の考え方の中で重大な欠落があるのではないかと思います。というのは、今日まで各種の審議会とか調査会等が、しばしば答申や建議を行ってきまして、しかし、その中で必ずと言っていいほど、国と地方の行政事務の再配分というものを根幹にとらえているわけです。国の仕事の中でも要らない仕事はできるだけやめる、そして地方も、全国網の目のように自治体の行政網が張りめぐらされているわけですから、国の仕事と重複するものとか、仕事を地方に移した方が

都合のいいものとか、そういうものがたくさんあるわけですから、権限を地方に委譲していく、こういう行政事務を国と地方と全体的にもう一度見直していくという姿勢、これが欠落したまま改革のスタートで役所の機構いじり、こういうことになっていないか、私はそう思うのです。この点はどうか。

〔委員長退席、高島委員長代理着席〕

○荒船国務大臣 お答えします。

おっしゃる点はよくわかりますが、考えてみますと、明治始まって以来、今日の日本の経済は、驚くような膨張をしてまいりました。同時に、終戦後、従来の日本の考え方とかなり角度が違ひまして、アメリカの進駐軍が入ってきた、そしてそれに対応するように次から次へ機構いじりをした。終戦後の機構というものは根本から考え直さなければならぬ点があると思うのです。思いつきでアメリカに言われればこれをふやす、これをやるんだというふうなことから、経済の点等については、それこそ不思議のように何か日本に、どういふことか知らないが——めちゃくちゃに戦争でたたきまくられて、一体日本はどうなるのかというふうなときにアメリカが入ってきた。朝鮮戦争が起った。世界情勢も米ソの対立というふうな問題等があり、それにアメリカが来て、司令部の方針にのっとってやたらに機構をいじった。これは確かに無制限な膨張をしていることでございまして。特殊法人でも審議会でも、めちゃくちゃにふやしたというのが実情でございまして。

したがって、これを理論的に言えば、行政改革の根本精神から言えば、もともとと急速な改革をしていかなくちゃならない点がある。私は思っております。しかし、さっき申し上げたように、なかなか複雑に入り込んでいっている制度でございまして、これを一遍に私が考えるような思ひ切ったことをばたばたやれば、これは大変な摩擦が起こってくる。福田内閣などは一遍に飛んでしまおうというふうなことも生じやすい私は思っております。したがって、これはなかなかむ

ずかしいことでありますが、しかし、順次、階段を一步一歩上がっていくように改革をしていく。中央の省庁の統廃合やいろいろな問題について、一遍にやったら大変なことになると申し上げても過言でないと思ひます。

したがって、安井さんのおっしゃることはよくわかります。まあひとつ順次、多少反対がありまして、思い切った方向に向けて改革をしていくというふうな考えで私はおります。また、総理もそういう考えでおります。しかし、私の考えているような、こういうことをやろう、ああいうことをやろうというについては、そんなに君、思い切ったことをやったら大変なことが起るからというふうなことで、かえって多少ブレーキがかかるようなことまであるのが実情でございまして。しかし、根本精神におきまして、長い政治経歴を持つ安井さんのおっしゃるのとおりで、私とあなたとの考えは違っておりません。しかし、余り急速なことをやると大変ないろいろの問題が起ります。ですから、そこいらも勘案しつつ行政改革をやっていくというふうな、私、総論でありまして、そういう気持ちでおります。ことを御了解を願いたいと思ひます。

○安井委員 私の意見で長官と変わらないうところもあるようだが、一番大きく変わるの、福田内閣がすつ飛んでしまふかも知れぬというのは、私はそれで結構だと思ひます。その辺が一番大きな違いのようでありまして、そういうことよりも、いまの日本の行政制度をいかに国民本位のものにしていくかということ、その観点が一番大切だと思ひます。

そういう意味合いで、ずいぶん問題がいっぱいあるのですけれども、地方の先行行政機構の改廃がきょうの中心課題ですから、そこへだんだん話を向けてまいりますけれども、この出先の機構を改廃していくという考え方も、私の目から見ると全く出たとこ勝負だというふうな改革案になっていると思ひます。もつと筋を立てた考え方からすれば、私は地方行政機構のあり方というのは、

第一次的に考えるべきことは、さつきも申し上げましたように、全国の自治体組織がまちまちあるわけですから、その自治体に預けていかなうな仕事はできるだけ預けていく、国の出先機関でできるだけ少なくしていくという、そういう観点でなければいけないし、そういうことなら、たとえばその地域開発とか、環境だとか保健だとか医療だとか、あるいは農林水産など、あるいはその他の商工業などの経済に關係のある問題、運輸の關係、労働行政もそれに類するものだと思うのですが、こういったものは自治体もやっているわけですから、できるだけ国の役所は減らして自治体に預けていくという考え方。

それから二番目には、やはりどうしても自治体に預けかねるものが国としてあると思ひます。たとえば国家公務員の人事の行政だとか、あるいは独占禁止法の問題だとか、いま長官が担当しておられる行政の管理や監察の問題、あるいは国有財産の管理だとか国有林の経営だとか、国税の徴収とか、海上の保安だとか郵便とか国鉄とか、こういったような、国がどうしてもやらなければならぬものはそれとしてあると思ひます。

ですから、仕事を二つに割って、国民に直結していくものでも、自治体にやってもらった方が都合がいいようなものではなくて、さっきへやっていくという、そういう観点がなければいけません。はなないかと思ひます。ところが、そういうきちんとした見方でこの地方行政機構の改革に政府が取り組んでいるように見えないのです。その要綱の中にも示されておりますけれども、その点は、私の考え方についてどうお考えですか。

○辻政府委員 国と地方との間に行政事務をどのように配分していくかという問題は、御指摘のように基本的な重要な問題であるわけでございまして。私ももともと、たとえば第一次、第二次の行政改革計画、四十三年から四十六年でございしますが、これにおきまして、許認可の整理に關連いたしまして相当な件数の事務を取り上げて推進をしてきたわけでございまして。また今回の許認可

の整理、千二百四十事項予定いたしておりますが、この中にも、国から地方に権限委譲するもの二十八事項を含んでいるわけでございします。

ただ、国と地方の行政事務の再配分の問題を基本から見直すということになりますと、御承知のように非常に大きな制度的な問題でございします。そこで当面の措置といたしまして、先ほど申し上げましたような行政需要の変化でございしますと交通手段の発達でございしますとか、そういう観点から地方行政機関の整理の問題を取り上げまして、約千カ所の整理を予定しておるわけでございします。

○安井委員 その整理の物の考え方というのが、二つに整理した、筋の立った方向で行われているというふうには私は見えないという点ですね、その点を主張しているわけでありまして。しかも、出たとこ勝負というふうには私が申し上げたのは、今度のこの政府内部においていろいろ作業を進める段階で、いろいろな話が聞こえるわけですね。たとえば去年の夏だと思いますが、田村前運輸大臣がほかの省に率先して、地方海運局と陸運局を統合してもいいというようなことを言われた。ところがこれは、いつの間にかどこかに消えてしまった。あれは一体どうなったのか。あるいは郵政局や郵政監警局の統廃合というような問題が、地元代議士らの反対で立ち消えになったというふうな話も伝わる。こういうようなことで、結局、いまお話をありましたけれども、五十三年度で大きなものは、行管庁のやつと大蔵省の財務部と農林省の管轄局と郵政省の郵政監警局の関係、この四省だけの出先の問題が具体的、現実的なものになりつつある。こういうことであって、きちんとした筋道に立つた方向で進んでいるというふうなものではさらさらないのではないか、こう思うのです。が、どうですか。

○辻政府委員 地方の行政機構の中核でございしますブロック機関、府県単位機関につきましては、今回は省庁別に見直しまして、いわばケース・バイ・ケースに検討する方法をとったわけでございします。その過程におきまして、ただいま御指摘のございました海運局、陸運局の問題あるいは郵政局の問題もあつたわけでございします。

ただ、海運局、陸運局の統合の問題につきましては、総合交通体系を進めていくというふうな観点から、一つの議論ではあるわけでございしますけれども、たとえば陸運局でございしますと、北海道の場合には札幌にある、しかし海運局はその性格上小樽にあるというふうなこともございします。所在地が違ふというふうなこともございします。それから管轄区域が違つておりました。山形県、秋田県の場合には、陸運局は新潟陸運局の所管であるけれども、海運局の場合には東北海運局である、そういうような問題もございします。国民サービスに及ぼす影響等も考えなければなりませんので、引き続き検討することといたしまして、今回は見送つたわけでございします。

また、郵政局、郵政監警局につきましては、これはいわば現業の機関でございしますので、その管下の管轄区域でございしますとか職員の数でございしますとか、あるいは郵便局の数でございしますとか、そういうものを十分に検討しなければなりませんので、今回は結論に至らなかつたわけでございします。

○安井委員 いろいろ事情が重なり重なつてということの説明はわからないわけではありませんが、けれども、そして最終的には、行政管理局は函館の行政監警局、旭川の行政監警局、釧路の行政監警局を五十三年度限りで廃止をする、北海道の出先を三つづつという決定だし、大蔵省の方は財務部を、これも北海道の小樽の財務部をつぶすという考え方、農林省の方も、これも北海道の旭川、北見、帯広、函館の四つの管轄局を廃止をするというわけですね。四省分あるのですが、このうち三つとも北海道です。ただ、郵政監警局の支局の二局廃止というのは、まだここに書かれていないわけですね。これは、これは郵政省からお答え願えますか。これはどういうことになっているのですか。

○塩谷説明員 お答えいたします。私どもの郵政監警局支局と申しますのは、郵政監警局のいわば出店に当たるものでございまして、これは郵政省設置法に基づきまして郵政大臣が決めまして、それを、その場所でありましてとかあるいは名称でありましてとかいうものを告示する、こういう仕組みになっております。したがって、郵政監警局の廃止に当たりましては法律の改正を必要としなさい、こういう関係になっておりますので、目下その措置にございまして内部で検討を進めております段階でございします。

○安井委員 これも北海道ですか。

○塩谷説明員 場所はまだ確定を見るに至っておりません。

○安井委員 閣議決定では、五十三年度中に二局廃止と書いてありますが、そのとおりになれるわけでしょうか。

○塩谷説明員 そういたします予定にいたしております。

○安井委員 荒船長官、四つの省庁について出先の比較的大きいものが整理されるというのです。これはどれもこれも、みんな北海道なんです。一体これはどうなっているのでしょうか。何で北海道だけが目のかたきになるか。私は北海道選出の議員ですから、その質問をひとつ長官に呈したいと思ひます。

○荒船国務大臣 北海道だけということにはございしません。決して北海道を目的にかたきにしているわけじゃございしません。いろいろな観点から――で、それから、私が最初に申し上げたように、総論では賛成だが各論では反対になる、こういうことなんです。おれの方のこれは切つてはいけなさい、あれは切つてはいけなさい、そういうことになる。これはなかなか大変で、北海道を目的にかたきにしているなどというところは絶対にございしませんから、どうぞこの点は御理解をいたさうと思ひますが、この監行行政で函館、旭川、釧路――どうして各府県の県庁の所在地、道庁の所在地というところと密接な関係がありますから、行政管

理庁といたしましてはこれと密接な関係を持つというところで、札幌に北海道全体を支配できる本部を置くということを考えて、しかし支局、分室は置くということでありまして、決して効果が、能率が落ちるというふうなことはございしませんから、御安心をいただきたいと思ひます。行政管理局としては、人員の点でも北海道で九十二名、それを今度のやり方にしたとしても七名減るだけでございます。しかも道庁の所在地と密接な関係がありますから、これはこの本部を置いて、北海道の全体を支配できる、こういう考え方で三局を廃止する。そのかわり北海道の中心になる道庁所在地で全部統括する。七人減るというだけで、しかも行政監察に当たっているのは非常に熱心でありまして、それが分室になりましたら決して能率が落ちるというふうなことはございしません。

それから、さっきお話しのように北海道を目的にかたきにしているなどというふうなことは、絶対にありませんから、どうぞ御理解をいただきたいと思ひます。

○安井委員 あちこちみんな反対があるからなかなかうまくいかないで、北海道だけが最終的に反対がないから残つたという経過じゃないですか。反対がないから残つたというのじゃなしに、北海道だけ目のかたきにしたいのじゃないと言われているのですが、荒船さん、ちょっと聞いてください。たとえば衆議院議員は、北海道は五区で二十二人ですが、二十二人のうち自民党は九人、社会党が十人、公、民三ですから、九対十三です。ね。参議院議員になると北海道は八人なんです。が、自民党は二人で、あと六人全部が野党なわけなんです。選挙に負けた恨みでもここで晴らすというではないか、私はそう思うのですが、まあそういうことはないと思いますが、これらをもう少し、地域の実態とか何かをきちんと判断をした中で結論を出してもらいたい、多くの人の意見がどこにあるかということもきちんと調べ上げた中で判断を下すべきだ、私はそう思うのです。

行政監察局の支局の問題については、これは後でもっと詳しくお尋ねいたしますけれども、総括的に、今度の地方分局のどれをやめるかなどというこの選定については、一定の筋があつてやうたのではないに、あちこちぶつかり合つて、都合の悪いところだけやめたあとでこだけ残つたのだという、そんな場当たり的なあり方で最終的な決定がなされたのじゃないか、そう思うのです、どうですか。

○荒船国務大臣 安井さんの言われるようにそんな偏った考えはございませんから、どうぞ誤解のないようをお願いしたいと思つてやっています。決して選挙のことを考えてやっているとはいふまでもない、私の方は行政簡素化を目標にしてゐるのでございまして、選挙には関係ございせんから、どうぞ誤解のないようをお願いいたします。

○安井委員 選挙のことを言つたのは冗談ですが、それはそれで考えた方がいいと思つてゐるのですが、行政監察局三局の廃止の問題について長官からいまお話をございまして、しかし、全国のほかの地方行政局はそのまゝにして、釧路、旭川、函館だけの格下げをなせやうとしたかという、その理由はどうか明確でないような気がするわけですが、特に行政管理局というこの機構は、直接国民と窓口で接触するという役所ではなくて、行政制度や定員の管理、監察等が任務だと言ひますが、北海道という地域は、九州と四国に山口県を合わせた広大な面積を持つてゐる。なるほど、北海道という一つの自治体が存在しているわけですが、しかし、その自治体としての北海道も、札幌だけで全道を直ちに掌握できるというものではない、ましては十四の支庁を置いて、知事は支庁長にかなりの権限を委譲し、それで全道に

対する総合行政を進めているという点、ほかの府県とは違ふと思ひます。そうして北海道民の気持ちとしては、そんな広い地域ですから、北海道という一つの県だと思ひます、たとえば鹿児島県から福岡に行つたり、高松に県庁があるようなもので、すから、札幌への距離があるもので、支庁長などの出先に対する権限の委譲をもつて進めるような要望する声が強いわけで、だんだんそういうふうな方向が進められてゐるわけですよ。地方局をなくして札幌に全部集中するというのは、そういうものなあり方について逆行するものだと言わざるを得ないと思ひます。北海道はたゞえ広かつた一つの府県並みではないかという、そういう形式的な理由で地方局をなくすというのでは、私はどうも納得ができません、どう思ふわけですか。その点、重ねて説明をお願いします。

○加地政府委員 今回の行政管理局の出先機関の整理に当たりまして、結果として北海道の三局が廃止になつたという点につきましては先生の御指摘のとおりでございまして、これについては先ほども、行政長官から御説明申し上げたわけですが、私も、そこら辺の事情につきましても、もうちょっと詳しく御説明申し上げたいと思ひます。

実は、今回の行政改革に当たりまして、私どもが当然頭に置きましたことは、出先の整理につきましても合理化努力が強く要請されておるという一つの状況がございまして、その上で、一つは前回の四十五年度の行政改革の際に、道庁の地方行政監察局を地方監察事務所にするという案がございまして、これは御承知のように四十六年の六十五国会に法案を提出申し上げたわけでありましたが、国会におきましては具体的な御審査を経ないで、実は七十国会で廃案になつたという経緯がございまして、そういう経緯も踏まえて、今回の出先機関の整理に当たりましては実効のあると申しますか効果的な改革をやらうという考え方で、結果として北海道三局に落ちついたわけがござい

す。御承知のように、行政監察の仕事というのは

かの事業官庁の場合と違ひまして、行政の客体と申しますか相手方は、国の出先機関でございましてあるいは自治体でございまして、そういう点から申し上げまして、確かに北海道の場合で申しますと道庁があるわけでありまして、いま先生御指摘のように、北海道においては、非常に地域が広いために、ほかの府県に比べて道庁の権限委任が相当なされておるという実態がございまして、従来私どもは、北海道におきまして三つの地方局と札幌の管区、つまり四局で行政監察の仕事を進めてまいつたわけがございまして、ところが、たとえば三地方局、これはそれぞれ十四支庁を分轄して担当してゐるわけがございまして、問題によりましてはどうしても道本庁の問題にまでさかのぼつて議論をしなければならぬ、こういう事態が多々あるわけがございまして、現実には、札幌にありまして道の管区監察局におきましては、地方局の話を入れましたと道との調整もやつてまいっておりまして、それから現実には、その監察をする場合に管区が指導いたしまして、道全体として地方局と共同をしてやつていくという実績もあつたわけがございまして、そういう、ほかの府県の場合に比べて特殊な実態というものに着目いたしまして、監察の仕事は北海道に全部集中をしようという案をとつたわけがございまして、その際に、御承知のように行政監察局では仕事は大きく分けて二つございまして、行政監察あるいは調査の仕事のほかには行政相談という仕事もございまして、その行政相談の關係につきましまして、実は分室が、いう形で三つ、三市に残す形になりました、行政相談のように地元の住民サービスに必要な機関につきましましては、実質的にそういう住民サービスが低下しないような措置を講ずるということで考えたわけがございまして、

○安井委員 私が場当たりだと言つたのは、同じ国の出先でも、法務省の法務局がありまして、それは札幌の法務局があつて、函館と旭川と釧路に地方法務局があるわけですが、これは全く手つかず、そのままですよ。それから公安調査庁の出先

の公安調査局が札幌にあつて、函館、旭川、釧路、北見に地方公安調査局が置かれてゐるが、これも手つかず。ですから、北海道は一元だからなくしたんだという論理は、さっき大臣が言われたり皆さんも言われますけれども、これは成り立たないわけですよ。政府の全体的な統一をした方針とはいひかねるわけですよ。これは公安調査局やあるいは法務局をやめろという意味で私は言つておるわけではないのですけれども、とにかく全体的な筋が通らない。行管の方は、自分の本来の仕事だから自分で犠牲になつたんですというふうなつもりでやられるのかもしれないけれども、筋がずつと通つてない。場当たりだということを私が最初に言つたのは、そういう意味におとりのお願いしたいと思います。

そこで、全体で七名減るんだということであり

ますが、この七名は、行政管理局の全体的な定員の減といふことになるのですか、それともこれはどこかに回すのですか。

○加地政府委員 先ほど申し上げました七名のことを若干詳しく申し上げますと、現在、三地方局に四十四名の職員がおります。そのうち、先ほど申し上げましたように監察の仕事は管区へ引き上げるわけがございまして、それに必要な十名といふものは札幌の管区の方に引き上げます。一方、行政相談を中心にしたしまして住民サービスあるいは現地的な仕事をやるために分室をつくるわけがございまして、ここに二十七名、合わせまして三十七名というのが北海道の管区全体に配置されるという形になりますから、四十四名から三十七名を引いた七名が、実は今回の三局の合理化の効果として出てまいるわけがございまして、ただ、現実には四十四名の方が三局あるいは北海道全体に配置されておるわけがございまして、そういう配置転換の問題につきましましては摩擦のないような形を考えていきたい、こういうふうには考えております。現実的には、この七名というのは行管全体の削減計画の中で段階的に消化をしていきたい、こういうふうには考えておるわけがございま

す。
○安井委員 じゃ、この七名を中央の方で吸い上げて、中央の定員の増に向けてとかいう仕組みではないのですか。

○加地政府委員 御承知のように、今度の行政改革の中にも入っておりますが、定員の問題につきましては、四次の定員削減計画というのが進んでいるわけでございます。行政管理局としても、四次計画の中で五十六名という削減計画を持っておるわけでございます。その削減計画の中で七名というものは出ていくという形になりますから、現実問題としては、たとえば北海道にいらっしゃる方でも本庁に参りたいという御希望の方もいらっしゃるけれども、定員全体の形といたしましては行管全体の削減計画の中で調整をしていきたい、こういうふうな考えでいるわけでございます。

○安井委員 だから、中央も含めた行管全体のもの、北海道の三局をつぶすことによって生み出したということに結果的にはなるわけですね。だから、中央の権力機構をできるだけ温存しながら地方だけにしわ寄せをするという、私が一番最初にこころではないかと言った論理はここでも貫かれているのではないかと気が私はいたします。

そこで、もう一つ、この行政制度の管理や監察という業務を、今後充実するのか縮小するのか。このような複雑な経済情勢、社会情勢の中では、この役割りというのは非常に強く期待されなければならぬのではないかと、こう思うのですが、各省庁の目付役ということも大切だと思うわけです。それについて、今後の行政管理局という役所のあり方について大臣のお考えを伺っておきたいわけですが、予算編成権も、もう大蔵省から取って総理大臣の直屬にしろとか、そういうような考え方もあるわけですが、本当に行政官庁全体に目を行き届かせるということなら、この行政監察などの仕事も、総理大臣の直屬で、もっと強力なものにした方がいいのではないかと考え方もあるようでありまして、その辺について何かお考えがあったらお聞かせください。

○佐倉政府委員 ただいま先生御指摘の監察のことでございますけれども、いままでの私どもの経験に照らしますと、各省庁とも勧告の趣旨に沿っているという、かなり改善が図られているわけでございます。

それで、ただいま総理大臣直屬の組織にというお話も出たわけでございますけれども、行政管理局設置法第四条第八項に基づいて、行政管理局長官から内閣総理大臣に対する意見申の権利が認められております。こういうものを活用することによって、必ずしも総理大臣直屬の組織にならなくても、いまの制度で十分やっていくのではないかと私も考えております。ただ、これは制度の問題でございますので、それを取り巻くいろいろな状況を勘案して検討、研究をしていく問題ではあるかと考えております。

○安井委員 この問題についてはもう少し私も議論があるし、行政管理局のもう一つの大事な仕事の行政相談の問題もあるわけですが、これは後の質問との関係もありまして、ほかの諸君に譲っておきます。

それから、行政管理局の出先機関とともに廃止の運命にある北海道の機関は農林省の関係がありますが、これは後で農林省設置法の改正で議論したいと思っておりますが、もう一つあるのは、小樽財務部の廃止という点であります。財務局は全国に十局あって、地域広大というゆえに北海道財務局のもとに函館、小樽、旭川、帯広、釧路、北見と六つの財務部が置かれていたわけです。道民と大蔵省を結ぶパイプというのがキャッチフレーズです。こういう中でなぜ小樽だけが廃止されなければならないのか。

それからもう一つ、この閣議決定の中にはもう一つの財務部を廃止すると書かれているわけですが、それはどこを考えているのか、この点をまず伺います。

○宮原説明員 お答えいたします。五十三年度にどこを廃止するかにつきましては、私どもいろいろ慎重に検討いたしましたのです

が、その検討の基準といたしましては、本局との間の交通の状況、その持っている事務の対象の多い少ない、いろいろな点がございしますが、そういうことを総合的に考えまして、五十三年度は小樽を廃止したいということに考えを決定いたしました。たとえば交通の状況にいたしまして、本局との間はかなり道路も整備されて四、五十分ぐらいで到達するということもあり、また職員も、札幌から通勤している職員が半数以上もおられるという点も聞いております。それから人口、地方団体の数等を考えましてもかなり低いということもありまして、その事務を本局に仮に移しても地元の利便を特に損なうことはないのではないだろうかというように、ことを考えまして、行政上特に支障がないという判断に立ち至ってこういう決定をしたわけでございます。したがって、小樽財務部だけをやり玉に上げたというようなことではございませんで、そういういろいろな総合的な点から考えてこれを決めたような次第でございます。

確かに閣議決定の文面には、さらにもう一財務部を廃止するとのございますが、これはまだ、年度と場所が決定の面にはのっておりません。私もといたしましては、当面、五十三年度に小樽を廃止するというところで慎重に事を進めなくてはなりませんので、それにかかり切りになっておりまして、したがって、その次をどこにいたすか、あるいはいつにいたすかについては、いまのところなお検討の段階であるというお答えを申し上げます。

○安井委員 あと一つどこかということですが、けれども、全国の県庁所在地に一つずつ置かれていたわけですね。ですから、あと一つというのも、これまた北海道だというような腹づもりが、あつて、こういうふうな閣議決定になったのじゃないのですか。そうでなければならぬように、私もはっきり伺っておきたいと思っております。

○宮原説明員 先ほども御説明申し上げましたとおり、廃止の場所を決定するについてはいろいろ

な角度から検討を進めておりまして、私ども、二つ目も北海道であるというようなことを先入的に決めて事に処しておるわけでは決してございせんので、御了解をいただきたいと思っております。

○安井委員 この小樽財務部の管轄というの、小樽市及び後志支庁十三町六村にまたがり、総面積四千三百平方キロ、大抵富山県と同じ広さであるわけですね。こんな広い地域ですから、そこできめ細かな行政サービスをするために小樽財務部というのには必要ではないのか、単に地域の広さだけでは言えないかもしれないけれども、私はそういうふうな考え方も成り立つのではないかと思います。

〔高島委員長代理退席、村田委員長代理着席〕

とりわけ小樽とか後志支庁管内というのは北海道でも歴史の古いところですが、札幌の陰で地盤沈下と言つと失礼かもしれませんが、そういうふうな状況が進んでいるわけですね。ですから、この財務部がなくなることが、小樽を中心とする地域の発展にブレーキをかけるというよりも、後退に拍車をかけると言った方が正確かもしれないようなことにならないか。そういうような意味でもう一度考え直してはどうかということをお願いしたいことと、それから、現在小樽の定員はたしか三十二名と聞いておりますが、廃止ということになれば、これはどこへどうやるのですか。

○宮原説明員 小樽の現地のいろいろな経済事情等につきましては私どもも十分に聞いておりますし、また、市や経済界などにおかれましては非常に反対であるという御意向をお持ちのこと、十分に承知いたしております。したがって、私どもといたしましては、地元の利便等をできるだけ損なわないようにということ念頭に置いておりまして、小樽財務部の場合も、廃止することにはなりませんけれども、全く廃止をするというのではなくて、その機構を縮小した形で現地の事務処理のための機関を置くという考えを持って対処いたし

ておるわけでありませう。したがって、地元のサービス等には支障がないようにできるだけの処置をとるという考えであります。

それから、御指摘のありました三十二名の人間についてどうするかということですが、いま申し上げたように全くゼロにするわけではございませんので、本局に引き上げる人数はかなり限られた人数になると思います。したがって、あとは現地にそのまま残ってもらって仕事に従事してもらうというふうなことを考えております。

○安井委員 役所がなくなるのにどうして現地に残すのですか。それは何人ぐらい残して、何人ぐらいを引き上げるということなんでしょうか。

○宮原説明員 いまのところ、課が四つぐらいございますけれども、その課の一つを札幌の財務局本局の方に統合引き上げをいたしたいというふうな考えであります。そして、地元非常に関係の深い国有財産の事務等は、出張所というふうな形で現地事務処理機関として残しておいて仕事をさせたいというふうな考えでおるわけでございませう。人数はいま三十二名でございますが、本局に引き上げるのは四、五名ぐらいのところを考慮しております。

○安井委員 財務局は、九州に北九州財務局と南九州財務局と二つあるわけですね。この廃止統合についても話が合ったが、これも政治的な反対で消えたというのを聞いています。そのとおりなのかどうかということですね。

それからまた、けさも小樽へ電話をして聞いてみると、小樽でも、人口十八万五千人の町で三万五千人も反対の署名が出てきているということや、小樽市は直ちに市議会の議決で意見書を出してきたり、後志支庁管内の町村長、町村議会議長は、それぞれ全体で反対の決議をしているとか、そういうふうな地域住民の動きがあるわけですね。九州の財務局の方は政治的に統合の案をやめて、こっちの方は住民のそんな動きがあるのに、それでも強行する、そういうことなんですか。

か。

○宮原説明員 小樽財務局の問題につきまして、御指摘のように、地元で、やめてくれ、反対であるという意向があることは、十分に聞いております。したがって、私どももいたしまして、この計画を執行するに当たりましてはできるだけこの趣旨を御説明いたしまして、地元の方にも十分納得いただいてこの廃止の事務を進めたいというふうな考えでおるわけでございませう。

一方、お話しのごさいます九州の方でございますが、この九州財務局の問題につきましては、経過的に元の反対もかなりございまして、経過的に私どもも十分承知しております。ただ、私どもから考えましても、あの九州全体を単一の局で事務をとるにつきましては、非常に経済的、地理的に差異の大きい地区に分かれておりますので、やはり現在のように二局あって事務に当たった方が妥当である、地元住民のサービスにはなるのであるという考えを持っています。二局存置したいという主張を続けていたわけでございませう。

○安井委員 いまの大蔵省の機構改革の方も、やはりいろいろな政治的な駆け引きや何かですっきりしないのですよ。その点が最大の問題点だということを指摘しておきます。

それから、国会に対する承認案件としてこの小樽財務部の廃止の問題が出ていたわけでもありませんし、国会に全く無関係でこれが処理されるという点に疑問を持つのであります。これは後で、各設置法全体の問題として法制局の見解も聞くことにしておきますけれども、とりあえず大蔵省として、この点についてはどうお考えですか。

○宮原説明員 私どもが考えておるところでは、地方自治法の百五十六條六項に、国の機関を設置する場合に承認を必要とするという条項があるが、この場合、廃止でございまして、その必要はないというふうな私どもも考えておるわけでございませう。

○安井委員 ですから、これは大蔵省の設置法と、たとえば行管庁の設置法とは、その物の考え

方、法制的な基礎が違うんですよ。その点は後で伺っていただきますが、大蔵省関係は一応結構です。補助金や何かの問題がありましたね、その方は残ってください。

それから、いま御発言の中にもありました地方自治法百五十六條第六項の国会承認の問題であります。たとえば行管庁設置法の改正で分室を設けることについて、きょう承認案件として提起されているわけでありませうが、行管庁は自治省とこのことについて合議をしたのか、しているのか。一般論としてそういうふうな慣行になっているのか。それからもう一つ、関係自治体の意見を聞くというふうなことはなさったのか、これを伺います。

○加地政府委員 分室の設置の承認案件につきましては、当然自治省とも話をやっております。もとより、これは地方自治法百五十六條六項の規定に基づくものでございまして、この規定によりまして、「国の地方行政機関は、国会の承認を経なければ、これを設けてはならない。」この地方行政機関の中には、駐在機関を含めて、相当細かい出先機関の場合にも承認を要するという規定が自治法にあるわけでございませう。

○安井委員 このような案件の場合には自治省との合議が一般的に行われているのかどうかということ、それから関係自治体の方の意見を聞くというふうな仕組みが、これも一般的に行われているのかどうか、この法律の場合にもそういうことになったのかどうか、そのことを聞いています。

○加地政府委員 ただいま申し上げましたように、自治法の百五十六條の規定に基づきまして分室設置の承認を得るわけでございまして、もちろん、自治省との間に、こういう分室をつくって承認案件を提出いたしますという話をしてありますけれども、それは私どもも自治省との話し合いでございまして、自治省がその後、関係の自治体にどういふように御意見を聞いたかということとは、私どもは存じておりません。

○安井委員 自治省からおいでですね。いまの問題については自治省サイドから、現実に行われているのはどういふふうになっているのか。とりわけ、いまここで問題になっているのは行政管理局のやつなんですか。それとも、これが自治省側と合議が行われて、これは必須条件にはなっておりませんけれども、どんな法律でも、案件でも、相談はあるわけでしょう。それについて、自治省としていかなる判断をもってオーケーをされたのか。国会に出ている以上、オーケーされたのだと思うのですがね。それから、その際に自治体の方の意見を聞きながら実態を調査するなり、そういうような作業があるのかどうか。これは、この現実の場合と、それから一般論と、両方について伺います。

○中村説明員 お答えを申し上げます。

まず、地方自治法百五十六條に定める国の地方行政機関の設置をする場合におきましては、関係省庁から私どもの方に合議をちょうだいいたしております。そして、そのときには、いろいろな理由、事情等を承りまして、それに対して私どもの考え方を申し上げるということにいたしておるわけでございまして、今回の行政管理局の場合につきましても、そのような合議がございまして、たの、協議の上、私どももいたしまして、これに同意をいたしたということでございます。

それからそういう場合に地方団体の意見を聞くなり、そういう事実をどのように考えておるかということでございますけれども、私どももいたしましては、それにつきまして特に地方団体の意見を常に聞いておるというふうなことではございません。ただ事務柄によりましては、地方団体の意向というものを私の省で聞いてみるということもあり得ることであろうというふうな存じておるわけでございませうが、今回の場合につきましては、国の行政改革の方針に従って行なわれるということでございますので、特に聞くということはいさなかつたわけでございませう。

○安井委員 現在、いわゆる地方支分部局という

もの数はどれくらいあるのか、合計でいいです。そのうち、いまの地方自治法第五十六条によつて国会の承認を受けて設置されたものはどれくらいなのか。双方お聞かせください。

○辻政府委員 郵便局を除きまして約七千でございます。

国会の承認の問題は、行政管理庁といたしましては把握しておりません。

○安井委員 それはもう各省庁でやるのでしようけれども、しかし、国全体の行政機構の総括をするのは行政管理庁じゃないのですか。それはひとつ資料を出してください。会議が終わるまでに出示してください。

それから、どこまでを承認案件とするかというのが、各省庁でどうもまちまちのように思えます。さつき財務部の問題で取り上げたところであります。どこまでを承認案件にするのか。これはして、これはしないということについての一定のルール、それはあるんですか。それはどういうことですか。

○中村説明員 お答えを申し上げます。

地方自治法第五十六条第六項におきましては、国の地方行政機関は駐在機関を含めまして国会の承認を経なければならないということになっておりますので、規模の小さい駐在機関のようなものでございまして、新たに設置をするという場合におきましては承認が必要であるというふうに考えておるわけでございまして、関係省庁におきましてもうそういうことで御協議をこれまでいたしておるといふふうに存じておるわけでございます。

○安井委員 とにかく大小を問わず、どんな小さいものまで必要なんだ、こういうふうには理解していいわけですね。

○中村説明員 一般的にはそのように考えております。ただ、たとえば国家公務員の宿泊所のようなものを設けたとかいうようなことで、おおよそ行政機関といったものでないようなものにつきましては例外的なものもあるかというふうに考えて

おるところでございます。

○安井委員 そこで、議論がこれからいろいろ展開していくんですけれども、法制局からもおいで願っていますが、さつき申し上げましたように、行管庁設置法と大蔵省設置法とは、同じ県単位の支分部局を廃止する場合、行管庁の方はちゃんとやう法律で出てくるのですけれども、大蔵省の方は法律も何もない。国会に全く無関係に財務部がつぶされていく。その差は設置法の規定の仕方にあるようですね。そんなふうにはまちまちな各省設置法のあり方ではないのかどうか、その点を一つ伺います。

○味村政府委員 地方支分部局の設置は、国家行政組織法の第九条によりまして、法律の定めるところによつて設置することができるということになっております。そして、この「法律の定めるところにより」と申しますのは、支分部局の種類はもろろん法律で定められるわけでございまして、その具体的な設置場所あるいは権限、管轄区域といったようなものは場合によりましては政令、省令に任される、法律の規定によりましてそういう場合もあるわけでございまして、したがって、具体的な地方支分部局につきまして法律でどのような規定をするかということは、これは支分部局の重要性と申しますか、その他のいろいろな事情を御判断の上で設置法で規定されているものと存じます。先ほど御指摘のございましたように、確かに行政管理庁の場合と大蔵省の財務部の場合とは規定の仕方が違うわけでございまして、これは私も経緯をよく存じないのでございまして、けれども、やはり設置法をつくり出すときにそれぞれいろいろの経緯があったものであろうかと推察するわけでございまして。

○安井委員 ですから、行政管理庁設置法では、群馬行政監察局、三重行政監察局というように、一覧表で全部法律に載っているんですよ。これ一つを変えないにしても、全部国会の議決がなければできないわけですね。ところが大蔵省設置法の方は、財務局までは名称も位置も管轄区域も書かれ

ておりますけれども、財務部の方になったら、所要の地に財務部を置く、政令で定める、こう書いてあるだけですね。だから、こつちの財務部の方は何も国会に關係なし、こつちの方は国会にきちつと出している。

ほかの設置法全部調べになったことあります。全体的な統一がとれているかとれてないか、その点、お調べになったことがあるかどうか、それを伺います。

○味村政府委員 私としてはございせん。

○安井委員 これは後でひとつ資料を御提出いただきたいと思ひます。

そして、いまここでもお話がありましたように、むしろいまの、国会でのその制約から逃れるために、国家行政組織法の改正をして中央省庁の部や地方の機関等々の設置についても国会の議決が一切要らないように、それは全部政令事項に任せてしまふというような、国家行政組織法そのものの改正が検討されているということを聞くわけですが、これは一回つづ、二回つづ、三回つづ、いまやっているのは四回目の検討です。なるほど、それでは政府の方はやりよくなるでしょう。しかし、国会と国民の存在は無視されるのではないかと思うのであります。そんな検討や作業が行われているんですか。この行政組織法は、管轄はやはり行政管理庁でしょう。どうですか。

○辻政府委員 国家行政組織法の問題につきましては、御指摘のようにいろいろな経緯があるわけでございまして、臨時行政調査会におきまして、「組織・機構の画一性・硬直性の除去および行政運営の能率の向上を確保するため、内閣自体の自律的な組織編成権を大幅に認めるべきである」というような意見が出されたことがあるわけでございまして、先ほど安井委員の御指摘のように、四十六年から四十八年にわたりました国家行政組織法の改正案を御提案申し上げたことがあったわけでございます。その内容は、組織の弾力性を高める見地から組織規制権限を大幅に移管するとい

うことであつたわけでございしますが、結果といったしましては廃案になつたわけでございまして。先般四月に行政監視委員会の委員から意見が出されたわけでございしますが、その中にも、「諸情勢の変化が著しく、しかも迅速な対応が求められる時代の行政管理方式としては、行政組織の規制を相当範囲政令以下に移行させることが適当と思われるので、検討を要望したい。」旨の御意見もあるわけでございまして。そこで、私も似たしましては、このような御意見あるいはまた、かつて国会におきます御議論等を十分に勘案をいたしまして、今後慎重に検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○安井委員 国会や国民の目を逃れようということとは間違ひですよ。そのことだけはひとつはつきり申し上げておきます。

そこで、もう少しお尋ねがあるのですけれども、後の質問との兼ね合いからあと五分ぐらいで終わりますが、五分たつたら食事にあつて、そういうことにお考えおきいただきたいと思います。

その間で特に伺いたたいのは、自治省の先ほどの御説明もありましたけれども、この自治法第五十六条によるところの承認というのがきわめて形式的になり過ぎてゐるのではなからうか。あの法律にこれがあるから国会に提案をしているんだというところ、そういうような形で、自治省の方も、出てきたらはいはい、こういうことになるし、ただあの規定があるからやるのだというふうな全く形式的な仕組みに今日まで流れ過ぎてきてゐるのではないかと感じています。私にはその質問をするものですか、あの百五十六条の改正規定が昭和二十二年の自治法の改正の中に加えられたときの提案理由の説明から何から、みんな調べてきました。しかし、あの中でも余り議論がなくて、ずっと通つてしまつて、そしてまた今日まで、恐らくこんな形で、問題を提起したのは私が初めてではないかと思はれるぐらい、ずっと来てしまつてゐるわけです。今度もこういうふうな

形でこの委員会に承認案件が提示をされている、
こういうわけですね。しかし、現在の国の出先機関
のあり方は、さきから私が指摘しておりますよ
うに、まちなみなんです。全く全体的なけじめ
がなく、筋もへたつたかたちで、その場その
場でつくられてきているというふうな状況の中
にあるわけなんです。ですから、もう少しこの承
認というものを強める必要があるんじゃないか。
設置だけが承認案件ですけれども、廃止につい
ても承認案件の中に入れるぐらいのチェックが必
要ではないか。そういうようなことで住民の意思も
盛り込んでいくという考慮も必要ではなからう
か。その点、今日まで、自治省も関係官庁も怠慢
だったと思うのですが、この点について、これ
は立法論になるわけですが、どうですか。

○中村説明員 地方自治法第五十六條の立法の
趣旨でございますが、これにつきましては、私ど
も承知いたしております。ところで、自治法を制
定いたしました当時、それまでいわば普通の総合
官庁と申しますか、知事のところで大抵の事務が
処理されておりましたものが、知事が地方団体の
公選による知事だということになりました関係
上、国の各種の事務につきまして、それを処理す
るために国の地方出先機関がだんだんとふえてく
る、そういう事情が地方自治の立場からいって多
分に問題である、こういうことから、いわば国の
地方出先機関がみだりにと申しますか、あるいは
安易にと申しますか、そういう形で増設されるこ
とを防止するためにこの規定が置かれたものだ
ということでございます。今日におきましては、
私どももいたしましてはそういう趣旨は十分体し
て努力をいたしてまいったと、みづからは考
えておるわけでございます。

ことに、この百五十六條の国会の承認をいた
しますのは、いろいろと小さな組織等もあるわ
けでございますけれども、それ以外に、法律の中
に具体的に組織等が組み込まれておるようなもの
もございまして、そういったものを含めまして、法
案の立案の段階でいろいろと各省庁から御協議を

いたされました場合には、私ども、いまのような
立法の趣旨を踏まえまして、私どもの方の御意見
を十分申し上げるというふうなことをいたしてお
るでございます。

それから、この規定を、廃止の場合についても
国会の承認を要するような方向で考えるべきでは
ないかということでございますけれども、確かに、
国の地方行政機関が、設置の場合のみならず、
廃止の場合におきましても地方住民の利便と
関係があるというふうには思われるわけござい
ますけれども、ただ、この規定の立法の趣旨と申
しますのは、いま申し上げましたように国の地方
機関の設置等による、地方自治に対する支障を防止
するということでございますので、この規定の中
でいまのような御趣旨のことを直ちに規定するこ
とが適当であるかどうかにつきましては、なお慎
重に検討を要する点があるのではないだろうか
というふうな存じておるわけでございます。

なご今後とも、この規定の趣旨につきましては
十分それが生かされてまいるように、私どもとい
たしましては努力をいたしてまいりたいというふ
うに存じております。

○安井委員 あと、休憩後に譲ります。

○村田委員長代理 午後二時三十分から委員会を
再開することとし、この際、暫時休憩いたしま
す。

午後零時四十七分休憩

午後二時三十五分開議

○始開委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

農林省設置法の一部を改正する法律案を議題と
いたします。

趣旨の説明を求めます。中川農林大臣。

農林省設置法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○中川國務大臣 農林省設置法の一部を改正する
法律案につきまして、その提案理由及び主要な内
容を御説明申し上げます。

第一は、農林省の省名の農林水産省への変更及
び水産庁の組織の整備強化についてであります。
わが国の水産業は、農林業と並ぶ重要な第一次
産業であり、また、水産物は、国民の動物性たん
白質食料の供給源として重要な地位を占めており
ます。

しかしながら、二百海里時代の急速な到来等わ
が国水産業を取り巻く諸情勢はきわめて厳しいも
のとなっており、これに対処して、わが国水産業
の発展と水産物の安定的供給の確保を図ること
は、現下の重要な政策課題となっております。こ
のため、わが国周辺及び遠洋海域における水産資
源の開発、増養殖の推進、漁業外交の強力な展開
等二百海里時代に即応した施策の充実強化に努め
ていくところであります。水産行政を担う組織
の面におきましても、これらの重要課題に適切に
対処し得るようその整備強化を図ることが必要と
なっております。

このような事情にかんがみ、農林省の省名を農
林水産省に改め、国家行政組織における水産行政
組織の位置づけを明確にするとともに、わが国の
漁業水域内における漁業の振興を担当する部局と
して、水産庁に振興部を設けることとしたもので
あります。また、今後の政策課題に即応した試験
研究の拡充強化のため増養殖についての基礎的研
究を行う養殖研究所及び漁場造成、漁船等につ
いての研究を行う水産工学研究所を設けることと
しております。

第二は、林野庁の組織の整備についてでありま
す。

最近におけるわが国の森林・林業をめぐる情勢
は、木材需要の伸び悩み、木材価格の低迷等によ
り国内林業活動が停滞する等きわめて厳しいもの
となっており、民有林、国有林を通じてその現状

の打開が強く迫られております。

このため、林道、造林等生産基盤の整備、担
手の育成確保を初めとする民有林対策の充実強化
とともに、国有林野事業の自主的経営改善の計
画的推進及び財政援助措置の強化が必要とな
っている一方、行政組織の面におきましても、これら
の重要課題に適切に対処し得るよう民有林、国有林
を通ずる行政の統括機能の強化を図るとともに、
国有林野事業の自主的経営改善措置の一環とし
て、その組織の簡素合理化を図ることが必要とな
っております。

このような事情にかんがみ、林野庁に次長を新
設する一方、北海道にある五宮林局を再編整備す
ることとし、札幌官林局を北海道官林局に改め
るとともに、他の四官林局を北海道官林局の支局と
することとしたものであります。

第三は、食糧庁の組織等の整備についてであり
ます。

最近、食品に関する物価、流通対策の充実の要
請はますます強くなっており、これにこたえるた
めには、よりきめの細かい行政の推進が必要とな
ってきております。

このため、全国的な組織を擁し、かつ米麦及び
その加工食品のほか野菜の流通業務にも経験を有
する食糧事務所を食品全般の価格、流通対策の充
実のために活用することとし、食糧事務所が食品
全般について、その流通の改善等のための事務を
行い得ることとしたものであります。

また、食糧庁の内部部局につきましては、行政
機構の簡素合理化の趣旨を踏まえ、その再編成を
行うこととしたものであります。

第四は、本省の内部部局及び付属機関の組織等
の整備についてであります。

近年における土地及び水に関する農業利用の
動向を踏まえ、その必要とする土地及び水の確保
を図るためには、土地及び水に関する施策を長期
的見通しのもとに計画的に推進することが必要と
なっております。このため、構造改善局農政部の
所掌事務である農業振興地域整備計画及び農業水

利制度にかかわる事務を同局計画部へ移管し、土地及び水の計画的な確保に関する事務を同部において一元的に処理することとしたものであります。

また、沖縄県農業におけるサトウキビの重要性にかんがみ、その生産対策の一環として、優良種苗の生産供給体制の確立を図ることが必要となっており、このため、沖縄サトウキビ原産農場を新設することとしたものであります。

さらに、試験研究機関のうち農業技術研究所、畜産試験場、蚕糸試験場、養蚕衛生試験場及び食品総合研究所の五機関につきましては、五十二年度に移転した試験研究機関に引き続き筑波研究学園都市への移転を行うこととしております。このため、その位置が東京都または千葉県と規定されているのをそれぞれ茨城県に変更することとしたものであります。

なお、その他所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○始末委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

〔委員長退席、小宮山委員長代理着席〕

○小宮山委員長代理 次に、行政管理局設置法の一部を改正する法律案及び地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、北海道管区行政監察局の分室の設置に關し承認を求めの件の両案件を議題とし、質疑を続行いたします。安井吉典君。

○安井委員 午前中に引き続きまして、お尋ねを続けていききたいと思います。

十二月二十三日の閣議決定、「行政改革の推進について」という資料でも、第七番目に地方事務官制度の問題を掲げてあります。また、これは新しくできたのでしょね、行政管理局の「行政改

革 効率の高い政府をめざして」という格調の高い、かなりお金がかかったと思われるパンフレットがあります。この間いたしましたが、これを見ましても、最後のところに「地方事務官制度を廃止する方向を打出しております。」として書かれています。

この地方事務官という制度は、各都道府県にある社会保険事務所、職業安定所あるいは陸運事務所等これらの役所は、ちょうどここに勤めている職員の方は地方公務員と国家公務員のあいのこみたいな存在のままに戦後三十年放置されてきていて、この中で問題があるわけです。憲法が改正されて、地方自治法ができて、自治体と国の出先機関がきちっと区分されたその際に、どうしても整理できないものとして残ったのがこの三つで、これが地方事務官、しかもこういう妙なものはいつまでも置くわけにはいかぬのですから、「当分の間」と自治法附則第八條に規定されているのが、当分の間、当分の間と、何と三十数年たつてしまったというわけでありました。

この変則的な状態を早く解決しなければいけないということ、国会でも毎年、毎年、繰り返して繰り返して、それこそ三何年論議がされてきた。さらにまた、各種の審議会、調査会等も、これは一々挙げませんけれども、しばしば地方自治体に移すようにという勧告が続けてきています。

全国知事会を初め、各地方議会の議決も同じ趣旨で相次いでいます。ことしに入っても、群馬県議会とか高知県議会等での議決もありました。国会の方も、これももう挙げて数うべからずという、決議また決議と、こういうことになつていくわけ、とりわけ七十二国会で両院の地方行政委員会、地方移管の決議をし、当時の三木総理は、五十二年三月三十一日までに移管をいたしますという約束までしているわけ、ところが、それがさへ今になって今日まで来ているわけ、したがって、今度の行政改革の一環として地方事務官制度が廃止されるということに私たちは期待をつないでいたわけでありました。

ところが、どうもいままでのいろいろな経過と反するような結論になつたようなんです。いままでのさまざまな動きというのは、全部地方自治体のものとして強化をすべきだという方向だったのに、今度は運輸地方事務官だけについて、車検登録事務は国家公務員にする、陸運事務所は国の行政機関としていく。それから道路運送関係等の残りはさらに引き続き協議をしていくというように、この中で、地方事務官というものがまだもう少し尾を引いていくような感じがします。さらに、厚生省と労働省の関係は二年以内に廃止ということで、これまた見送り。こういうあり方は、いまいつと述べてまいりましたように、まさに三十年の経過に逆行するあり方だ、こう思うのですが、まず基本的なこの考え方についてお答えをいただきたい。

○辻政府委員 地方事務官の性格あるいはこの問題の経緯につきましては、ただいま安井委員のお述べになりましたとおりでございます。いまお話のございましたように、何分にも三十年来の懸案でございますので、一挙に解決することはきわめてむずかしいわけでございます。

そこで、先般の閣議決定におきましても、いわば二段構えにいたしまして、調整が比較的容易であると考えられます運輸省の陸運関係の地方事務官制度につきましてはまず手をつける。それから厚生省の社会保険関係及び労働省の職業安定関係の地方事務官制度につきましては二年以内に廃止する、こういう構えで問題の解決を推進してまいりたいと考えているわけでございます。

ただいまお述べになりましたように、地方自治の立場を尊重いたしましたことは当然でございますけれども、また、一方におきまして、行政事務をどのように国と地方の間で分担いたしましたなら、一番効率的、合理的であるかというそういう立場も考えなければいけないわけ、さういまして、さういふ両面の立場を考えながら適正な解決を図ってまいりたいと思つて、この次第でございます。○安井委員 それでは納得できないわけ、さういふことで地方自治を尊重する方向でということ

前提にして進めてきたのが、とりあえずという今の陸運関係の処理においてはあべこべなんです。新しい国の出先機関を設ける、国家公務員の数をふやす、国の行政改革を進めるというその姿勢からいっても、こんなおかしいことはないというところではないかと思ひます。

そこで、もう少し今度の閣議決定の具体的な措置の中身について伺いたいのではあります、このように決まるとすれば、決まったような法制措置が必要なのでは、それはどういふふうにするおつもりなのか、どういふふうに進んでいるのか、それを伺ひます。

○梶原政府委員 お答えをいたします。運輸省といたしましては、先生御指摘の閣議決定の趣旨に従ひまして、目下行政管理局、自治省、運輸省の間で鋭意協議を進めておるところでございますが、成案を得次第所要の関係法律案を国会に提出させていただきますように考えておるわけでございます。どのような法律改正が必要となるかということにつきましては、現在も協議の過程にあるわけでございますので、現段階におきましては明確に申し上げることができないわけでございますが、たとえば現在都道府県知事に機関委任されております事務を国の組織が行うこととなり、またことに伴つて道路運送車両法などの関係法律の改正が考えられる、こういうふうな考え方をしております。

○安井委員 閣議決定のとおりいくならばという仮定の上で立つてのお尋ねなんです、これは運輸省設置法の改正は要らないのですか。運輸省設置法の改正と言へば、わが内閣委員会の所管でございます。しかも来月の十七日にこの国会は終わるわけ、さういふことは間に合ふんですか。それとも別なこのお考えがあるんですか。

○梶原政府委員 運輸省設置法の改正も必要になるうかと思つてございしますが、現在関係省庁の間において、内容につきまして鋭意協議をしておる、地方事務官問題の扱いにつきまして協議をいたしているところでございます。

○安井委員 自治省の方はどうですか。

○中村説明員 お答え申し上げます。

運輸省関係の地方事務官の問題につきましては、ただいま行政管理局長、業務部長から御答弁がありましたとおりでございます。現在三省庁間において検討いたしておりますところでございます。私もいろいろといたしましては地域の実態に合った形で関係の事務が処理されるようにということがかねての考えでございます。これまでもそのような方向で努力をいたしてまいりましたし、今後の協議におきましても、そのような方向で努力をいたしたいというふうには存じておりますけれども、何分にも多年の難問でございますので、これからいろいろと各省庁の間で議論を詰めてまいり、必要があるのではなからうかというふうには存じております。そのような次第でございます。関係法律等の点につきましては、この段階で申し上げるまでには至っておりません。

以上でございます。

○安井委員 いまのような状況からすれば、五月十七日のこの国会中に新しい法律が成立するなどということはおぼつかないのではないかと、そんな感じを受けるわけです。

もう一つ伺いたいのは、車両登録事務の二千五百五十一人の方は国家公務員の方ということで何か話がついたというふうに伝えられていますが、道路運送関係の残り三百四十九人の方は懸案のまま残して、引き続き協議をする。これは地方事務官のまま残すんですか、どうですか。

○辻政府委員 陸運事務所で行っております事務は、御承知のように、大きく分けまして三つあるわけでございます。車検と登録と輸送行政管理の三つの事務でございます。そのうちただいま御指摘ございましたように、車検、登録の事務を国の事務にするということにつきましては、おおむね関係省庁間で調整がついておるわけでございますが、輸送行政事務、つまり許可認可事務をどのように国と地方の間で配分するかにつきましては、いろいろの御議論、御意見がございまして、まだ

政府部内でも最終的な調整に達していない段階でございます。

○安井委員 これは三省にまたがっているから、だれに聞けばいいのかわかりませんが、やはり中心は運輸省だろうと思えますから伺います。

いまのようなお話では内容についても煮詰まっていらないんだ、しかもその法律のつくり方についてはほとんど先の問題だというような印象を受けるのですが、五月十七日の国会終了までに間に合うというつもりでやっておられるのか、それとももうあきらめているのか。もうすぐに連休ですからね。あさって、これが出てくるようには見取れません。そうすると、五月の飛び石連休が終わってからと言うと、会期はもう一週間ぐらいしかないでしょう。そういう中でどうしてこれが処理されるのか。どんなお考えなんですか。

○梶原政府委員 今日この段階におきましては、閣議決定の趣旨に沿いまして、鋭意関係省庁の間で協議することに努力しているところでござい

○安井委員 そんな程度なら大体推測がつくと思うのですが、そこで残された厚生省とか労働省の問題があるわけですね。これらについては、陸運関係を含め今日のいろいろな経過に逆行するような方向で決めるようとしているわけでありますけれども、それと同じような考え方で厚生や労働の問題に接近していくというふうなことはまさかな

いのではないかと、どうですか。

○辻政府委員 厚生省及び労働省の地方事務官制度につきましては、閣議決定で決まっておりますように、二年間以内に廃止するものと。というようにしては、関係省庁間でこれから協議をい

切な解決を見出すように最善の努力を尽くしてまいりたいと考えております。

○安井委員 いままで勧告や建議や決議や、そういうものがたくさんあるわけですね。そういう経過を尊重しないで問題を解決するような考え方はあくまで間違いだと思ふのですが、そのように考えてよろしいですか。

○辻政府委員 従来からの経緯あるいは御議論、御意見等につきましては、私も十分に承知をいたしております。しかし、先ほど申しましたように、もとより地方自治の立場を尊重すべきでございますけれども、また一方にそれぞれの事務についての個別の事情もあるわけでございます。どのように国と地方の間で事務を配分いたしましたならば最も効率的、合理的に事務が遂行できるかという観点も同様に重要な問題でございます。その両面を考慮合わせながら、あくまでも適切な結論を出すように努力してまいりたいと思っております。次第でございます。

○安井委員 これも行管庁の方に伺いますが、運輸省の処理の中で国家公務員がふえるわけで、定員法の問題です。

〔小宮山委員長代理退席、藤尾委員長代理着席〕

これについては地方事務官という仕組みが変わってくるわけですから、後の問題は後の問題として、いま起きようとしている問題についてはどういふような処理をされるおつもりですか。総定員法という仕組みの根幹にも触れていく問題があると思ふのですが、どうですか。

○辻政府委員 ただいまの定員管理法で申しますと、地方事務官は自治法附則八条の定員ということになっておりまして、いわゆる総定員法の中に入っていないわけでございます。今回の地方事務官制度の廃止によりまして、地方事務官が運輸事務官あるいは運輸技官となるといたしました。これは当然総定員法の中に入れていかなければならぬと思っております。その場合に総定員法の限度をどうするかという問題があるわけござい

ますけれども、先ほど申し上げておりますように、この問題は、ただいま各省間で最終的な処理を詰めておる段階でございます。その一環としてしまして総定員法の取り扱いも含めて検討いたしまして、結論を出したいと思っております。

○安井委員 いまの運輸省側の説明によると、運輸事務官なり運輸技官と明確になる部分と、運輸地方事務官ですか、そういういままでどおりの形で残るものと何かでそのような感じですね。そういうふうな非常に複雑な運びになるような気もする

し、それから今度の場合は三千人足らずでありますけれども、厚生とか労働などがこんな運びになるようなことになったら、これはもう大変なわけですね。もう総定員法もへったくれもなくなるわけですね。いままでも国立医大ができてからしり抜け同然の状態になっていた総定員法が、またぞろこの問題をきっかけにしてどうしようもないようなことになったのじゃないですか。根本的な見直しとか何とかというところにはいかなないですか。

○辻政府委員 地方事務官制度の廃止に伴いまして、国家公務員の総体の数がふえるということではもちろんないわけでございます。先ほど申し上げましたように、定員管理の法制なり体系が別体系になっているわけでございます。地方事務官でございまして、附則八条の方の定員で管理をしておる、それ以外の者はいわゆる総定員法の方で管理をしておるということでございますので、いわば国全体の定員の管理の体系の中の区分の問題であらうかと思っております。

それから昨年度お願いいたしました、新設の医科大学だけ特別措置を講じていただいたわけでございますけれども、厳密に申しますと医科大学等の新設大学でございますが、何しろ新設の医科大学は一枚つくりまして千人定員がふえるというふうな特別な問題でございます。総定員法当時予想されなかった事態でございましたので、当分の間の措置といたしまして特別に枠外としていただいたわけでございます。私も総定員法全体の

今回の行政改革における地方支分部局の整理合
理化の方針並びに整理の具体的な内容について、
まず御説明願いたいと思います。

○辻政府委員 地方支分部局の問題につきましては、従来に引き続きまして、社会経済情勢の変化あるいはまた交通手段の発達等にかんがみまして、整理再編成を推進することとしているわけでございます。

まず、ブロック機関、府県単位機関につきましては、省庁別に個別に検討するというにいたしまして、四省庁、五種類、十二機関について整理を行うこととしているわけでございます。

それから支所、出張所等、第一線機関、末端機関までございますけれども、これにつきましては、
 閣下でございますけれども、これにつきましては、
 全体として約七千カ所ありますものの中から三年
 あるいは五年間に約一千カ所の整理を行うことと
 しているわけでございます。

○**鈴切委員** 各省庁の地方支分部局については、当面、次のとおり約一、〇〇〇箇所について整理再編成を行う」というふうに書いてありますけれども、地方支分部局は全体で何力所ありますか。また、郵便局を含めると大体何力所ぐらいになるでしょうか。

○辻政府委員 支所、出張所から府県単位機関、ブロック機関全部合わせました総数は、郵便局まで全部入れますと二万六千ございまして、郵便局を除きますと七千八百九十八という数になります。

○**鈴木委員** 大蔵省関係の財務部、そして郵政省関係の地方郵政監警局支局については、法律改正を必要としないというふうになっております。

そこで、ブロック機関、地方支分部局の設置形式についてお伺いをしたいわけでありますけれども、行政管理庁のブロック機関である管区行政監察局の部は法律事項になっておりますし、大蔵省のブロック機関である財務局の部は省令事項となっております。そしてまた、同じ大蔵省の国税局の部は法律事項となっております。同じ大蔵省で

も、このように設置の形式が違ふというのはどういうわけなのか。また法律事項あるいは省令、政令等にゆだねているということについて、大変に混乱があるように思われるわけですが、行政管理局としては、この種の状況整理についてどのようにお考えになっておりますか。

○辻政府委員 地方支分部局の内部組織の設置形式についてのお尋ねでございますが、地方支分部局の内部組織は、一般的に申しますと、省令以下の形式によって定められているのが通例でございます。しかし、ブロック機関に限って見えます。

と、内部組織、特に部の設置を法律で定めている例もあるわけがございます。そこで、ブロック機関のうち、部制をとっているものが現在二十五ございますが、法律で規定しているものが十三、その他の十二につきましては政令あるいは省令以下で

なぜこのような区別があるかということにつきまして、特に明確な理論的な根拠と申しますか基準と申しますか、それは見当たらないうでござります。

いますけれども、強いて申し上げますならば、一般行政を担当しております機関の多くは部の設置を法律事項としておりますのに對しまして、現業機関につきましては、省令以下で設置するものが多いようにございます。しかし、この点につきましては、

しても、ただいまの御指摘と関連いたしまして、例外もあるわけでございます。この点、ブロック機間の内部組織の設置根拠が区々になっておるということにつきましては、今後の一つの検討課題であると考えております。

○鈴切委員 局長、いま検討課題であるというふう
うに言われたわけですが、どういう方向で検討を
されるつもりでしょうか。

○辻政府委員 この問題につきましてもいろいろ
な経緯がございまして、昭和四十六、七年度に国家

行政組織法の改正に伴います整理法案を御提案申し上げた際には、ブロック機関の内部組織で法律事項とされているものについて、すべて政令以下

で定めるように改めるよう御提案申し上げた経緯もございます。いずれにいたしましても、各省庁の設置法制を全般的に見直すという機会がございますならば、その際にあわせて検討いたしたいと考えております。

○**鈴切委員** 支所、出張所等を大体三年から五年間に整理統合するというふうにありますけれども、実施計画はどのようになっておりましようか。たとえば一年目にはこういう計画、二年目はこういう計画、三年目はこういうふうにしなすところという計画、

○辻政府委員 五十三年度末までに約六百を整理する計画であります。

○鈴切委員　六百を整理するというわけでありまして、すけれども、その整理する仕方に、一遍に六百ぼんとやってしまふのでなくして、やはり一年目にはこういう計画であり、二年目にはこういう計画であり、三年目にはこういう計画であるということに

とについて計画性があってしかるべきではないだろうか、こういうふうに思うわけでありますけれども、たとえば中央省庁の課とか室とか官とかのの整理については二年間になっているわけですね。二年間になっておりまして、削減数は、偶数の場

合は半分ずつ、奇数の場合は前年が多くなるというふうなやり方をとっているわけでありますから、そういうふうな計画性の必要があるのではないかとように思うのですが、どういうふうにお考えでしょうか。

○辻政府委員 地方支分部局の整理は、先ほど御指摘もいただきましたように、三年とか五年の計画にしているわけでございますけれども、ただいまの段階で正確な年割り計画を定めているわけでは必ずしもないのでございますが、先ほど申し上げ

○**鈴切委員** やはり計画性を持ってやりませんと、一漏にまとめてやるというようになり方にな

ります。非常に混乱を起こすわけでありますから、そういう意味においては計画性を必要とするのではないかと、こう思うわけでありますけれども、大蔵省関係の財務部については「昭和五十三年度に一部を廃止するほか、更に一部を廃止する

ものとす。」としておりますけれども、「更に」部を廃止する「時期が実は不明であります、この点については、いつをお考えでしょうか。

○宮原説明員　お答えいたします。

昭和五十三年度の初年度に北海道の小樽財務部

を一つ廃止するという方針は決定いたしておりますが、その次の一つにつきましては、目下のところいろいろ検討しておるという段階で、場所と時期はまだ確定に至っておりません。

○鈴切委員 うわさによりますと、これまで北海

○宮原説明員 財務部のどこを廃止するかという道じゃないだろうかというふうなことを言われているわけでありますけれども、北海道の方も検討の事項に入っているんじゃないでしょうかね。その点はどうなんですか。

ことにつきましては、いろいろ考え方がございまして、局からの交通の事情とか、あるいは対象として、局からの交通の事情とか、あるいは対象としている地域の事務の量とか、いろいろな基準から総合的に考えて小樽のことをしは決めたわけですが、そういうわけで、決して先

入観を持ちまして北海道ということでやっているわけではございませんので、御了解を願いたいと思います。

○鈴切委員 「更に一部を廃止する」というのは、そうしますと、まだ場所も決まっていないし、

それからいつ廃止をするということも決まってい
ない、こういうことですか。

○宮原説明員 現在のところさようであるとい
うに御理解いただいて結構でございます。

○冷切委員 支所、出張所等第一線幾箇内七千カ

所について三年から五年間に約一千万の整理を行ふというふうにしておりますけれども、その中に全廃あるいは三割整理統合とか一割整理統合の中で「極力整理統合を行う。」というふうにこの関

議決定の中に書いてあるのと「整理統合を行う。」との表現になっているのがございすけれども、これは「極力整理統合」と「整理統合」と、おのおの持つ意味合いというものは違ふと思うのですけれども、どういふふうなことを判断したらいいでしょうか。

○辻政府委員 それぞれの機関の性格なり現状に應じて、個別に検討いたしたわけでございます。したがって、ただいまおっしゃいましたように、比率あるいは数を明示いたしたのもございすし、そこで行かなかつたけれども、できる限り整理統合を行うということで決めたものもあるわけでございます。

○鈴切委員 できる限り整理統合をやるといふのは「極力整理統合を行う。」といふことで、いわゆる「整理統合を行う。」といふのは決定事項だと、片方は努力目標であり、片一方はいわゆる決定事項である、こういうふうにとつていいでしょうか。

○辻政府委員 原則といたしましてこの率でございすとか、数でございすとか、それが明示してありますものは「整理統合を行う。」とまで明示できなかったものは「極力整理統合を行う。」という表現にしてあるのでございます。

○鈴切委員 昭和五十二年の十二月二十三日に閣議決定をしたときには、まだ五十三年度の予算が成立していませんのであります。今日その予算が成立しましたので、これはどういふふうな反映され、どういふふうに進んでおられるのかという問題がありますが、各省の実施計画に伴つてどのように推進されておりましたでしょうか。

○辻政府委員 先ほど申し上げましたように、五十三年度末にたゞいまのところの計画でございすすと約六百を整理することになっております。予算も成立させていたしましたが、これによりまして、それぞれの省令等の措置によりまして、これから整理を推進していくわけでございます。

○鈴切委員 そうなりますと、たとえば予算につ

いてはもう成立したわけでありすから、各省庁から予算上の決定に伴つてそれぞれ決められるわけでありすから、決められますと、行政改革本部の方へ報告されて必要なものは公表をする、こういうふうなことがなりましたでしょうか。

○辻政府委員 適当な機会に、行政改革本部の報告というふうな形になりましたら、何らかそういう形で取りまとめるつもりでございます。

○鈴切委員 その中には公表されないものも出てくるわけですか。

○辻政府委員 行政改革本部で取りまとめた実績については、公表いたします。

○鈴切委員 地方支分部局の整理合理化を行う前提として、国と地方の事務の再配分を行う必要があるというふうに思ひますけれども、今回の行政改革ではこの点の検討、実施がなされていないやうであります、どうしてでしょうか。

○辻政府委員 国と地方の間の事務配分の問題は、重要な基本的な問題であるわけでございます。第一次及び第二次の行政改革計画におきましても許可の整理という面からこの問題を取り上げまして、相当な事項にわたつて地方委譲等の措置を講じたわけでございます。今回の許可の整理二千四百事項の中にも地方に委譲するものが二十八事項含まれておるわけでございます。

しかし、それはそれといたしまして、国と地方間の事務の配分を基本的、根本的に見直すという問題になりますと、これは非常に大きな問題でございまして、そう早急に結論の出る問題ではないのでございす。また行政管理局だけで取り扱える問題でもないかと思ひます。

そこで、冒頭に御説明申し上げましたように、今回の地方支分部局の整理に当たりましては、社会経済情勢の変化であるとか交通手段の発達の状態であるとか、そういうものから見まして整理できるものは整理する、このような考え方に立ちまして、末端機関の千カ所、ブロック府県単位機関の十二というものを対象にして整理合理化を進め

ていくということにした次第でございます。

○鈴切委員 国と地方の事務の再配分は行政改革の最大の課題であるはずであります。これに関しましては検討、実施がされてないといふことは、今回の行政改革の一つの欠点ではないかと私は思ひます。その点、事務の再配分に関して過去いろいろな答申、その他があつたわけでありすけれども、過去どのような答申がなされ、そしてそれをどのように実施されてきておるのでしょうか。たとへて言うならば、昭和二十五年に神戸委員会におきまして、この事務の再配分の問題について言及しているわけでありすが、それについてずっと一貫してこの問題が取り上げられ、答申をされてきておるわけでありすが、その実情についてお伺ひいたします。

○辻政府委員 その神戸委員会の資料につきましては、ちよつと手持ちをいたしておりましたが、従来の経緯を申し上げますと、たとえば第一次及び第二次の行政改革計画では、許可の整理に関連をいたしまして、都市計画関係事務、工場排水規制関係事務等九十七件の事務を取り上げまして、事務の委譲、権限の委任等の推進を図つてきたわけでございます。その九十七件のうちで現在まで八十六件、八八％が実施済みとなっております。

○鈴切委員 この事務再配分の問題については、やはり原則がございすね。その原則をどのやうに御理解しておりますか。

○辻政府委員 昭和三十三年の臨時行政調査会答申の中に「行政事務の配分に関する改革意見」というのがございすが、それによると、再配分の原則は現地性の原則、総合性の原則、経済性の原則といふことになっております。

○鈴切委員 その原則に基づいて再配分を進めていけといふことでありますけれども、地方支分部局の整理合理化を行う前提たる国と地方の事務の再配分がどういふふうに向に進まないといふのは、それだけの理由があると思ひますが、その理由についてはどうお考えでしょうか。

○辻政府委員 これはいろいろな原因があろうか

と思ひますが、国と地方との行政事務の配分は非常に大きな問題でございすし、各省所管行政とも絡む問題でございすので、従来必ずしも計画どおりになかなかつた面もあるわけでございますが、先ほど来申し上げておりますやうに、許可に関連をいたしましては従来から相当程度この権限委譲を推進してきた経緯があるのでございます。

○鈴切委員 いま、いろいろな事情があり、理由があるといふことですが、そのいろいろの事情とか理由とかいふものをもう少し明確に分析していただかないと、こういう問題については再配分といふものはなかなか進まないわけでは。行政管理局としてはその点をもう少し明確に御答弁いただかないといけないのじゃないでしょうか。

○辻政府委員 ある行政を進めてまいります場合に、もちろん、地域に密着をせよと申しますか、そういう個別性を尊重してまいらうといふことも必要でございすが、一方におきまして全国的な統一を図つて進めていくということも必要なのでございすので、その辺の兼ね合いが恐らく一番問題ではなからうか。いずれにいたしましても、具体的な問題になりますと、個々の行政制度のあり方なり、あるいはまたその行政事務の内容に関係いたしてまいりますので、具体的に解決を図つていくことが必ずしも容易でないといふ事情があるものと考へております。

○鈴切委員 再配分ができないといふことについては、それなりに理由があるかと私は思ひますけれども、国の地方公共団体への信頼関係がないといふか、国が地方公共団体に対して非常に不信感を持っているといふ状態などもあるでしようし、あるいは行政事務の再配分には財源が伴うから、そういう財源の問題においては非常にむずかしい問題があるといふことはもう常識なのでありますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○辻政府委員 地方不信と申します表現が適切であるかどうかは別といたしまして、ただいま御指摘のような面は確かにあるものと存じます。

○**鈴切委員** 府県単位機関の整理合理化は、今回
行政管理庁、大蔵省、農林省、郵政省のみしか実

経緯もございますので、今回はそういう整理の基準はとらなかったわけでございます。

持ちであるのか、また、全然持っていないのか、その点について伺います。

か出ておったけれども、いつの間にか立ち消えな
してしまったというような話も聞くわけでありま
すが、全然九州の方はそういう話はなかったで

すか。

○辻政府委員 九州の方の機関で整理対象としておりますのは有明海漁業調整事務局でございます。そのほか、ブロック機関等につきましても確かに検討の過程ではいろいろな御議論があったわけでございますけれども、その行政の実態でございますとか業務量でございますとか、そういうものを検討いたしました結果、今回の措置としては見送ったわけでございます。

○鈴切委員 北海道と九州と対比して、九州の方の業務量とかそういうのが大変に多いからということで見送ったというわけでありまして、片一方は北海道と九州で、片一方は整理統合し、片一方は見送った。それには相当のいろいろの検討がなされてきたわけであらうかと思いますが、その具体的な理由としてどういふものが挙げられましようか。

○辻政府委員 九州の府県単位機関を具体的に検討したことはなかったと思うのでございますが、たとえて申しますと、先ほどの御質疑に関連をいたしますが、財務局につきましても北九州財務局と南九州財務局と二つございまして、この統合を検討したらどうかという御意見はございしました。しかし、いろいろな財務局の仕事といたしております金融行政あるいはまた国有財産の行政という見地から見まして、金融機関の店舗数でございますとか国有財産の数量でございますとか、そういう行政の対象を検討いたしました結果、その他の財務局に比べましても必ずしも遜色がないということもございまして、この際の措置としては見送ったわけでございます。

○鈴切委員 行政管理局の行っております行政監察に基づく勧告の実施状況についてはどういふふうになっておりますか。数字をもってお示し願いたいと思います。

○佐倉政府委員 ただいまの御質問の数字でございますけれども、北海道の場合、北海道管区行政監察局及びその管内にあります三地方局の問題をお答えいたします。

まず、監察関係でございますけれども、監察には、御存じのとおり中央計画監察とそれから地方監察とがございます。中央計画監察の北海道での実施の数でございますけれども、管区局で二十、函館五、旭川四、釧路四、合計で三十三。地方監察につきましても、管区局が四、函館局二、旭川局二、釧路局三となっております。合計十一でございます。

次に、行政相談の問題でございますけれども、受付件数、これは五十一年度の数字しか集計されてございませんけれども、管区局で三千六百三十四、函館局で二千八件、旭川局で二千二百五十八件、釧路局で千七百六十七件、合計九千六百六十七件という数字が出ております。このほかいろいろ業務はやっておるわけでございますけれども、数字で挙げますればそのとおりでございます。ただ、一本の監察につきましても、やや大きいものもあるし、やや小さいものもあるもので、この数字だけではその業務量ははっきり数量化できていないと考へておられますが、数字にしますと大体いまのようなことでございます。

○鈴切委員 北海道でなくして、行政管理局のいわゆる行政監察全般については、どのような数字になりましようか。

○佐倉政府委員 全般のものを申し上げます。五十一年度の数字を、まずちょっと申し上げます。五

中央計画監察で全部で十三本、地方監察が二百十五本、それから特別調査と称するものが三本、これは先ほどの話で、中央計画監察と私ども一緒に勘定しておりますけれども、三本。それから行政相談の問題でございますけれども、行政相談の受付件数が、受付でございますけれども、五十一年度十五万二千九百三件というところでございす。全国的には一応そのような数字になっていま

○鈴切委員 この勧告をされておるわけでありましてけれども、勧告をされていながら実現されてい

か。また、そういう勧告されても実現されないというものの種類と同時に、その理由はどういう理由で……。

○佐倉政府委員 勧告につきましては、各省庁において十分尊重していただきまして、改善措置がいろいろと行われているというふうに考へております。ただその改善措置のとり方に、かなりと申しますか、やはり濃淡があるように私も考へております。それで、たとえば改善措置がとられまして、それがすでに実効が上がっているようなものとか、改善措置はとりましたけれども、まだその実効が上がるには若干時日がかかるものとか、あるいは改善措置をどういふふうにするかというところで検討中のものとかいろいろございすけれども、ただいまの検討中というふうなものまで含めますれば、大体各省庁においては勧告を実施すべき措置がとられているというふうに私も考へております。

○鈴切委員 先ほどお話がありましたように、一度やって現在検討中であるとか、あるいは実際に答えが保留中であるとか、そういうようないろいろの理由をつけて、実際にはまだ勧告が推進されていないような状態もあると思うのです。それに對して、場合によっては再勧告が必要な場面もあるのではないだろうかと思うのですが、その点についてはどのようにお考へになりますか。また追跡調査をやる必要があるのではないだろうかということもしみじみ感ずるのですけれども、その点についてどうお考へでしょうか。

○佐倉政府委員 私ども勧告しました場合に、勧告のフォローというのを、非常にやはり先生御指摘のとおり重要なことだろうと考へておるわけでございます。それで、勧告をしました場合、物によって違ふのでございすけれども、大体三カ月程度の範囲でいろいろその措置状況の回答をいただきます。その後半年、物によっては一年近くなるものもございすけれども、その後の改善措置状況ということで、最初にいただきました回答から漏れているようなものにつきまして、さらに

御回答をいただくということをやっておるわけでございす。そこまでは必ずどの勧告についてもやることにしております。

それで、さらになかなかその実現が思うように進捗しないものにつきましては、適宜推進監察等を実施するように心がけておまして、また事実推進監察をやったものもございす。それでございすけれども、先生御指摘のとおり、なかなか進捗しないものも多数あります。そういうものにつきましても、機会をとらえ、また、全体の監察計画との兼ね合いもございすけれども、なるべく十分のフォローをしていきたいというふうに心がけておるし、今後ともそのように努力したいと考へております。

○鈴切委員 推進監察の実施状況、これも報告してもらいたいわけでありまして、いま時間がながいから、資料としてお出しただけましようか。

○佐倉政府委員 後ほど資料として御提出申し上げます。

○鈴切委員 行政相談委員法に基づく行政相談委員は、どのような基準でどのように配置をされておりましたか、その状況についてお伺いいたします。

○佐倉政府委員 行政相談につきましては行政相談委員というものが全国に置かれておりますけれども、これは一市町村に、小さなところでも必ず一人置くように、それから大きな市町村におきましては、大体人口五万人に一人というような基準で設置されております。

それで、現在全国で定数が四千五百七十六人となっておりますが、大体その地方の有識者の方に御委嘱するという方針がとられております。

○鈴切委員 大都市における行政相談委員の増員について、行政管理局は、やはりかなり行政に對しての苦情とかあるいは相談とか、そういうものもあるわけでありまして、これからどのよううにしてこの問題をとらえていかれましようか。

○佐倉政府委員 大都市の問題、確かに行政に對

なぜその三局を北海道で廃止することにしたかということですが、御承知のように、行政管理局の出先機関はブロック機関が八つございます。それ以外に、大体原則として府県単位に三十八の地方局がございます。それに、北海道においては特に道の中に三つ、地方行政監察局があるわけがございます。

私も、今回の改革に当たりまして十分検討いたしました結果、北海道におきましては、御承知のように都道府県としては北海道庁があるだけでございます。実際の監察業務の実態から照らしましても、それぞれの三局が、管区の地方局と合わせて四局、それぞれ監察をやっていました場合におきまして、やはり問題によつては、相当札幌の道庁と調整をする、調整をしなければいけない、こういう実態がございます。現実の監察の実施についても、実はそういう点を配慮してまいったわけでございます。そういうことを十分考えまして、三局を選んだわけでございます。

○鈴切委員 昭和四十五年十二月二十二日の閣議報告には、「地方支分部局の整理再編成について」、そういうふうに書いてありますけれども、行政管理局の關係の「地方行政監察局を昭和四十六年度に廃止し、所要の現地事務処理機関を配置する」というふうに書いてあります。それを今回は分室とするというわけでありましたけれども、当時と、状況はどのように変わつたのでしょうか。

○加地政府委員 ただいま御指摘のございました前回の四十五年のときの行政改革の考え方、先ほど管理局長から御答弁申し上げましたように、四十六年の場合には、ブロック機関と府県単位機関、二階建ての形のような機関につきまして、その合理化を図るという形で行われたわけでございまして、その際には行政管理局設置法の一部改正という形で、地方行政監察局を事務所にするという形の御提案を申し上げたわけでございます。今回の府県単位機関の整理につきましては、これも先ほど行政管理局長が申し上げましたように、前回の考え方を變更しまして、今回はそういう

た都道府県単位機関の個々の機関の実情に即して見直しをやっていく、こういう考え方で整理が行われたわけでございます。その点、前回のときの考え方の整理と違つてゐるわけでございます。

○鈴切委員 今回、三地方行政監察局を廃止して、北海道の管区行政監察局の分室を設置するというところでありますけれども、分室の業務内容はどうかですか。また、分室の管轄区域はどういうふうなんでしょうか。

○加地政府委員 分室の設置につきましては、これは先ほど申し上げましたように、いまの地方監察局でやっている業務の中で、特に行政相談を中心とした現地的な業務をやつていく、こういうことで実は分室を考えたわけでございます。

分室の規模といたしましては、一分室に九名というところでございます。主たる業務は、行政相談關係の現地的なサービスを中心にやつていきます。ただ一部、監察關係の業務を全部札幌に持つていく關係がございます。そういう行政監察の補充的な仕事も多少現地的な処理としてやらしてはどうかというところで、分室としては、管区監察官が二名、うち一名は分室長の形になるわけでございますが、その二名のほかに所要の職員七名というところでございます。

以上でございます。

○鈴切委員 行政相談業務の範囲とかあるいはまた管轄区域あるいはまた管区の局長の指示を受けて監察事業の補充をする、その補充をするということは一部分担をするということなんですかそれとも、これはどういうふうに管轄をお決めなんですか。

○加地政府委員 大変さうも失礼いたしました。管轄問題でございますが、もともと分室というのは、先ほど申し上げましたように、これは管区の内部機構、内部組織、こういう形になるわけでございます。したがって、たとえば地方局を廃止いたしました支局とか出張所という形にいたしますと、いわゆる行政機関としての固有の管轄範囲を持ちまして、また独立した監察なりそういう

活動をやるわけでございますが、これはあくまでも分室というのは管区局長の補助機関でございまして、現実に独特の管轄分野を持つてやつていくということとは、これはたまたまとしてはないわけでございます。ただし、北海道は非常に広域でございまして、行政相談につきましても、現実の実施面からいいますと、従来三地方局が分担してまいりましたそれぞれの地域を、行政相談の關係については局長の指示を受けて処理をしていく、こういう形にならうかと思ひます。

○鈴切委員 それでは内部機構にしないで、いまあなたがおっしゃつたように、支所とか事務所というふうなことにすれば管轄区域がはっきりするわけですから、そういうふうにしてやられませんか。大変混乱が起きるんじゃないでしょうか。管区が全然はつきりしないで、てんでんばらばらに内部局としての動きをとるということは、大変にこれは問題を残すんじゃないですか。

○加地政府委員 私どもは、実は分室の形でこの仕事をやっていて支障がなかつたというふうに考へておるわけでございます。その一つの考え方といたしまして、この際、行政機構の簡素化を図る、こういう一つの趣旨があるわけでございまして、そういう意味では法律上の規定がございまして、三地方局を廃止する、こういうたてまえを貫いたわけでございます。

その場合に、御心配いただくように、実際の行政事務上混乱なり支障があるかという問題がございしますが、私どもは、そういう点については十分考へまして、そういうおそれのないような処理をしたい、こういうふうにお考へております。特にいま申し上げましたように、分室の機能というものは、いわばサービスの機能の業務が中心でございまして、たとえば一つの権限行為として機関としての行為をやる、こういう場合はあくまでもこれはすべて札幌の管区行政監察局長が行うという形になるわけでございまして、現地的な事務の中で主としてそういうサービス關係の業務を担当させるというところでございます。

○鈴切委員 内部機構にしてしまつたんでは、やはり分室の管轄区域というのは明確にするわけにはいかないわけでしょう。そういうことになりまして、たとえば分室化したことによつて、従来やつておつた地方監察というのはどうなんでしょうか。

○加地政府委員 したがって、地方監察は北海道の管区監察局が実施をする。その場合に管区の実施の面につきまして、それぞれの現地的な分担任と申しますか補助と申しますか、そういうものの機能分担任はいたしますけれども、少なくとも地方監察という形で公式の勧告なり意見を出す場合は、あくまでもこれは北海道の管区の局長という形にならうと思ひます。

○鈴切委員 時間がございませぬので、最後にまとめてちょっと伺ひますけれども、三地方行政監察局を廃止した後分室を置いたのでは、私は行政機構の簡素化、合理化にはつながらないのではないかと、そういう感じがいたします。また北海道の管区行政監察局に行政相談部を置くことは、かつて組織の拡大であり、今回の行政改革の趣旨に反するのではないかと思つたわけでありますけれども、どうして行政相談部というのを置いたのか、その点について伺ひをして、質問を終わりたいと思ひます。

○加地政府委員 再三申し上げますように、三地方局を廃止いたしました、分室にした場合には、監察にいたしましたも行政相談にいたしましたも北海道管区の局長が実施をする、こういうたてまえになるわけでございますが、その場合に従来はそれぞれの地方局長が地方局長の責任と権限におきましてそういう業務を実施してまいつたわけでございまして、その三地方局長にかわるものが、改正後は管区の局長、こういうことになりまして、北海道の非常に広域的な業務その他を考へますと、やはり局長だけでは非常に無理な面がございまして、局長と行政相談部長が全城をそれぞれ分担して相談業務を推進していく、こういう形になるわけでございます。したがって、三地方局の廃止ということと行政相談部長の設置というの

はそういう関連にございます。全体としてお考えただければ、決して機構の膨張という形にはなっていないというふうな私どもは考えている次第でございます。

○鈴切委員 長官、いまいろいろ質疑をしている中で、問題になるような箇所もあるのですけれども、私ども行政改革という一つの大きな国民的な要望に沿って、安上がり、そして開かれた政府をつくっていくということについて協力を申し上げるわけでありまして、そういう意味において、行政管理庁長官というのは総理と同じように指導性が必要でございまして、最後に御決意を伺って、質問を終わりたいと思います。

○荒松国務大臣 大変激励をいただいておりますが、なかなかに複雑な機構、またふやす一方で参りましたので、十分な目的が果たせない、これはまことに申しわけないと思っておりますが、御激励を得て一生懸命やってみたいと思っております。

なお、余り急速にやりますと、私が考えているようなことをばたばたと大変なことになるというようなことも考えつつやっておりますので、どうぞいろいろ御指導をいただいて、しっかりやってみたいと思っております。

○鈴切委員 終わります。

○始末委員長 受田新吉君。

○受田委員 荒松先生、先生は、ごく最近においてロッキード事件を処理する特別委員会の委員長として名を博したお方です。しかる後、裁判官弾劾裁判所の裁判長として鬼頭君を裁く大変な名裁判官の名をほしいままにしたお方、この二つの経験を通じて、政治家としての感懐をお述べいただきたいのです。

○荒松国務大臣 お答えします。

幸か不幸かあした問題の責任者になりました。振り返ってみると、大変なことだったと思います。幸いに各党派の御支援を得て大過なくできました、こう思っております。しかし、私は法律家でございまして、本当の党人でございまして、ど

ういう面に当たりましては荒削りで、どうもいろいろな欠点もあったかと思ひます。しかし、幸いに大過なくできたということは幸せだと思っております。

○受田委員 私、荒松先生のこの重要な二つのポストは政治家のだけれども頼ったポストでだけれども、余人を持ってかえがたいというのであなたがその任にあられて、しかもりっぱな成績を上げられた、政治家としての冥利に尽きたお方であると思ひます。そういうあなたが党人御出身の政治家でいらつしたところ、私たちがまた特別の魅力を感じるのですが、官僚出身でない国務大臣として、行管のお仕事は英断をふるうことができる。官僚の御出身の方ならどこかにそうしたかつての官僚臭が手伝うて英断がふるい、あなたには非常にいいポストにおられるわけですね。

そこで、いまからお尋ねをさせていただきます。内閣と政府という言葉がそれぞれ使われておるのですが、内閣と政府の相違はどこにございませうか。

○荒松国務大臣 お答えします。大変むずかしい御質問でございまして、あなたはそのようなことの専門家でございまして、私は素人でございます。答弁に窮しておる次第でございます。

○受田委員 これはきのうの通告をしておいた中になかったかあったかわからないのですが、内閣提出の法案、政府提出の法案、行管という役所は、そういう国の機構に関する基本の問題を研究しておらなければいけません。したがって、行管という行政当局はそれについて見解をお持ちのほうです。内閣提出法案、政府提出法案、政府委員と云う。政府関係機関の予算案、そう言う場合がある。これはばらばらになっておるのです。行管はそういうところを、少なくともそういう名称についても統一をして、各省の制度も十分こなし、いかなければならぬ役所です。この法案はこの提出法案ですか。

○辻政府委員 内閣提出法案でございまして。

○受田委員 政府提出法案じゃございませんか。

○辻政府委員 法律上は、内閣提出法案であると存じます。

○受田委員 議員提出法案と政府提出法案という、法律の提案権が両方にあるわけですね。それで、内閣提出法案であつて、政府提出法案では法律上はない。ところが、ここにおられる皆さんは政府委員で来られる、内閣委員じゃないのです。政府から出られる委員です。国会から出た委員じゃない、政府から出た委員である。つまり、政府という言葉は内閣の略称であるのかどうかで、これを扱うのはやはり行管でなければならぬと思うのです。各省にわたる国家行政組織を大綱からながめて、課を新設する、局をつくる、課長に準ずるポストを置く、これはみんな行管の仕事になっておる。

○辻政府委員 政府委員という言葉につきましては、国会法の第六十九条にあるものと承知しております。

○受田委員 法律に「政府委員」と書いてある。法律用語です。

政府関係機関の予算というのが出るのは御存じですか。

○辻政府委員 承知しております。

○受田委員 そうしますと、内閣と政府というものは、明確にどちらも法律用語になつておる。その実体を明確にしておかないと、行政機構の大綱をならむ地位にある行管としては、これはまずいですね、その説明をびしっとしておかないと。内閣法という法律によつて運営されているのが内閣である。それは各省に主任の大臣を置くというところで、その意味から言えば、内閣法に基づく行政機関が内閣、こう判断していいと思うのです。政府は政治を預かる府というところで、行政の略称だと思つておる。代議士という略称がある。これは代議制度の代表者という意味で代議士という略称になつておる。そうすると、ここに府と省と庁というものは、これはやはり国家行政組織

法の中にちゃんと書いてあるわけですね。これを明確にしておかないと、いいかげんに府をつけたり庁をつけたりするのはいかぬわけですね。府というものは何か、省というものは何か。これはやはり国家行政組織法に明記してあるわけでございます。府とは何か。これは国の基本に関する問題ですからね、行管が御担当されなければいけないものだと思います。他の省へ回すべきではないと思ふのです。

これはきのう質疑の通告をしておいたことでございますので、府、省、庁、それぞれ国務大臣を置いておるこの名称、広辞林等を見ればそこへ解釈が出ておるわけですが、明治十八年十二月に内閣官制が出て、伊藤総理のもとに九省が生まれた。これが内閣官制のスタートで、そこから省がスタートしている。大宝律令には二官八省あつて、神祇官、太政官があつて、太政官には中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大蔵、宮内と八省があつた。そういうものが省のスタートである。これはやはり国家行政組織の歴史をずっとひもといて、そして将軍、幕政から明治に來て省が復活している。

府、それから省、庁がちゃんと国家行政組織法に書いてあるのをご存じですか、そういうところは基本問題として調べておかなければいかぬのです。府というものは、かつては法務府というのがあつたのです。終戦直後に法務府というのがあつて、その府の総裁がおつて法務総裁。宮内省は戦後禁衛府、中国の言葉で禁衛とは宮中のことで、禁衛府長官というのが生まれて、菊地盛澄という人が昭和二十一年に禁衛府長官になったことがあつた。復興庁というのできて、復興庁の総裁は笹森順造という人がなされたわけですね。政府自身がしばしばそういうふうな名前を変えておるのです。そして法務府はいま法務省になつておる。かつて自治庁というのがあつた。自治庁が省になつたというときに、自治庁の長官が、どうも地方から役人が来たときに大臣室と書かぬと、自治庁長官室というのじゃなめられる、大臣という名前を

つげねいかにぬというので、自治庁の長官室の看板を取り外して大臣室に切りかえたということは有名な話ですね。これが昭和二十九年。ところがいま行政管理庁には長官室がある。総理府の外局の庁で、長官室がある。荒船先生のとこのお部屋は長官室ですね。そうでしょう。大臣室ですか、どっちですか。(荒船国務大臣「覚えていないな」と呼ぶ)覚えていないとおっしゃるの、ほかの人から、荒船先生のお部屋は何と看板がつけてあるか。

○辻政府委員 行政管理庁長官のお部屋は長官室になってございます。

○受田委員　荒船先生のお部屋には長官室という看板がつけてある。おわかりになったですね。大臣室じゃないのです。荒船先生は長官室の名前でありっぱに行政各部をにらんでいらっしゃる非常に取りっぱな大臣です。私は非常に敬愛を申し上げております。

ところが、同じ総理府にも防衛庁というのがある。科学技術庁というのがある。そして別にまた北海道開発庁というのがある。沖縄開発庁というのがある。そういうところの長官は「國務大臣」ともって充てられる。」と法律に書いてある。各省の外局にはそういうものがないのですが、総理府の外局には國務大臣をもつて充てられる。行政管理局と同じ総理府の外局の防衛庁の長官室の看板は何と書いてあるか。ここに防衛庁の方、だれかおられませんか。これは国の基本に関する問題ですから、どなたか後ろの方ひとつ。

○加地政府委員　いま先生お尋ねの総理府の中の庁における名称でございますが、北海道開発庁と沖縄開発庁、それに総理府の場合は長官となっております。それ以外のところは大臣でございます。

○受田委員 行政管理局長官は、この問題を解決せねばいかぬですよ。同じ総理府の外局の庁であつて、長官室と素直に書いてゐる。行政機関の筋から言えば長官室ですよ。それを國務大臣をもつて充てるといふだけであつて、これを大臣として

やるのは、國務大臣として大臣でいらっしやる。行政管理局では長官になるのです。防衛庁だってそうですよ。ところが防衛庁と、それからもう一つ大臣室と書いてあるのは——いま私一つ聞き漏らしましたが、長官室と書いてあるのと大臣室と書いてあるのを別々に言うてください。

○加地政府委員 長官室と書いてございますのは、行政管理局のほかには、先ほど申し上げましたように、北海道開発庁と沖縄開発庁、それに総理府でございます。それから、防衛庁、経済企画庁、科学技術庁、環境庁、国土庁、いずれも大臣と書いてあります。

○受田委員 同じ庁であつて、一方は大臣と書
き、一方は長官と書いてゐる。行政機関の長とい
う意味から言えば、長官ですよ。その長官は國務
大臣をもつて充てる行政機関であるというわけな
んです。これはどうも私は非常にげんげんな感じ
がするのですが、同じ總理府の外局でそういうふう
に大臣室と長官室と名称が違つてゐる。これは行
管において——どうですか委員長、あなたはどうか
思われますか。不思議に思われるでしょう。事
不思議な事態が起つてゐるのですよ、日本の國
家行政組織の中に。それは大臣室と書かぬと氣の
済まぬ大臣が大臣室と書いたのです。長官とい
う名前に甘んじて、おれは國務大臣であると同時に
この役所の長官であるという、行政機関の長とし
ての責任を明確にする人は、そこを長官と書いて
ゐる。しかし、長官であつても大臣であることは
間違いないのだという立場でそれを素直に受けた
役所と、大臣という看板をかけぬといかにも地方
長官らしく見えるので大臣という看板をかける
というのがあるのです。これはまとめねばいか
ぬ。同じ国家行政組織の中に、その最高責任者
のポストが長官室と大臣室とに分かれてゐる。こ
れは怪しい話なんですよ。長官、どうお思いにな
りますか。

○荒船國務大臣　まだ私は自分のところはどうい
う札が下がっているのか、見たこともないしき
して、非常に不勉強でございます。きょう初めて

そういうことを承りまして、これから大いに勉強することをお誓いをいたします。

○受田委員 行政管理庁は、事務当局で結構です、物事の処理をするのに、総理府の外局の長官の部屋に看板が二様にかけてあるということとは、二様の書き方は異様の感じがしないか、感想を述べていただきたい。

○逓政府委員 先ほど来御指摘がございましたように、国務大臣であり、かつその庁の長官であられるわけであります。しかしその具体的な大臣室の表示の問題につきましては、先ほど大臣からも御答弁がございましたので、私どももいたしまして、も研究したいと考えます。

○受田委員　これは研究をされてしかるべきです。同じ政府の同じ内閣に同じような関係で任命された長官が、国務大臣の方の看板を書くのと、役所の長官の方の看板を書くのと、二様にあるという異様な状態は早く解決すべきだと思う、これはどこでこの問題を処理したらいいかです。これはやはり総理が決断を下して、総理の任命した国

問題が起こつてくると思うのですが、総理に聞く必要が——しかしこれは一つの国家行政組織上の体系の問題ですから、行管はその各省のそうした問題についても、機構の問題についての担当をする役所ですから、そういう名称についても何らかかの見解を持つておつていいと思うのです。これは行管の担当ではないと判断をしますか。しからば、どこがやるかと判断したらいいか。その名称。

○辻政府委員　ただいまの御指摘の問題は、部屋の表示の問題でございしますので、事実上の問題でございします。したがつて、法令上の問題とかそういう問題ではございませんので、そのまま直ちに私どもの仕事の範囲に入るか、問題でございしますけれども、大臣のお答えもございましたから、私どもといたしましては研究はいたしてみたいと思ひます。

○受田委員 内閣と政府と、この問題もひとつ御

研究を願いたい。

私、具体的な問題に入っていきたいのでございますが、この行政管理庁の権限、長官の権限、その中に地方支分局の中で訓令で片づける問題があるのでですね。たとえば地方行政監察局の中にいま総務室というようなものを置くことは訓令で片づけられる、法律事項でない、どうですか。

○加地政府委員 おっしゃるとおり、出先機関の内部組織につきましては、訓令で指定をしている場合が多々ございます。

○愛田委員 このたび北海道の三つの地方の監察局を分室にするのですね。この分室に伴うて総務室というのはどういうことになるのですか。

○加地政府委員 分室には総務室というものはございませぬ。御承知のように非常に機構が小さくなるものですから、共通管理業務その他はほとんど管区に引き上げまして、最小限度の庶務要員という形で置いておるわけでございまして、従来の地方局のように総務室というものは置いてございませぬ。

○受田委員 それは今度規則を變えるのですか、規則が細則か。變えなければ、そこでいままでそういう規則があるのですから。

○加地政府委員 この法案をお認めいただきまして具体的に施行段階に参りますれば、御指摘のように長官の訓令という形でそういう指定をしている。そういふことが出来ます。

○受田委員 今度の承認事項の中に三つの分室をつくるのが一緒に出ておるのです。その分室と同時に、いままでの地方の行政監察局というものがどういうふうになるか、それはもう訓令でどう処理するかというようなものは、こゝへちょっと親切に示してもらいたいです。つまり釧路のように総務室を持つておったものは今後どうなるのか。私はこの前も申し上げました。この間北海道を視察したときに、地方行政監察局の局長以下が本当に精勵格闘しておられる。勤務態度、非常に優秀です。そして行政相談員、行政相談室を持っているところ、地方の管区の行政相談課というも

のがある、それが今度下の分室になる皆さんに
対して行政相談の指導をされていると思うのだ
が、五年間に行政相談の相談量が五割から六割ふ
えているのです。仕事は五年間に五割も六割もふ
えて、人間はふえておらぬのです。こういうとき
に、五割増、六割増した行政事務を同じ人間がや
っておるのですが、これは増員の必要がないの
か。こういう末端の業務をやる場合は、あるいは
むしろ増員をしてあげる、あるいは行政相談員の
数をふやす、一時的に仕事をふえたらアルバイト
を頼む、こういうところをやるのかどうかです。
○加地政府委員 監察局の仕事につきまして大変
御理解あるお言葉をいただきました、大変ありが
とうございます。

私どもは、そういう行政需要の増に對しまして
は、当然一方において行政の簡素化、合理化とい
うことがございますので、極力機械化とかそうい
う合理化を図りまして対応してまいったわけでご
ざいます。

○受田委員 行政相談員というふうなものの任務
が非常に複雑多岐になっておる。そういう行政相
談員をふやす。待遇をよくしてあげる。そういう
ところはやはり奉仕に明け暮れる形ではなくし
て、ある意味では待遇をよくしてあげるといふこ
と、御苦労される人はずいぶん苦勞されて自腹を
切つて名譽な仕事としてやっておられるのです
ね。こういう方々の奉仕に余り甘えてはいけな
い。この点はひとつ大臣が思いやりをもって御答
弁をいただきたい。

○荒船国務大臣 お答えします。

大変温かい御意見でございます、心から厚く
お礼を申し上げると同時に、またそういう気構え
で行政をやっているつもりでございます。したが
って、待遇のことにつきまして大いに改革を
し、手厚い方法をどうと考えております。あり
がとうございます。

○受田委員 地方支分局の整理の問題にちよつと
触れたいのですが、末端にはいろいろ出張所の
ようなものがたくさんある。この前ちよつと触れ

たのですが、きょうはまともに受けていただき
たい。長官がこの席でしばしば御答弁されてお
りました。戦後あつともう百花繚乱のようにな
るのをつくつた。地方支分局もそうでありま
す。わあつとつくつた。ところが、いまになつ
てくると時勢の流れ、時の流れとともに、この行政
機構の改革も当然しなければいかぬのでござい
ますが、大蔵省の財務局とか、農林省の關係は食糧
事務所、建設省の地方建設局、こういうような
ところで、国の出先機関、こういうものが約二
千六百ある。今回の問題の処理を乗り越えて、ひ
とつ戦時体制下の余波を受けたそういう地方の複
雑多岐なるいろいろな機関を、この際抜本的に整
理していく。現業部門としてやむを得ない措置を
しなければならぬところが国税とか郵政とかある
いは官林——官林の末端もこれはなかなかむずか
しい。これはやっぱり国有林を管理するのに全然
地方へ任せ切るわけにいかない。海上保安庁、こ
ういふような一部の現業關係を除いては、全面的
な目標を持ってやるのが私は筋として通ると思
うのですが、これは長官同感でしょう。お答えを
いただきます。

○荒船国務大臣 お答えします。

全く同感でございます、そういう方針でやる
つもりでございます。

○受田委員 これは昭和十年から十一年ごろの戦
時体制に入る前の基準に復元していくという体制
にひとつこの際考え直していくべきである。

もう一つ、機構と同時に人間の問題ですが、定
員というものの、総定員を行政が握つておられ
るところが定員の中には国立学校のように学校をど
んどんつくるのでふやさないかぬところも
ある、ほかのところはなるべく抑えてきた。抑え
てきたけれどもやむを得ぬから今度国立学校設置
法の方で定員をちよちよこまかしてあげよう
ような、つまり総定員法を改めることによつて定
員が増員されるように見えるからということでは
これを抑えてきたわけですが、どうでしょう、定員
とあわせて定年、これは定員に關係するわけでは

が、定年というものは一体どういふふうな処理し
たらいいか。きょうはこへ人事院はどなたに來
ていただいておりますか。——どうも御苦労さ
さん。人事院は、私この委員会ですでに論議を繰り
返してきた問題ですから、もうポイントを押さ
えて聞きます。

ちよつとどおとしの十月に国家公務員の週休二
日制の第一回の試行が行われております。その結
果は一体どのようなふうになっているのか。

もう一つ、その試行は完全な週休二日制を前提
として始めたものであると私は思っておりますが、ど
うかということですか。

○金井政府委員 一昨年の十月から始めました試
行につきましては、昨年九月いっぱい終了した
しましたが、その結果試行に参加しなかつた省庁
があること、あるいは試行期間が官署職員等につ
きまして見ると若干短かつたこと等がございま
して、本格実施を目指しての試行といふふうな人事
院としては考えておりますけれども、いろいろ国
家公務員の關係につきましては、たとえば行政サ
ービスの急激な変化を避けなければならぬとい
うか、国民生活に重大な影響を生ぜしめないよう
に導入を図らなければならぬといふいろいろな困
難な事情がございますので、さらに試行を深めまし
て、もう少し規模の大きい試行をやることによつ
てさらにこの問題の検討を進めるといふ考え方
で、先般、政府に對しまして再度の試行の要請を
したところでございます。

現在、四月当初から試行が始まっておりますけ
れども、今回は前回に比べますと参加職員等もふ
えておりますので、さらに問題点の把握等に努め
ていきたいといふふうな考えでおります。

○受田委員 本年四月からの再試行についていま
一部触れておられますがそれは了解しますが、
せつかく人事院の御努力にかかわらずちよつと問
題を提起したいのは、今度の再試行に当たつて事
務次官會議が重要なことを決めておるわけでは
試行の実施は国家公務員の完全週休二日制の実施
を前提とするものではないと、ことしの二月十日

に事務次官會議が決めておるんです。これは一体
どういふことでしょうか。これは人事院が申される
よりも行管からひとつ答えていただきます。事務
次官會議でやつたんだ。事務次官にこへ来てい
ただくといふんですがね。事務次官は説明員とし
て説明できませんかね、事務次官會議の説明ぐら
いは。こういうときに政府委員から事務次官を外
しているのがちよつと困るのです。

○辻政府委員 週休二日制の問題は、総理府人事
局の所管でございます。

○受田委員 事務次官會議、事務次官が参加して
おるんだから行政管理局の事務次官もこれに参加
したわけですからね。行管がそれに逃げるわけに
はいかぬと思うのです、行管事務次官、しかもそ
れは定員に關係のある、定員法に關係のある週休
二日制ということにもなるわけでございます。

じゃ人事院はそれに対してどういふ考えを持
っているか、事務次官會議に。

○金井政府委員 お答えいたします。

人事院といつたしましては、前回の試行が規模に
おきまして全職員の十分の三の範囲内ということ
で要請したわけでございますけれども、今回の試
行につきましては、全体の職員の十分の五の範囲
内ということに要請をいたしましたわけでございま
す。これを受けまして政府の方で、私も承った
ところによりますと、各省庁間において実施上非
常に困難度において差があるところが多い、した
がしまして、職員のばらつきを少なくするため等
の理由によりまして、各省庁の申し合せという
形で範囲を十分の三・三を上限とするというよう
にお決めたことになったといふふうに私は聞いて
おります。

今回の試行は前回よりも規模、参加人員にお
きましてそれでも相当上回つておるわけござい
ますので、人事院としてはいかんということに相
なりますけれども、試行の趣旨、目的に照らしま
すと、前回よりも規模を高めて行うことになりま
すので、やはり所期の目的に沿うように私どもの

方でも十分に試行の状況を見守りながら検討していききたいというふうに考えております。

○受田委員 再試行の規模は、いまちょっとせつかく局長示されたんですが、十分の五、今回の再試行の場合は三分の一じゃないのですか、私が勘違いだったかな。引き下げたんじゃないですか。

○金井政府委員 お答えします。

私どもの方から要請いたしましたのは十分の五の範囲内ということで政府に要請いたしましたわけでございます。政府の方でお決めにいたしましたのは十分の三・三を上限とするというふうに承っております。ですから十分の三・三というのは三分の一でございますけれども、そのように少し下がってきたということでございます。

○受田委員 その引き下げた理由は何かをちょっと……。

○金井政府委員 先ほども触れましたように、試行の実施につきまして各省庁間の中で比較的試行を容易にやり得るところ、あるいはなかなか困難なところという、態様において差があるということとございまして、一方、職員の間から見ますと、試行にたくさんの日数参加する職員と、結局少ない日数で参加する職員と、こういうばらつきが非常にふえることとはどうかというようなことなどが中心になりまして、そういうふうになつたというふうに承知しております。

〔委員長退席、小宮山委員長代理着席〕

○受田委員 人事院としては、この週休二日制というものが民間がどのくらいいつてくるかということを見るわけでしょう。その民間で完全な週休体制の普及がどの程度行つたところでやろうとするのか、やるのがよいと思うのか。労働基準法の改正というもので踏み切つてでないか、そこまで行かないのか。これは人事院の考え方をひとつ……。

○金井政府委員 御指摘の労働基準法との関係は人事院は所管しておりませんので、ちょっとお答えしにくいわけでございますけれども、人事院といましては、ここ数年、民間企業における週休

二日制の普及状況及びその普及の態様あるいは民間における企業の週所定労働時間数あるいは年間総休日数等を調査してまいりまして、その結果、公務においても週休二日制の導入について検討をするべき時期に達してきているということで、このところ検討を重ねてきているわけでございます。

どのくらい民間の企業の普及率が、というお話でございますが、私どもで調査しておりますのは、企業規模百人以上の事業所でございます。その結果は、御承知のように約七〇％に近い普及率でございますけれども、百人以下の企業規模における普及率等は労働省等でも調査されておりますが、その結果はもう少し百人以上の規模に比べると相当下回つておるといふ状況でございます。

そこで、何％まで行つたら本格実施に踏み切るべきかということとは簡単になかなか申せないわけでございます。公務におきましては、先ほど申しましたように行政サービスへの影響、国民生活への影響というものも十分に慎重に考えながら導入を図っていくことに相なると考えますので、現在行つております試行、始めました試行が終わりました段階で、いろいろの状況等を判断いたしまして対処していくことになると思ひますので、現在のところ、ちょっとはつきりしたことは申し上げるわけにはいかないと思ひます。

○受田委員 そこで管理局長、行政機構の改革は、行管の所管から人事院は外れておる、内閣に直屬しておるから、そうですね。

○長橋政府委員 お答えいたします。

人事院の機構、定員関係につきましては、ただいま御指摘のとおりでございます。

○受田委員 そうすると、人事院は行政機構の改革のうちに、行管の所管から外れておるといふわけですね。ところが、一般の各省の整理に対応して人事院も何かを考えておられると思うのです。内閣に直屬する独立機関として人事院の機構改革について、つまり行管の業務、国家行政組織上の一翼という意味からは人事院はどうやっておる

か。

な発言をされて、そしておれたちは行管が提案した機構改革から外れておるんだから、なるべくなら黙つてそつとしておいてもらいたいという気持ちを持たせぬように、それを一貫して扱うようにする。

○長橋政府委員 お答えいたします。

○辻政府委員 ただいま御指摘のございました会計検査院、あるいは同様なお立場にあると考えられます最高裁判所、国会等につきましては、内閣官房長官から通知をいたしております。たとえば昨年十二月二十三日の閣議決定でございますが、「別紙のとおり閣議決定がございましたが、貴院」——国会の場合は「貴院」でございますけれども、「貴院においても、政府の方針に御協力願いたく参考までに送付します。」というふうな手続はとっております。

な、機構、定員等につきましては、直接行管からいろいろ御指示をいただくという関係にはございませぬけれども、予算要求の段階等を通じて各省庁と同じような基準によつて御協力しておるといふ実情でございます。

○受田委員 そういふ書類は一応出してあるというところで、まだ人事院総裁から管理局長のところに行つていない。

○受田委員 会計検査院、どなたか来ておられますか。——これは行管で説明していただくわけにはいかぬのだね。それはちょっと私の要求の手落ちがありました。

つまりこれは国全体でやらなければいかぬ。いま国会の問題もあろう。これは委員長、小宮山先生は国務大臣を経験されたお方です。したがつて、国会もそれが出ておるとすれば、国会の中でもやはりその機構改革に協力していかなければいかぬと思ふのです。お互い議員が行政に対していろいろ注文つけておるときに、国会だけののんびりしておるようなことではない。きょうは国会からだれか来てもらおうと思つて、これもちょっと私の手落ちで抜けてしまつておる。最高裁の事務局も抜けてしまつておる。ただ気の毒に人事院だけがおいで油をしばられておつて申しわけないのですが、いまの他を代表した意味で御苦労ですが、ひとつ御研究願ひたい。

○長橋政府委員 お答えいたします。

私、実は人事院には、百人以上の事業所であつて五十人以上ぐらゐにして、もつと下まで広く民間企業の実態調査などやつてもらう方が本當に実態に即しておると思つておるのです。そういう意味からは、人事院のそういう職員は、そういうことを綿密にやろうとすればむしろ人数が逆にふえなければいかぬ問題等もあるわけなんです、し

○受田委員 荒船先生、やはりこれは先生が、行管の範囲ではないけれども、国務大臣として、内閣全体の構成員の一人であらうしやるんだから、人事院、会計検査院も一緒に歩調を合わせるよう

先ほどお答えいたしましたけれども、そういう内閣の方針ということが出ますれば、人事院として、予算要求等の段階を通じて御協力申し上げておるところでございます。したがいまして、五十三年度関係につきましては、同様に御協力をしておるといふ関係でございます。

かし大局からは、やはり国家全体の行政機構改革に協力すべきだ。これはもう広く国政全体に目を向けたものでない、一部の日の当たらないところが残っているというのじゃないかぬのです。こういうことは国務大臣として常に閣議をリードしていただきたい。お願いします。

○荒船国務大臣 お答えします。

全くそのとおりでございます。そういう手続を踏むことにいたします。

○受田委員 私は、荒船先生がそういうところを率直に受けていただくのが非常にありがたい。つまり国務大臣の権威をしっかりと出してもらって、行管長官であると同時に国務大臣の威力をわっと出してもらって、早速閣議でこれを御提言いただきたい。

今回の整理の中に、例のオリンピック記念青少年総合センターが入っているのです。ところが、一方でこれが文部省の方に移って、文部省の機構の中に入っている。これでは、一方をだめにしたかと思うと一方でタケノコが隣の方へひょっと生えたのと同じことで、機構改革にならないですよ。衣がえだということ。どうでしょう。

○辻政府委員 オリンピック記念青少年総合センターにつきましては、ただいまお話がございましたように、文部省の直轄機関といたすわけでございます。特殊法人の整理についてはいろいろな方法があるわけでございますけれども、その機関の性格いかんによりましては、このように国の直轄機関にするというの整理の一態様ではないかと考えておるわけでございます。

なお、定員等につきましては、文部省におきまします既定定員の合理的再配置を行って措置をするという考えでございます。また、特殊法人でなくならずれば、当然のことでございますが、役員組織というものはなくなるわけでございます。そういう面からいたします経費の節減もあるわけでございますので、私どもは、実質的な行政改革になるというふうに考えております。

○受田委員 文部省、どなたが来ておられます

か。——特殊法人で整理した、行管としては非常にいいことをしたと思っておられると、おたくの方へさっと衣がえをして移っているわけ。特殊法人では理事長以下の職員で、従来は法律的にも、国家公務員の文部省とは違った特別の制約がある。ある意味においては、組織づくり等においても特別の色を持っているわけ。それが今度国家公務員になると、非常に窮屈になる。国家公務員の制約を受ける。労働運動等においても一つの大きな差ができる。そういうふうにならざるを得ない。ややくしくなるから、なるべく最初から体系をひとつつけて、オリンピック記念青少年総合センターにしても、文部省に移すなら初めから移しておけばよかった。特殊法人でやっておいて、そしていまごろになって文部省へ持っていくという、こういう体系が一貫せぬことにちょっと悲劇があるのです。それをひとつ御説明いただきたい。

○別府説明員 お答えを申し上げます。

昭和四十年にオリンピック記念青少年総合センターが設置された当時は、御承知のとおり、あの施設がオリンピック選手村の跡の施設を利用するというところで、宿泊施設が主体でございました。そこで、施設管理を主体とした運営が予想されておりましたので、それに一番ふさわしい組織形態ということで特殊法人という形が選ばれたものであります。理解をしておるわけでありまして、その後あのセンターには体育館、研修館、研修室等の施設が逐次整備されてまいりまして、青少年のための研修活動がそこで活発に行われるようになってきた。しかもまた、最近の社会情勢の変化というものを受けて、青少年の学習要求も大変多様化したし、また高度化しているわけでございまして、それにふさわしい研修の場というものが強く要請をされておるという状態でございます。

また、一方におきまして国立、公立の青少年教育施設もその後全国に非常にたくさん整備されてまいりまして、これらの国立の青少年教育施設との連携を保ちながら、一体となって青少年教育

活動を推進する必要があるという要請もまた大変強く出てきております。

そこで、これらの要請を受けまして、今回の行政改革の一環である特殊法人の整理統合というこの一環といたしまして、このセンターを直轄にする際には、まさに全国的な立場に立つて青少年教育活動が実施できるように、そういう目的で今回直轄にするわけでございますので、すでに設置されております国立の青少年教育施設との関係その他を考えますと、設置形態といたしましては、国の直轄にするのが最もふさわしいという判断をいたしましたというわけでございます。

○受田委員 これが特殊法人から国家行政組織へ入ることによって、まず職員の身分が変わってくるわけ。そしてその身分の切りかえ方が、同一勤務年数、そして、国家公務員試験を受けている人もあると思いますが、受けてない人々と国家公務員試験に合格して採用された皆さんとの間のバランスをどうとるかというのは、非常にややこしい問題が起こる。何かの特例をしなければいけません。これはどういうことになっておるのですか。

○別府説明員 国家公務員として職員を引き継ぐ場合につきましては、行政職階給表(一)の七等級及び八等級に属する職員につきましては試験合格が必要になってくるわけでございますが、別途特別な事情がある場合には、人事院に協議をいたしまして採用する道がございますので、そういう方面について人事院と協議をしてみたいと考えている次第でございます。また、その場合の給与につきましては個々に人事院と協議をする必要が生じてまいりますので、できるだけ本人に有利なように協議をしてみたい、このように考えております。

○受田委員 職員局長はこのことを御存じですね。あればちょっと伺います。

それで、いまの人は試験を受けてない人であるので、問題が一つあるわけです。それは協議するということですが、協議するときに、特殊法人

の職員は国家公務員よりも給与が少し高くなっているはずだ。それはどういうふうな整理するのか。しかしそれは、高くなっているのは、国家公務員共済組合の年金でなくて厚生年金保険の対象になるというマイナスが一つある。その調整が非常にむずかしくなるのです。それをどういうふうにするのですか。

○長橋政府委員 これは、恐縮でございますが、人事院の内部事情になりますけれども、給与局長なり任用局長の所管になりますので……。

○受田委員 わかりました。結構です。それはちょっと私連絡のしようが悪くて……。

この問題は別府さんのところではどういうふうにするのか、職員一人一人を引き継ぐのには、非常にそこを、人事院として、本人を不利にしないようにということも含めて、それから従来の制度も十分勘案して、余りにも特例が出ないよう、こういうところを十分配慮してもらいたいわけなんです。だから、そういうことにならぬようにするために、廃止なら廃止するとやっておけば済むのが、タケノコをこちらへ置いとったところが隣に、文部省へ生えたんじゃ、これは完全な整理じゃないんです。生まれ変わって一つ誕生したようなものですから、いかにも行管は整理をしたように誇っておられるけれども、一方でそういうことになってくる。これは、行政整理のやり方としてはスタートから間違っておった。こういうときは、行政府としては、常にそういうものを長い展望に立って処置をしないと、十年たつうちにこういうことが起こってくる。一貫したものを持たぬで、思いつきでやるというところにそういう荒船先生お説のような、特殊法人が雨後のタケノコのごとく出た。これはわれわれも責任があるが、そういうものを提案する政府としては、そういうことで後からすぐ修正しなければいかぬようなことをなるべくやらぬように、長期展望に立たなければいかぬのです。これをひとつ要望をしておきます。

最後に一言、窓口業務について。

せっかく審議会等の整理、許可等の整理をやられた。やられたけれども、それは別の問題が一つあるのです。行政事務の遂行で、窓口で受け付けをした申請書類の処理はなるべく早く結果が出るように決裁しなければならぬのが、私、ついこの間も読売新聞を見て、これはちょっと困ったことがあるなと思っていたのが、遅い戦死者の弔慰金に抗議する問題があったわけですね。戦死をした人の弔慰金が遺族である兄弟姉妹に行くという制度が一つできた。弔慰金というのはつまりお灯明料、祭祀料ですよ。それを出すことになって、その法律ができた。そこで兄弟姉妹がみんな一緒に故人となった英霊を弔ってあげましょうと、みんなその制度ができたのを喜んで楽しみにしていたら、申請してから二年もかかって、一緒にきょうだいの霊を慰めようとした柱がもう死んでしまったのがあるのです。きょうだいそろってできなかった。それが数件にわたる調査で時間がかかったと言のうですけれども、手紙でいけば何とか電話で聞くとか、市町村長の証明でいいとか、そういうことが明白な実態であるならば、書類を厳重につくらぬでもさっさとやっていいことだと思ふのです。これが愛情のある行政だと思ふのです。窓口で受け付けたそういう問題は、恩給局や援護局には非常に多いはずなんです。実際にそれを確認するために、書類をつくるのに時間がかかる、実態も調査に行かなければいけぬところもありましようが、現実には一番時間のかかるようなややこしいのを御担当の役所ですから、ちょっと恩給局と援護局でお答えをいただきたい。非常に時間のかかるのがどのくらいあったか、そしてどのようにしてテンポを速めて早く御本人にびしっとその手当がいくようにするか、努力をしておられるところを御説明願いたい。

○田中説明員 お答え申し上げます。
昨日の読売新聞の記事は特別弔慰金に関するものでございまして、この件につきましても、確かに一年八カ月かかってございまして、一般的に申し上げまして、援護法のいわゆる援護年金でございまして、障害年金、遺族年金等につきましても、国との身分関係あるいは傷病の公務性等を立証する資料を必要といたします。ところが戦後三十年有余を経過しておりますので、これらの資料を集めるのにかなり手間がかかるケースもございまして、したがって、ケースによりましては若干時間がかかる、この読売新聞の記事のような場合もございまして、多くのものについては数カ月で完了しているのが実態でございます。

なお、私どもといたしましては、申請者の立場を考えまして、今後とも十分必要資料の整備等を果あるいは市町村等に督促いたしまして一層の配慮を行っていきたい、こう考えております。

○藤井説明員 お答え申し上げます。

私どもの方で比較長かかっておりますのは、傷病恩給に関する問題であろうと思ひます。傷病恩給の請求につきましては、退職当時の本籍地の都道府県を通じて厚生省を経由し進達されるものでございまして、旧軍人としての在職中の傷病が公務に起因したかどうかに関する病歴記録等の公的資料の調査、整備に相当の期間を要しているようございまして、特に戦後三十年以上も経過しておりますので、実際には四十年前の資料あるいは三十年前の資料というのを集めなければいけないわけにございまして、これに非常に時間がかかるわけにございまして。

それと、その審査に当たりましては、受傷の事実、症状の推移、こういったものを勘案いたしまして、公務に起因するか否かの判定を行ってその疾病の程度を確定するというようなことをやっております。国立病院に検診をお願いしたりあるいは恩給局の顧問医に鑑定を依頼するなど、慎重な審査をしておりますので、多少の時間がかかるのはやむを得ないのではなからうかと思ひますけれども、請求者の立場を考えまして、できるだけ早く裁定するように努力してまいりたいと思ひます。

○受田委員 それではこれで質問を終わりますか

ら……。
特殊法人が生まれて、昭和三十年の初めから二十年の間に百十三まで行っておる。この特殊法人の役員というものは天下りでなくして、そこで採用した人が大半その役員になる。たまに一人か二人外部から、民間からだれかが採用されるというのは、広い範囲の人材を集めるのにわれわれも納得しますが、その中の三分の一とか十分の六とかは、現に天下りの役員がそこに来て下から上がった人の頭を抑えている。最初から特殊法人に就職した人は希望を失ってしまうのです。これはどういうふうになっているか、角田さん。

○角田説明員 お答えいたします。

いまお尋ねの特殊法人の役員の出身別の構成でございまして、五十二年一月一日現在の常勤役員の総数が七百九十九名、そのうち国家公務員の経歴を有する者、これは国家公務員を退職しまして民間へ行ってそれから特殊法人に行かれた方、こういう方全部を含めまして、何らかの形で国家公務員の経歴を持っている方が四百八十七名でございまして、それから民間から来られた方が七十八名、部内から役員に登用された方が百八十七名、この部内から登用された方の中には二通りございまして、役所の課長以上のレベルの職から特殊法人が設立する際に入ってきた方、あるいは本省の課長補佐以下の方から特殊法人設立当初あるいは設立後間もなく入ってきた方、そういうふうに分けてございまして、この百八十七名の方は、もし役人の経歴を持っておるにいたしましても課長補佐以下の経歴、こういうことでございまして、そのほか純然たる部内の方、そういう者を全部含めまして百八十七、それからその他として四十七、これは大学の先生とかいう方々でございまして、それでトータルいたしまして七百九十九名、こういう数字になっております。

○受田委員 いまお答えをいただいたこの数字、初めからそこへ勤めた人、途中から、設立当時に役人から来た人、それは一緒に入った者と見ていいです、設立から苦勞しておるのだから、ところ

が部内から上がった人が百八十七人しかおらぬで天下りというところの者が四百八十七人おる。民間から七十八名。むしろこういう特殊法人は民間人の知能、知識、経験を生かすというものであって、役人の上を占めて、高級役人が天下りのポストのために特殊法人をつくったという印象さえ与えたことがあるのです。これでは最初からここに勤務する皆さんに非常に希望を失わせまうよ。やはりスタートから苦勞した人がやがて役員になっていく、総裁にもなる、副総裁にもなるという道を開いてあげなければいかぬ。長官おわかりですね、御見解を伺います。

○荒船国務大臣 私、大変同感でございまして。長くその場所に勤めている人が幾らたつても上へ上がれない、そんなばかなことでは希望を失いますので、そういう点は、私どもといたしましては大いに改革する決意でございまして。

それから、さっきいろいろな手続でよくていという問題で、私も読売新聞を見まして、そのとおりであると思う。やっぱり厚生省の問題ばかりでなく、あらゆる面であるべく迅速に処理をしてやるのが役人の務めであると思う。おとといも私、ほかの方に答弁しましたが、まあ生きのいい魚なら刺身で食える。ぐずぐずしていると焼き魚、煮魚にしなければ、それもぐずぐずしていれば腐ってしまつてうっちゃり場に困る、こういうことなんです。そこで、同じやるのなら迅速果敢に、特に戦死をした関係の人やまた傷病軍人の方とか、いろいろそういうような人に対しては、もう本当にへ理屈のない、迅速、速やかに解決すべきだという考えを持っておりまして、私の所管ではございませぬけれども、役所に向かってそういうことを勧告いたします。

以上でございまして。
○受田委員 それではこれで終わりたいと思ひますが、これは大臣、答弁しても答弁しなくてもいいが、あなた非常に率直な意見を述べられて、それを押し通すいい性格がある。これは私、大いに御期待申し上げます。

それで、そのことについて、役所へ行くと課長以上の出勤が遅いんだという説があるんです。それで、下から書類持っていくても、つい箱の中に入っている、決裁の判こがたつきん要る。判こ行政の改革。それから上司であるべき指揮監督権を持つ皆さんが進んで定刻に出て、そして部下を統督する、そういう士気を役所へ持っていくかなければいかぬです。

〔小宮山委員長代理退席、委員長着席〕
上へ行った人はどゆつくり出てくるような役所には活気が失われるのです。この問題も、課長以上の幹部は率先定刻に出て執務に当たる。そしていまのような問題、窓口の仕事がそこで片づくのです。それをひとつ大臣、叱咤激励をしていただけるかどうか。

○荒船國務大臣 お答えします。

まことにそのとおりでございます。指揮命令をする人が一番遅く出てきたのでは命令が伝達されません。それから上の人は何人前かの力を持っているのですから、そういう人が遅く出てくるようでは能率は上がらないことは当然でございます。

また、これとは違いますが、四月七日に行政監理委員会から勧告がありまして、私もよく考えてみますと、補助金の問題ですが、私の方の役所で、補助金をもらうために地方で、県庁なり市役所あるいは町村の役所でどのくらい手数料がかかるか、大体十万人以上だろう、もう少し厳格に調べてみるというところでやりましたら、恐らく十二、三万人の人間が補助金をもらうために非常な書類をつくって、次から次へやっていて、それでこれは時間もかかるし、とにかく何千億円というむだがあると思うのです。これは迅速に、あしたの閣議に私の意見を申し上げて、まあいま直ちにというわけに、各省のいろいろな仕組みもありますから、八月からはもっと簡素化する、もう徹底した簡素化をして、同じ出すなら早く出す。そして何千枚も書類が要るような、そんなばかげたやり方のないよう改革するつもりでございます。野人でございまして、ちょっと欠けている点もある

かもしれないが、そういうところは、私のような荒削りなやつがやることはいいい私は自負しておりますから、断じてこういうことを行うつもりでございます。

○受田委員 あなた非常にこりつぱです。私はあなたに御期待すること切なるものがある。それをぜひ、いまのえらい人ほど遅う出るといことがないようになさなければいかぬし、何倍かの効果を上げるといことですから、現実には各省に、定刻に課長以上が出勤しているのは何人あるか、遅く出る課長や局長が何人あるか、こういう実態を調査することを要求することは、こは保留をしておきます。

○荒船國務大臣 直ちに行います。

○受田委員 どうもありがとうございます。

○始閣委員長 柴田睦夫君。

○柴田(睦)委員 まず初めに、函館、釧路及び旭川の各地方行政監察局を北海道管区行政監察局の分室に格下げし、機構を縮小するという問題です。

本案につきましては、ほかの行政機関が地方局や地方事務所などを残している中で、行管庁の出先機関を率先して整理縮小するということは、行政調査や監察機能の相対的な低下を来するという問題があります。また、国民の行政相談や苦情をあっせん、解決するという、国民に奉仕する行政サービスの低下を来すという問題もあります。さらに、業務量がふえている中で、省力化の余地の少ない機構の定員を制限することには、職員に過重な労働強化を強いることにもなります。こうした点から見ると、地方局を分室に格下げし、機構と定員を縮小しなければならぬというその理由はどこにもないというように考えておりますが、どうしても分室に格下げしなければならぬという緊急な必要性、合理的な理由について、ひとつ納得のいく説明をお願いしたいと思います。

○加地政府委員 今回の行政改革におきまして、行政機構の簡素合理化が非常に強く要請されておるとい問題が一つございまして、その上で、私

ども昨年来いろいろ検討してまいった結果が、こういう形をお願いを申し上げておるわけでございます。

なぜ北海道三局を選んだかという点につきましては、私どもの行政監察局の実態をつくづく検討いたしました、やはり地方行政監察局というのは都道府県単位にはどうしてもなくてはならないという結論が一つ出まして、その場合に、北海道の三局はいわば都道府県単位とは別な類型にあるものでございまして、そういう考え方をとったわけでございます。ただその場合に、先生御指摘のように、現実の行政監察なりあるいは行政相談業務がそういった改革によって円滑に実施されないとか、あるいは住民サービスが低下することのないように重々配慮したつもりでございます。結果として三地方局の後に行政相談関係の業務を主体にした分室を設けたということでございます。

○柴田(睦)委員 行管庁の業務運営のあり方には、あの田中金脈問題での信濃川河川敷問題のさまざまな行政監察あるいはなれ合い監察といったような問題、あるいは税金を国民本位に使う方向での機構と定員管理が十分になされていないというような問題があつて、また行政相談の面でも国民の苦情相談が迅速かつ適正に解決されないという不十分さというような問題もありますけれども、行管庁本来の業務は行政機構内部の自己反省機能として位置づけられておりまして、行管庁はいわば国民に奉仕する行政機構としての側面を持っているわけですから、こうした機構の出先機関をいたずらに整理縮小することには問題がありますし、いま説明を伺いましたけれども、やはり納得ができません。今後の民主的な行政改革ということを考えた場合に、行管庁の機構については、その業務運営を民主的に改革することを前提にいたしまして、強化拡充する必要はあつても、これを整理縮小しなければならぬという理由はどこにもないと考えております。

行政改革のために、行政改革担当官庁として、他省庁に先駆けてその地方出先機関を整理縮小するというのは本末転倒ではないかというように思うのですが、大臣の御見解を承りたいと思います。

○荒船國務大臣 お答えいたします。

全部で九十何人と思いますが、そのうち七人減るわけでございます。しかも、道庁の所在地に総監督を置くという意味になりまして、決して御心配のような出先で不都合な行為はない。ほかの省に先駆けて、ただ犠牲になつてやるといことじやございせんので、どうか、その点は万遺憾ないようによりやりますから、お任せをお願いしたいと思います。

○柴田(睦)委員 要するに、国民に奉仕するという立場のもの、それが減らされるというのは筋が違ふというところを考へておるわけですか。

次に、行管庁の所掌事務の最大の課題であります行政改革問題、特に昨年末に閣議決定が行われました行政改革の問題について伺います。

福田総理は、行政改革を不況克服と並ぶ内政の重要課題として位置づけて、省庁統廃合を含む本格的な改革を行うということを繰返し言明されましたけれども、昨年末閣議決定された行政改革計画では、新聞で一斉に、大幅後退の最終案とか、あるいは政治に押され後退とか、あるいは公約違反に反省の色なし、そういうような論評がなされましたように、当初予想された本格的な改革とはおおよそ縁遠いものに終わってしまったわけでありまして、行政改革担当大臣として、こうした指摘に対してはどういう認識を持っておられるのか、伺いたいと思います。

○荒船國務大臣 お答えをいたします。

昨年九月に、エネルギー省とかあるいは住宅省とかというアドバルーンが上がりまして、これはそういうことを研究するとい意味で、少しまだ研究が行き届かないうちに新聞が書き立てた、いわゆるアドバルーンが上がりつつあったという形だったと思うのでございます。

省庁の統廃合というのは行政の根本、基幹でこ

ざいまして、——いま国政といたしまして大きな課題はたくさんあります。速やかに景気の回復をしなければならぬ、また不況対策をどうするか、中小企業のいろいろ大変な苦しい状態をどうするか、特に繊維であるとか造船であるとかいうような問題、こういうような問題を速やかに回復しなくちゃならぬ。また、ひいては雇用の促進をどうしたらできるかという問題から始めて、いわゆる円高という問題に関連して貿易の振興の問題をどうするか、そういうような大変な課題があります。こういうような速やかにやらなければならぬ課題を解決するために、行政機構の改革というんで、いたずらに省庁の統廃合というような問題をいたしまして、そうしてこれにブレーキをかけるようなことがあつては相ならぬというようなこともございます。

なお、また昨年研究いたしましたエネルギー省の問題等は、御承知のようにとにかく世界の十分の一に達するような油の消費をしているわが国でございまして、それに電力問題で原子力の発電をするような問題、いろいろこういうような問題を考へてみると、ただ、軽々にエネルギー省をつくればそれが解決できるかと言つたら、そうでもありません。これは福田内閣の大きな課題として、ひとつもう少し掘り下げた研究をしていくべきだといふふうに私は考へて、これを捨てていくわけではございません。エネルギーの問題は、国家として最重要な重点目標でございまして、もう少し掘り下げて研究してみたいと考へております。

なお、住宅省の問題ですが、住宅はやはり土地の問題です。だから、建設省と国土庁、これを一人の大臣が兼任をして、いわゆる住宅を建てる、住宅を満たすというためには、土地問題を十分解決のできるようにする。本年の予算の重点としまして、住宅問題は重要な課題でございまして、いま申し上げるように、土地問題が非常に難点でございまして、そういうような点も考へ合わせながら、建設省と国土庁は一人の大臣がこれを兼任いたしまして、そういう解決をしていく。またそれ

によつて不測の問題が起れば住宅省というやうな、あるいは名前はどうか知りませんが、そういうやうなことを解決していくべきだ。これで省庁の統廃合を捨てたといふことではございませぬので、鋭意研究をし、深く掘り下げて努力してみたいと考へておるわけでございます。

○柴田(睦)委員 将来の問題として残されたといふことによつて。

次に、わが共産党は、昨年の十二月十六日の福田総理との党首会談におきまして、政府への要望書を出しまして、その中で、国民本位の清潔で民主的な、むだのない、効率的な行政を実現するための行政改革の基準として、第一に、清潔で民主的な行政を目指すこと、第二に、国民生活に奉仕する定員は中央、地方を通じて必要なだけふやし、一方、不要不急の諸機構の定員はできるだけ削減して、税金を国民本位に使うといふこと、第三に、地方自治体の権限拡大の方向で、国と地方自治体の間の事務、権限の再配分を行うこと、第四に、公務員の労働基本権を保障し、公務員が創意と自主性をもつて全体の奉仕者としての役割りを発揮できるようにすること、こういったことを要望いたしました。閣議決定されましたこの計画によりまして、こうした基準がほとんど盛り込まれておりませんし、そういう意味で政府の行政改革計画は、国民本位の民主的な改革という点では、この決定によれば重大な欠陥があるといふやうに見えているわけです。政府として、共産党の委員長が指摘しました基準について、どのように検討をし、どのような判断をされているのか、この点についての答弁をお願いしたいと思います。

○辻政府委員 ただいまお話のございました昨年末の党首会談におきまして、この要望書については拝見をいたしております。今回の行政改革の推進に当たりまして、いろいろと参考にさせていただきます。ただいま御指摘の中でも、第一の問題につきましては、たとえば特殊法人の役員的人事選考基準の改定でございまして、給与、退職金の適正

化、特に退職金の二割カット等を決定をいたしておるわけでございます。第二の点につきましても、従来から進めております定員削減、それから新規の行政需要に応じますところの増員というやうなこともやっております。また機構の整理といたしましては、御提案申し上げておりますやうないろいろな特殊法人、審議会あるいはまた地方の出先機関、中央省庁の課、室、官等の整理をやっているわけでございますが、かなりな程度政府の方針の中に盛り込んでおると考へておるわけでございます。

○柴田(睦)委員 当面の行政改革の第一の基準は、行政から不正、腐敗をなくするといふことがなくちゃなりませんし、そのためには政財官の癒着を断ち切るということが必要であります。戦後一連の疑獄事件があるわけですが、これは一部の政治家と高級官僚が財界、大企業と癒着し、大企業に奉仕する法律の制定あるいは改廃、許可可事項を金で取引するといふ不正行為が露見したものであつて、その頂点にはロッキード事件や日韓癒着といふやうな問題があるわけですが、このやうな政財官癒着といふのが国の政治の金権腐敗構造はいまもなくなつてはいないわけでありまして。

ロッキード事件や日韓癒着問題を生み出したわが国の政治の金権腐敗構造にメスを入れるといふことは、真の行政改革の不可欠の前提とも言うべき問題であるわけですが、政府の行政改革計画にはそのための具体的計画は示されておられませんし、さらにその方向さえ示されていないといふ欠陥があるといふやうに考へております。当面の行政改革計画にこの金権腐敗政治の根を断ち切るという具体策が盛り込まれていないといふのはなぜか、その点をお伺いします。

○佐倉政府委員 昨年末の行政改革計画の中で、許可可の問題がございまして、たとえばロッキード事件の再発防止のための対策について、これは五十二年三月三日の事務次官等会議の申し合わせで、「公正確保に資するため、許可可等の

整理合理化をさらに推進する」ということが決まつているわけでございます。それで各省庁において、その観点のもとに許可可事項について総点検を行ったので、そういう観点が各省庁から出てくるわけでございまして、それがやはり昨年末の閣議決定の許可可事項の千二百四十の中にもそういうことは反映しているものと考へております。

○柴田(睦)委員 許可可事務の整理に関する法律、せんだつて審議いたしましたけれども、私も調べてみたんですけれども、いま言つたやうな方向が示されていないといふやうに考へるわけですが、一昨年の十一月の十二日にロッキード事件再発防止のための対策と今後検討すべき事項についての方針が決定され、これは三木内閣のときですけれども、福田内閣もこの方針を踏んで、その実現を目指すことを言明されているわけですが、内閣官房では、聞いてみますと、この方針に基づいて内閣及び関係省庁がこれまでどのような具体的な措置を講じたのか、今後検討すべき事項についてどのような検討がなされているかといふことについて十分に把握ができていないといふことになると、せっかくつくつた方針は事実上決めただけであるといふことになつてしまふやうですが、この点はいかがですか。

○荒松國務大臣 お答えします。

ロッキード事件、日本の歴史にとりましてまことに悲しむべき事態が起つたのでございまして、私は、当時予算委員長といたしまして、あの証人喚問をいたしました。そのロッキード事件の問題等については、どうしてあいつ問題が起つたか、それから将来あいつやうな事件が再び起つてはならないといふことを深刻に受けとめております。もちろん、あの問題だけじゃありません。腐敗の政治があつてはならない。また国民全体があいつ問題等については非常に神経質に考へておるところでございまして、したがつて福田内閣、前三木内閣でも私は行政官理庁長官をやりましたが、こういう問題につきましては、厳格な方針のもとに努力して、お覺悟でございまして。

ただいま、ちつとも何もやってないじゃないかという御発言があったようですが、そういうことの再び起こらないように一生懸命やっているつもりですから、激励をいただくくらいいいけれども、何もしない、何もしないと言ったり、日本の政府の信用にも関係いたしますから、そんなことのないようにやりますから、どうぞ御理解をお願いいたします。

○柴田(睦)委員 内閣官房で聞きましたら、その全体的にやっていると、検討していることを把握していないというような話であったわけですが、そこで、この内閣及び各省庁で講じた措置及び検討を続けている事項の検討の進捗状況について、後で内閣官房で取りまとめて資料として提出してもらいたいと思いますが、内閣官房いかがですか。

○門田説明員 お尋ねのロッキード事件の再発防止の関係でございますが、ただいまお話のありましたように、五十一年、一昨年の十一月でございますが、閣僚協議会を開きまして再発防止策をやっていただいております。

何もしていないというお話でございますが、事実は必ずしもそうではございませんで、たとえば贈収賄罪の規定の整備、この点につきましては、贈収賄罪の法定刑の引き上げを内容とする刑法改正案を第八十回国会に提出しております、これは現在継続審議と、こういうことになっております。

それから「犯罪捜査等についての条約の整備」という項目がございますが、これにつきましては、日米犯罪人引渡し条約の改定につきましてアメリカとの間で精力的な折衝をいたしまして、合意が得られましたので、関連国内法の一部改正法案とあわせて今国会に提出してあるわけでございます。

そのほか、あの中の内容は非常に多岐にわたっております、多国籍企業等の行動規制の問題というのもございますが、これは国連での討議に積極的に参加しております。それから行政の公正確

保、これにつきまして綱紀の肅正を初めとして、幾つかの点につきまして努力をしておるわけでございます。

そういうことでございまして、何もやってないというのはいさ、そういうことではないということをお願いいたします。その関係のものを申し上げたいのでございます。その関係のものを資料としてというお話でございますが、これは法律改正や条約改定のように非常にきちんとして形をとらなければならぬものと、たとえば業者接触につきましても綱紀の肅正といった事項のいろいろなございまして、関係の省庁の意見もございまいし、そうと思っておりますので、そのあたりを含めてひとつ検討させていただきたい、かように思っています。

○柴田(睦)委員 次に、行政機構の定員に關連してですけれども、行政機構の定員は、国民生活に奉仕する諸機構と定員については、中央、地方を通じて、必要なものはふやしながら、不要不急の諸機構と定員はできるだけ削減して、全体としてむだのない、効率的なものにする必要があるわけですが、政府、行管庁の機構、定員管理のある方は、国民生活に奉仕する分野で慢性的な定員不足を来しておるようでありまして、不要不急の部門に過剰定員が温存されているということなどを見ますと、全体としてゆがみがある、ゆがみを生み出しているというように見ております。

それは、たとえば昭和五十二年の予算定員を十年前の四十二年と比べてみますと、全体としては一万八千八百三十三名ふえております。その増員分は、学校、病院などにおける当然増が含まれてはいますが、その主なものは、防衛庁や施設庁、公安調査庁などの不要不急部門の大幅増員であるわけですね。この三庁だけで一万四千七百九十三名増員されておいて、この増員分を差し引きしますと、全体では定員は減っているということになります。その減った分の内訳を見ますと、職安、労働基準監督及び労働保険関係で二千十四名減、郵便関係で九千九十三名減というように、国民生

活関連分野の定員減が大部分を占めているわけですね。

また、政府は、三年から五年以内に国の出先機関約千カ所を削減することを当面の行政改革の目玉の一つにしているわけですが、その大部分は、農林省関係の出先機関の大量整理、これが八百七十六カ所というところでございまして、残りの部分の主なものは、登記所関係が約百カ所、職業安定関係が約三十カ所と、みんな国民生活と密着した出先機関であって、全体としては国民に対する行政サービスを切り下げるものになっているというように考えます。政府の機構、定員管理のあり方は、税金を国民本位に使う方向で抜本的に改める必要があると考えますが、この点について大臣のお考えをお伺いします。

○荒松國務大臣 お答えいたします。

御意見のうちに農林省がありますが、米の検査、これは二カ月ないし三カ月で、あと七、八カ月は仕事がないのです。こういうものは、御意見でございまして、これを整理をしなければ国民の税金をむだ遣いをするということになる。

それからまた、農林省の関係で、たとえば生糸の検査所等があります。あれは生糸の輸出検査が主体でございまして、全然この五カ年間は生糸の輸出はございせん。もう国内需要。しかも、国内でこしは二十四、五万俵で済みますが、これは国内需要で余っておる。そこへもってきて中国からも来れば韓国からも入ってくるというので、これはその面で大変なことなんです。余っているのです。それから生糸の輸出は全然皆無ですから、そういうものを整理しなければ税金のむだ遣いになるという、こういう点がございまして、

したがって、いまでもあなたに言われると、まことに非難攻撃ばかり受けているが、そうでもないのですから、ひとつよく御研究をいただいで、おっしゃることについて私ども大いに研究をし、努力をし、また御期待に沿うようにやっていますつもりですから、ただ悪い、悪い、何もやらな

い、国民の奉仕機関はみんななくしてしまふ、こういう極論でないように、ひとつわれわれも本気でやっていることをお認めを願わないと、聞いていますから、どうぞひとつよろしくお願いいたします。

○柴田(睦)委員 まあ言葉で言えばそういうことになるわけですが、結局やはり実態をちゃんとつかんでもらいたいということですね。

それから政府の行政改革計画は、定員管理合理化の一環として国家公務員に定年制を導入する方針をうたっているわけですが、公務員に定年制がないのは、労働基本権を奪った代償としての身分保障のためであるわけですね。国家公務員法はその七十五条の第一項で、職員は身分保障として、本人の意に反して免職されることはない」と明確に規定しているわけですね。公務員の定年制の問題は、離職後の生活保障問題との関連を抜きにしながら、労働基本権回復問題との関連を抜きにして軽々に扱うべきじゃないと考えるものであります。この点について、総理府と人事院のお考えを伺いたい。また、現在の検討の進捗状況を説明していただきたいと思っております。

○菅野政府委員 お答えを申し上げます。

最初に、労働基本権の問題でございまして、労働基本権の問題については、公務員の置かれております特殊な職務なり身分なり、そういう立場からいろいろな制限が加えられているわけですね。ございまして、これと定年制というものは、私は関係はないと思っております。労働基本権の制限につきましても、したがって、国家公務員の場合でございまして、国権の最高機関でございまして国会で御審議を賜り、法律としてこれが出てまいりますのでございまして、それらの勤務条件はそういうふうな法定をされてまいっていることではないかと存じます。また、人事院といういわば第三者機関がございまして、そういう人事院のお立場からそういう勤務条件について意見の申し出がありまされたり、勧告がありまされたり、そういう措置も制度として

とられているわけでございます。

さて、定年制でございますけれども、定年制につきましては、昨年の十二月二十三日に、これを導入するものとするという基本的な方針が定められたわけでございますが、そういう方針が定められたわけでございますが、何分にも定年制というものには、いま先生もおっしゃいましたように、身分にかかわる重大な問題でございますので、先ほど申しました人事院という制度もございますので、本年の二月三日に総務院の総務長官から人事院総裁あてに、この中身と申しますか、そういう定年制の導入についての御見解を得たいということとで書簡を出してございまして、現在、人事院の方におきまして検討をお願いしているという段階になっております。

○今村(久)政府委員 お答えいたします。

ただいま労働基本権の制限と定年制の関係についての御指摘が一つございましたが、私ども、定年制の関係をにつきましての規定につきましては、過去の経緯をずっと調べてございまして、これによりまして、日本の場合は一般の国家公務員につきましては従前から定年制というものはございまして、定年制の設けられておりますのは、裁判官とか検察官とかあるいは大学の教授というような関係の方々がございまして、したがって、従前の官吏制度あるいは公務員制度の中で、一般の国家公務員については定年制の規定が設けられたという時期は一回もございませぬ。一方の争議行為の禁止関係についての規定は、これは当初の国家公務員法、これは昭和二十二年の制定でございますが、当初の国家公務員法の規定の中には、一般職の国家公務員についての争議行為の禁止規定というものはなかったわけでございます。昭和二十三年の十二月三日に国家公務員法の改正がございまして、そのときに一般職の国家公務員について争議行為の禁止規定というものが挿入されたわけでございます。したがって、争議行為の禁止規定に関しましては、従前の法制上に変化があったということがございますけれども、定年制の関

係については変化がなかったということでございまして、この両者の間に関連があるというふうには考えられないというのが私どもの考え方でございます。

それから第二点の、現在の定年制の検討状況はどうかという御質問でございますが、この点につきましては二月の三日でございまして、総務院の方から人事院総裁あてに書簡でもって人事院の見解を求めたいという旨の文書を受領いたしました。私ども第三者機関でございますので、専門的独立機関という独自の立場で従前から定年制問題というところにつきましては基礎的な研究は続けてまいっておりますわけでございますが、なお昨年あたりから大要定年制問題というのが世上をにぎわしておりますので、私どもとしても、そうした時代の条件ということを考えながら研究の度合いを深めておたつたわけでございます。

現在の段階では、この問題が大変根の深い問題であるということについては従前の研究でわかっておるわけでございます。まず根本的に言いますと、先ほど御指摘がありましたように、職員の身分保障に関する問題であるということで、これは公務員制度の基本にかかわる問題であろうという認識を持っております。したがって、この問題につきましては、法律で規定すべき事項であつて、立法措置というものが必要である事項であつて、立法の一つでございます。

それからこれがまた非常にむずかしい問題をはらんでおりますのは、現在退職勧奨という実態があるわけでございますが、これが高齢者の離職策として現に各省庁で行われておるわけでございますが、その退職勧奨の実情というものにつきましては、現在いろいろと調べておりますけれども、いままで聞いたところでは、各省庁別に、あるいは職種別に、あるいは役職段階別にいろいろとまちまちであるというふうな話でございました。したがって、それをどういうふうに整合的なものにしていくかという問題が一つあるわけでございます。

それから国家公務員の職員の年齢構成の特殊性という問題が一つございまして、簡単に申し上げますと、戦後に大量の国家公務員を採用したものでございまして、その年齢層の方がいま四十八、九歳あたりのところで大要多人数の層をなしておるわけでございます。これらの方々が今後だんだん高齢化していくという状況があるわけでございます。また、当面人事担当者の一番頭の痛い問題になっておるわけでございます。したがって、これらの多人数の職員を抱えている年齢層、それが高齢化していくという状況に關連しての定年制の問題、これをどう考えるべきかという問題は、これはまた現実の問題として非常にむずかしい問題でございます。したがって、そういうことも十分慎重に配慮しながらこの問題を考えていかなければいかぬということで、これも検討しております。

それから基本的に言いますと、定年制の問題というのは、大体高齢者の離職を促進する手段として、いわば能率上の人事管理策ということに出ておるわけでございますが、近年は御承知のように非常に高齢化社会という状況が出てまいりまして、そこで高齢者の雇用の安定という要請も社会的な要請として一方に出てまいっておるわけでございます。したがって、こうした高齢者の離職の促進の關係とそれから雇用の安定の關係と、こういうものの調整の問題というのは、ちょっと大げさな言い方をしますれば一つの国民的な課題になるようなこれからの大きな問題であつたというふうに認識しております。

したがって、こういう点に關連しまして総合的な検討をしなければいかぬ、しかもそれは長期的な展望を持たなければいかぬということでございまして、問題が大要多面多岐にわたつておりますから、私どもきめの細かい検討をしたいということ、目下検討中という状況でございます。

○柴田(睦)委員 次に、補助金等の整理合理化に

ついてですが、政府はこれまで予算編成段階で補助金等の整理合理化を行い、五十三年度一般会計予算では五十二年度の約二倍の千四百二十一億円を整理合理化していますが、他方で三千二百九十四億円の新規分があり、全体としては千八百七十三億円増ということになっておつて、整理合理化という意味では実績が上がつていないわけですが、これは手続面での改善策を打ち出しているだけであつて補助金制度全体についての抜本的改革と言ふにはほど遠いものであるわけですが、今日の補助金をめぐる中心問題はたくさんあるわけですが、二十八年十二月の補助金合理化答申、あるいは三十九年九月の臨調の答申、あるいは一連の地方制度調査会答申などで指摘され、全国知事会などが繰り返し要望してきた事項も中に含まれてはいるわけですが、補助金等の整理合理化については、こうした一連の答申、要望を速やかに実現する方向で検討が行われるべきであると思うので、一つお聞きしたいのは、昨年七月の全国知事会の要望事項については、これは速やかに実施すべき問題だと思つて、そこで、大蔵、自治両省の見解をお伺いいたします。

〔委員長退席、村田委員長代理着席〕
○公文説明員 いま御指摘のありました補助金の整理合理化の問題でございますが、いま先生もおっしゃいましたように、五十三年度は精力的に整理合理化を進めてまいりまして、廃止減額で千四百二十二億、合理化を行いました件数が千六百八十九件ということで進んでおるわけでございます。この整理合理化に当たりましては、当然財政制度審議会それから地方制度調査会、あるいはこれは古い古い審議会でございますけれども、補助金等の適正化の審議会あたりの答申については十分勉強いたしまして、それを踏まえてやってきたつもりでございます。

なお、知事会の御意見につきましても十分参酌させていただいたつもりでございますが、たとえ

ば地方団体との関係で申しますと、できるだけその地方団体の自主性を尊重し手続の簡素化に資するために、補助金の統合メニュー化——メニュー化と申しますのは、幾つかの事業のメニューをつくっておきまして、その事業につきましてある一定の補助金の中でどれを選んでいいというような試みも含めまして、統合メニュー化というようにな点につきまして特に五十三年度は重点的に考えてまいりたいというようなこともございます。それから零細補助金の整理につきましても、従来からの基準を上げまして零細なものではできるだけなくしていくというような努力は行ったつもりでございます。

○柴田(睦)委員 次に、これは地方公共団体の機構改革に関連いたしますが、千葉県の血清研究所の問題について、まず厚生省に伺っていきいたいと思います。

先日鶴見川河口でコレラ菌が発見されました、これは県民だけではなくて日本国民を非常にびっくりさせたわけですが、そしてまた非常に心配をさせたわけですが、幸い陰性であったことから被害には至らなかったわけですが、しかし、最近国際旅行が活発になって、伝染病の外来汚染の防止対策が重大な社会問題になっているわけですが、伝染病予防対策は感染源対策、感染経路対策、感受性者対策が挙げられるわけですが、それども、この中でも、被害を最小限にするという意味でワクチン接種や血清接種の役割が非常に重要であることは何人も否定できないことであると思っております。そこで、ワクチンや血清の製造について、国はどのような責任と権限を持っているのか、お伺いします。

○古市説明員 御指摘のワクチン、血清類につきましては二つに分かれておりまして、重要なワクチン、血清については国家買い上げをもちまして緊急事態に備えるという体制をとっております。この中でいわゆるコレラ及び天然痘はその源泉が外国にございますので、国内侵入に備えまして一定量の国での買い上げを行っております。

また緊急治療用といたしましては、いわゆる不活化狂犬病ワクチン、それからウィル病治療血清、ガスエス抗毒素、E型及び多価ボツリヌス抗毒素の五品目を買い上げまして、この疾病に備えているということでございます。

また、これらワクチン、血清につきましてはその製造に非常に長期間を要する、また技術が非常に高度なものが要求されることから、常日ごろからメーカーの指導を行っているところでございます。

○柴田(睦)委員 それでは、ワクチンなどの製造メーカーの実態はちゃんと把握しておられるのかどうか、またメーカーの中で公的機関のメーカーは幾つあるか、その公的機関の全体でのシェアは幾らかかというのを答えていただきたいと思っております。

○古市説明員 現在ワクチンの製造メーカーと申しますのは、直接製造いたしておりますのが十社でございます。この中で財団法人の組織になっておりますのが阪大微生物病研究会、それから化学及血清療法研究所、それから日本ボリオ研究所でございます。それから社団法人で行っておりますのが北里研究所でございます。県の組織になっておりますのが千葉県の血清研究所。そのほかの五つはいわゆる株式会社組織になっております。それからまた、それぞれワクチンにつきましては、メーカーの製造能力等に合せて割り当てておりますので、ちょっとそのシェアというのは一概に申し上げることはできません。

○柴田(睦)委員 ワクチンなどを製造する唯一の公的機関になります千葉県血清研究所が、最近合理化という名によって縮小、廃止ということが伝えられているわけですが、千葉県では、副知事を中心にいたしまして千葉県血清研究所検討委員会というものがつくられて、縮小、閉鎖の方向での検討結果が出されてきております。このことにつきまして厚生省としてはどういう見解を持っておられるのか、お伺いします。

○古市説明員 御指摘の計画案、合理化案という

ものは、千葉県の血清研究所経営検討委員会が出されました「事業の経営改善に関する基本方針」及び千葉県血清研究所が作成いたしましたところの「血清研究所事業経営改善計画(案)」の二つのことかと思っております。この中におきまして、後者の中で、製剤事業規模の適正化と組織体制等の整備改善というところを内容といたします改善計画が作成されているというのを承知いたしております。これらの基本方針計画は、現在国家買い上げを行っております血清類と関係するところがきわめて大きいということから、千葉県血清研究所並びに千葉当局と十分検討を行っているところでございます。

○柴田(睦)委員 たとえばこれがなくなるということになった場合に、厚生省としては困ることはありませんか。

○古市説明員 この千葉県血清研究所におきましてつくられている各種のワクチンがございまして、この中でガスエス抗毒素とボツリヌスの抗毒素につきましましては、現在千葉県血清研究所においてのみ製造されていることから、これを欠くという形がないように検討を続けていきいたいと思っております。

○柴田(睦)委員 この検討結果と、これに基づく「事業の経営改善に関する基本方針」という中で、今後製造する品目は「公共性を考慮し、その需要度が高く、かつ企業性を有する品目を主体とする。従って、これに該当しないこととなる品目については、原則的に製造販売を中止する。」ということになっているわけですが、いま言われましたように、千葉県血清研究所がボツリヌスそれからガスエスをつくっているわけですが、この二つは、千葉県血清研究所だけが製造しているものであるわけですが、そうしますと、ガスエス抗毒素やボツリヌス抗毒素の血清などは、これが縮小、廃止されるということになっていきまస్తు、全く製造されなくなるということになるわけですが、これについて厚生省は、対策は考えていらっしゃるのですか。

○古市説明員 県の経営検討委員会の基本方針というのでも承知いたしておりますが、この中におきまして、製造するワクチン及び血清類の品名は限定いたしております。またこの中に、経済性と同時に公共性を考慮するというように指摘もされております。この線にのっとりまして、県当局の意見を聞きまして、現在検討をしているところでございます。

○柴田(睦)委員 ボツリヌスとガスエスというのは千葉県の血清研究所だけが製造しているのじゃありませんか。

○古市説明員 現在のところは、千葉血清のみでございます。

○柴田(睦)委員 としますと、いまの時期においては重要なガスエス抗毒素やボツリヌス抗毒素の製造が中止されそうな事態になっているわけですが、けれども、実はこういう事態になっているのは、どう考えても国の予防行政というところに問題があると考えます。

この千葉県血清研究所の収支見通しという資料を見てみますと、昭和六十年度で三十九億の赤字が累積するということになっております。この累積赤字を分析してみますと、たとえば五十一年度決算では一億四千八百萬の赤字で、このうち国家買い上げ品の損益状況は六千二百八十一萬円の赤字で、全体の四二%を占めるという実情であります。国家買い上げ品についてももう少し見てみますと、この国家買い上げ品の総原価が九千三百四十萬円に対して国の買い上げ価格は三千六十二萬円、総原価の二%でしか買い上げられてないという実情にあるわけですが、こういう状態では、結局今後続けていても赤字が累積するということになるわけですが、国家買い上げ品の買い上げ価格の基準を上げなければこの事態は解決できないと思うのですが、この点については検討されておられますか。

○古市説明員 いわゆる千葉血清の決算におきまして、昭和五十一年度に計上いたしております損失一億五千萬円のうち国家買い上げにかかわるも

のが六千二百万円、このような資料が出されているようにございます。これは県側の説明をお伺いいたしましたところ、いわゆる公営企業法の会計上そのような形になっているということで、単純に国家買上げ品目の価格といわゆる生産原価との差というぐあいには理解をいたしておりました。

○柴田(睦)委員 現状とすれば、国として積極的な対策をとらなければ千葉県血清研究所が縮小、廃止されるというようなことになるおそれがあるわけですが、そういう意味で厚生省も、これは重要な問題ですから、積極的な対策をとってもらいたいと思っております。

○柴田(睦)委員 現状とすれば、国として積極的な対策をとらなければ千葉県血清研究所が縮小、廃止されるというようなことになるおそれがあるわけですが、そういう意味で厚生省も、これは重要な問題ですから、積極的な対策をとってもらいたいと思っております。

○柴田(睦)委員 現状とすれば、国として積極的な対策をとらなければ千葉県血清研究所が縮小、廃止されるというようなことになるおそれがあるわけですが、そういう意味で厚生省も、これは重要な問題ですから、積極的な対策をとってもらいたいと思っております。

○柴田(睦)委員 現状とすれば、国として積極的な対策をとらなければ千葉県血清研究所が縮小、廃止されるというようなことになるおそれがあるわけですが、そういう意味で厚生省も、これは重要な問題ですから、積極的な対策をとってもらいたいと思っております。

○柴田(睦)委員 現状とすれば、国として積極的な対策をとらなければ千葉県血清研究所が縮小、廃止されるというようなことになるおそれがあるわけですが、そういう意味で厚生省も、これは重要な問題ですから、積極的な対策をとってもらいたいと思っております。

○柴田(睦)委員 現状とすれば、国として積極的な対策をとらなければ千葉県血清研究所が縮小、廃止されるというようなことになるおそれがあるわけですが、そういう意味で厚生省も、これは重要な問題ですから、積極的な対策をとってもらいたいと思っております。

○柴田(睦)委員 現状とすれば、国として積極的な対策をとらなければ千葉県血清研究所が縮小、廃止されるというようなことになるおそれがあるわけですが、そういう意味で厚生省も、これは重要な問題ですから、積極的な対策をとってもらいたいと思っております。

○柴田(睦)委員 現状とすれば、国として積極的な対策をとらなければ千葉県血清研究所が縮小、廃止されるというようなことになるおそれがあるわけですが、そういう意味で厚生省も、これは重要な問題ですから、積極的な対策をとってもらいたいと思っております。

○古市説明員 県の血清研究所の事業改善計画を検討しているということにつきましては、同研究

所が公営企業体としてまして経営改善を進めるためのものと聞いております。そのことにつきましては、県当局においてさらに十分な検討が進められることと考えております。

○柴田(睦)委員 こうしたワクチンの製造を十分に確保するとともに、国民の健康を守り、増進させるという意味からも、ワクチンの品質を向上させ、予防対策を充実させるということは重要な課題であるわけですが、こうした中で血清研の合理化というものは時代に逆行する問題であるわけで、この合理化ではワクチンの品質向上のための研究部門を縮小される、そういう計画が含まれております。ワクチン行政を二層充実させるために研究体制の充実強化ということは非常に重要なことであるわけですが、厚生省はこうしたワクチンの基礎研究、また研究部門の充実などについて、ワクチンメーカーを積極的に指導していくことが必要であると思っております。この研究の問題についての見解をお伺いします。

○古市説明員 ワクチン、血清類はほかの医薬品と異なりまして、その製造というものはきわめて高度の技術が必要としますのでございます。このために製品の品質確保につきましましては、従来から特段の努力を払ってきたところでございますし、このために必要な研究の必要性は一般的に言うを待たないところでございます。

○古市説明員 ワクチン、血清類はほかの医薬品と異なりまして、その製造というものはきわめて高度の技術が必要としますのでございます。このために製品の品質確保につきましましては、従来から特段の努力を払ってきたところでございますし、このために必要な研究の必要性は一般的に言うを待たないところでございます。

○古市説明員 ワクチン、血清類はほかの医薬品と異なりまして、その製造というものはきわめて高度の技術が必要としますのでございます。このために製品の品質確保につきましましては、従来から特段の努力を払ってきたところでございますし、このために必要な研究の必要性は一般的に言うを待たないところでございます。

○古市説明員 ワクチン、血清類はほかの医薬品と異なりまして、その製造というものはきわめて高度の技術が必要としますのでございます。このために製品の品質確保につきましましては、従来から特段の努力を払ってきたところでございますし、このために必要な研究の必要性は一般的に言うを待たないところでございます。

○古市説明員 ワクチン、血清類はほかの医薬品と異なりまして、その製造というものはきわめて高度の技術が必要としますのでございます。このために製品の品質確保につきましましては、従来から特段の努力を払ってきたところでございますし、このために必要な研究の必要性は一般的に言うを待たないところでございます。

○古市説明員 ワクチン、血清類はほかの医薬品と異なりまして、その製造というものはきわめて高度の技術が必要としますのでございます。このために製品の品質確保につきましましては、従来から特段の努力を払ってきたところでございますし、このために必要な研究の必要性は一般的に言うを待たないところでございます。

○古市説明員 ワクチン、血清類はほかの医薬品と異なりまして、その製造というものはきわめて高度の技術が必要としますのでございます。このために製品の品質確保につきましましては、従来から特段の努力を払ってきたところでございますし、このために必要な研究の必要性は一般的に言うを待たないところでございます。

○古市説明員 ワクチン、血清類はほかの医薬品と異なりまして、その製造というものはきわめて高度の技術が必要としますのでございます。このために製品の品質確保につきましましては、従来から特段の努力を払ってきたところでございますし、このために必要な研究の必要性は一般的に言うを待たないところでございます。

ワクチン、血清類の改良、開発研究につきましては、その特殊性から、千葉血清を含めまして官民一体となって、従来より研究を進めているところでございますが、今後ともこの開発は進めていきたいと考えております。

○柴田(睦)委員 ワクチンや血清など予防対策が民間のメーカーに任せられて、自由競争によって市場獲得をしていく、そしてその中で自由競争に負けたものは合理化といいますが、縮小、廃止していく、そういうのがいまの実態であって、そういう実態を考えた場合に、万一の事態が起きたときのことを考えると、これは非常に恐ろしい思いがするわけです。そういう意味で見まして、厚生省が伝染病予防対策に責任を十分にとってきたかどうか、非常に疑問を感じるわけです。

○柴田(睦)委員 ワクチンや血清など予防対策が民間のメーカーに任せられて、自由競争によって市場獲得をしていく、そしてその中で自由競争に負けたものは合理化といいますが、縮小、廃止していく、そういうのがいまの実態であって、そういう実態を考えた場合に、万一の事態が起きたときのことを考えると、これは非常に恐ろしい思いがするわけです。そういう意味で見まして、厚生省が伝染病予防対策に責任を十分にとってきたかどうか、非常に疑問を感じるわけです。

○柴田(睦)委員 ワクチンや血清など予防対策が民間のメーカーに任せられて、自由競争によって市場獲得をしていく、そしてその中で自由競争に負けたものは合理化といいますが、縮小、廃止していく、そういうのがいまの実態であって、そういう実態を考えた場合に、万一の事態が起きたときのことを考えると、これは非常に恐ろしい思いがするわけです。そういう意味で見まして、厚生省が伝染病予防対策に責任を十分にとってきたかどうか、非常に疑問を感じるわけです。

○柴田(睦)委員 ワクチンや血清など予防対策が民間のメーカーに任せられて、自由競争によって市場獲得をしていく、そしてその中で自由競争に負けたものは合理化といいますが、縮小、廃止していく、そういうのがいまの実態であって、そういう実態を考えた場合に、万一の事態が起きたときのことを考えると、これは非常に恐ろしい思いがするわけです。そういう意味で見まして、厚生省が伝染病予防対策に責任を十分にとってきたかどうか、非常に疑問を感じるわけです。

○柴田(睦)委員 ワクチンや血清など予防対策が民間のメーカーに任せられて、自由競争によって市場獲得をしていく、そしてその中で自由競争に負けたものは合理化といいますが、縮小、廃止していく、そういうのがいまの実態であって、そういう実態を考えた場合に、万一の事態が起きたときのことを考えると、これは非常に恐ろしい思いがするわけです。そういう意味で見まして、厚生省が伝染病予防対策に責任を十分にとってきたかどうか、非常に疑問を感じるわけです。

○柴田(睦)委員 ワクチンや血清など予防対策が民間のメーカーに任せられて、自由競争によって市場獲得をしていく、そしてその中で自由競争に負けたものは合理化といいますが、縮小、廃止していく、そういうのがいまの実態であって、そういう実態を考えた場合に、万一の事態が起きたときのことを考えると、これは非常に恐ろしい思いがするわけです。そういう意味で見まして、厚生省が伝染病予防対策に責任を十分にとってきたかどうか、非常に疑問を感じるわけです。

○柴田(睦)委員 ワクチンや血清など予防対策が民間のメーカーに任せられて、自由競争によって市場獲得をしていく、そしてその中で自由競争に負けたものは合理化といいますが、縮小、廃止していく、そういうのがいまの実態であって、そういう実態を考えた場合に、万一の事態が起きたときのことを考えると、これは非常に恐ろしい思いがするわけです。そういう意味で見まして、厚生省が伝染病予防対策に責任を十分にとってきたかどうか、非常に疑問を感じるわけです。

○柴田(睦)委員 ワクチンや血清など予防対策が民間のメーカーに任せられて、自由競争によって市場獲得をしていく、そしてその中で自由競争に負けたものは合理化といいますが、縮小、廃止していく、そういうのがいまの実態であって、そういう実態を考えた場合に、万一の事態が起きたときのことを考えると、これは非常に恐ろしい思いがするわけです。そういう意味で見まして、厚生省が伝染病予防対策に責任を十分にとってきたかどうか、非常に疑問を感じるわけです。

○柴田(睦)委員 ワクチンや血清など予防対策が民間のメーカーに任せられて、自由競争によって市場獲得をしていく、そしてその中で自由競争に負けたものは合理化といいますが、縮小、廃止していく、そういうのがいまの実態であって、そういう実態を考えた場合に、万一の事態が起きたときのことを考えると、これは非常に恐ろしい思いがするわけです。そういう意味で見まして、厚生省が伝染病予防対策に責任を十分にとってきたかどうか、非常に疑問を感じるわけです。

の地方出先機関というものは、現業部門を除いて他の出先機関は原則として廃止すべきだ、もう東京だけで行政を進めていくという時代じゃないし、民主主義本来のあり方から言いましても、下から積み上げていくというのが原則ですから、もうこれからは地方中心の地方分権でいかなければいけないという見地に立って、原則的にその権限やら何やらは譲れるものはほとんど都道府県に譲っていくべきだ、こういう立場に立っているわけです。その点について大臣の基本的な認識、見解というものがどうであるかということ。

いま一つ、これはさかのぼることかなり前になるのですが、昭和四十五年に道州制ということが盛んに言われたのです。全国を八つの道と州にしようじゃないか、何といってもいまの府県制というのは、大臣、明治四年の廢藩置縣以来の仕組みなんです。公害行政をとっても、あるいは用水対策をとっても、その他住宅、通勤対策をとっても、あるいは大型自治体の再編成というようなかっこうで、大きな市あたりの行政能力も相当強化をされてきたことだから考えても、道州単位で行政を進めていくべきだという考え方が非常に強く出されました。そういう中で、道州という考え方がこの出先機関というものがかみ合わさって、行政機構の簡素化にあるいは許可可手続の簡素化につながるような方策も当然検討していくべきだ、これは私個人の意見ですが、考えているわけでございます。

その辺について、大臣の基本的な認識、いますぐどうするところというところはなかなかむずかしい問題がございますけれども、道州制にしたって経過措置はいろいろ考えられているわけで、国会議員の選挙区は当分の間はじららないとか、府県というものは地方事務所にするとか、公務員の数にはちまちは身分保障するとかいろいろなことを留保条件につけて考えていくじゃないかということなので、私はこれ当然やはり新しい時代の検討課題として検討されてしかるべき問題だと考えているのです。単に今度の設置法のように、一

その辺について、大臣の基本的な認識、いますぐどうするところというところはなかなかむずかしい問題がございますけれども、道州制にしたって経過措置はいろいろ考えられているわけで、国会議員の選挙区は当分の間はじららないとか、府県というものは地方事務所にするとか、公務員の数にはちまちは身分保障するとかいろいろなことを留保条件につけて考えていくじゃないかということなので、私はこれ当然やはり新しい時代の検討課題として検討されてしかるべき問題だと考えているのです。単に今度の設置法のように、一

その辺について、大臣の基本的な認識、いますぐどうするところというところはなかなかむずかしい問題がございますけれども、道州制にしたって経過措置はいろいろ考えられているわけで、国会議員の選挙区は当分の間はじららないとか、府県というものは地方事務所にするとか、公務員の数にはちまちは身分保障するとかいろいろなことを留保条件につけて考えていくじゃないかということなので、私はこれ当然やはり新しい時代の検討課題として検討されてしかるべき問題だと考えているのです。単に今度の設置法のように、一

その辺について、大臣の基本的な認識、いますぐどうするところというところはなかなかむずかしい問題がございますけれども、道州制にしたって経過措置はいろいろ考えられているわけで、国会議員の選挙区は当分の間はじららないとか、府県というものは地方事務所にするとか、公務員の数にはちまちは身分保障するとかいろいろなことを留保条件につけて考えていくじゃないかということなので、私はこれ当然やはり新しい時代の検討課題として検討されてしかるべき問題だと考えているのです。単に今度の設置法のように、一

その辺について、大臣の基本的な認識、いますぐどうするところというところはなかなかむずかしい問題がございますけれども、道州制にしたって経過措置はいろいろ考えられているわけで、国会議員の選挙区は当分の間はじららないとか、府県というものは地方事務所にするとか、公務員の数にはちまちは身分保障するとかいろいろなことを留保条件につけて考えていくじゃないかということなので、私はこれ当然やはり新しい時代の検討課題として検討されてしかるべき問題だと考えているのです。単に今度の設置法のように、一

部これも北海道だけという大変残念な結果に終わっているわけで、これも都道府県単位でやると、北海道には四つも五つもある、これは都道府県だから一つにすべきだ、もっと本場の新しい時代の発想から言うならば、さらにそれを越えたところに本場の福田総理言われるところの新しい行政の入れ物という考え方があられるわけで、私はそういう二つの点から大臣の御見解を、基本的な御認識を伺っておきたいと思うわけです。

○荒瀬国務大臣 お答えをいたします。

まず最初の問題ですが、これは地方と中央とありますが、これは中央でやらなくちゃならない問題、それから地方へ委譲しなくちゃならない問題、これは二つあると思うのです。これらを上手にかみ合わせていくところに行政のうまみがあると思います。御意見に賛成する部門もあれば、賛成しかねる部門もございしますが、とにかく発想を転換して少し考え直さなくちゃならない点もあります。新自由クラブさんが非常に行政改革について御熱心、しかもあなたが案をつくられたということで、敬意を表します。私もつぶさにこれを読んで研究してみたい、いやこれは発想はいいな、できれば全部これに賛成したいと思っておりますが、なかなかこれは各省間のいろいろな問題もありまして、直ちにこれが実行できるとは思っておりませんが、大いに研究して改革をしていきたいと考えております。

第二の道州制の問題です。これは明治の廃藩置県から端を発しまして、そして小さな県、小さな町村をつくった、だんだんやってくうちに町村の合併もするし、してきている今日でございす。それからいま大変官庁の問題から始めて、たとえば東京を中心に考えまして、一休水の問題をどうするか、また電力の問題をどうするか、それから農村と工業都市をどうするかという問題、それから人間を効率化する問題、そういうような問題、それから住宅と都市に通う距離の問題、すべてを合わせますと、本場に全国を八つかそこいらに合併を断行して、そしてやるというよ

うなことは、これは理想であると私は思っています。しかし、これはやるということになったらこれはまたなかなか大変なことで、やればできないのじゃない。しかしやりかけて途中でやむやみになったら、内閣は飛んでしまいます。内閣が飛んでも構わない。それは構わないが、それじゃ一体いまの日本の政治を考えて、一遍に新自由クラブにやったら、それはどうもそれ以上申し上げませんが、そういうようなことも考えて、なるべくいろいろ摩擦を起こさないようにやることも行政であると考えております。御意見は十分尊敬しつつ承っております。

○中川(秀)委員 大臣お立ちになる前に、御答弁は求めませんが、大臣の体の中にも明治の血が流れておられる、そうですね。その明治時代なんかを考えてみますと、むずかしいからどうだこうだというよりも、一つのやはり秩序のフロンティアをつくっていくというところで、大変な意気込みでやっていたわけですよ。わが国がこれから発展しようと思ったら、空間のフロンティア、たとえば植民地を求めるとかそういうことはできないわけで、あるとするならばやはり技術と秩序のフロンティアしかないので。新しいやはり秩序の面での、入れ物の面での開拓者精神でやっていかないと、時代はますます閉塞状況に入ってしまう。大臣あたりは、一番体質的にもそういうお気持ち、強い御待ちになっていると思う。私はどうも、最近の大臣は人格が円満、円熟をされて、もう少しそういう点ではお元氣を出していただきたい、こうお願いをする次第でございまして、どうぞお立ちを。

○荒瀬国務大臣 お答えします。

確かに明治でございすが、頭は昭和、二十世紀の頭を持っていますと自分で自負しております。それから、政治はおっしゃるとおりです。それは途中のいろいろの摩擦が起ったりなんかすることを飛び越えていかなければ、さつき明治の話がありました。明治維新は達成できなかった。それから、各国のいろいろな転換についても、思

い切ったことをやらなければ改革ができません。どうぞそういうことをやるように、ひとつ新自由クラブも御協力をお願いすることを望んでおります。

○中川(秀)委員 それでは法案に対してのお尋ねをさせていただきますが、私は、先ほどもお話ししましたように、支分部局の整理再編成というものの基準ですね、これはやはり新しい時代に即応したものがどうしても必要だと思っておりますが、今回の法案のようなかっこうで出てまいりますと、なぜ北海道だけなのかという疑問が当然出てくる。それに対するお答えも、都道府県単位の一つの行政範囲の中で整理統合なのだ、そういう基準に合わせたのだという御答弁が当然予想されるわけなんですけれども、私はその辺の考え方というものは、次なる時代ということを考えてみると、明らかに過去を追っかけていく形であって、未来からの呼びかけにはこたえていない、このように思うわけがあります。将来の問題として結構であります。地方出先機関の整理再編成の基準というものはどこら辺に置いて、どのような御方針でこれから臨もうとしているのか、行管の認識をひとつお尋ねをしておきたいと思ひます。

○辻政府委員 地方支分部局の再編成につきましては、社会的な考え方と申しますのは、社会経済情勢の変化あるいはまた行政需要が変化してまいりますという事情、それからまた一方におきましては交通が便利になってまいります、そういう交通手段の発達状況というものを考え合わせまして整理再編成を進めようということでございます。もう少し具体的な基準ということから考えてみますと、いろいろな考え方があるわけでございまして、先ほどもお答えしたわけでございすが、かつてはブロック機関の下に置かれておる府県単位機関というものが対象にいたしまして整理計画をつくったことがあったわけでございすが、遺憾ながら法案の成立に至らなかった経緯がございす。そこで今回は、ブロック機関と府県単位機関につきましては省庁別に見直しまして、いわば

ケース・バイ・ケースに措置をしていく。支所、出張所等につきましては、先ほどのような行政需要の変化あるいは交通手段の発達状況等を勘案して、個々の支所、出張所に当たりまして整理をする。その結果、ブロック機関、府県単位機関につきましては四省庁五種類十二機関を整理する。支所、出張所につきましては、これは第一線機関、末端機関でございすが、全体約七千の中の内七分の一に当たります約千カ所を整理することにした次第でございす。

○中川(秀)委員 もう一点、三十九年の臨調答申では地方支分部局の整理再編成についてこういう指摘があるわけです。「現行地方支分部局の設置形体は、その大部分が省庁全体の出先機関というよりは、むしろ内部部局、各局ですね。」「それぞれの地方出先機関化している場合が多い。」「そういうケースが非常に多い。この実態を直視して、地方支分部局を各省庁の実施事務の総合処理機関として位置づけ、この観点から整理再編成を試みるべきである」という指摘があるわけです。私は、今後の支分部局の整理再編成については、こういう観点も当然必要だと思うのです。いかがですか、簡単にお願ひします。

○辻政府委員 確かに同一省庁におきまして複数系統の出先機関を持つておる場合もあるわけでございす。臨時行政調査会の御指摘も承知しておるわけでございす。しかし、これをいわば水平に統合するということになりまして、いろいろとまた問題があるわけでございまして、管轄区域の違ひ等もございすし、それがまた国民に対しまして行政サービスにどのような影響を与えるかというような問題もございすので、今回は確かに検討はいたしましたけれども、そういう基準を立ててまして整理再編成を行うというところまでには至らなかったのが実情でございす。

○中川(秀)委員 むずかしい点があるのは承知の上でお尋ねをしているのですが、当然そういう物差しも常に頭に置いてこれからの努力をしていくべきだ。

そうすると、今後は社会経済情勢とか、交通手段の発達とかいったって、都道府県単位の整理、ブロック機関の整理統合は一応全部済んじゃうわけですよ。そうすると、今度はどうしても新しい発想が必要なのですね。その発想の際には、いまの臨調答申の考え方あるいは先ほどお話ししたような道州制あたりの、準道州制でもいいのですが、何らかのかっこうでそこら辺により権限を委譲していくような形態をとっていかないと、いけないのじゃないかという気がするわけであり、また、ひとつ大いに努力をしていただきたいとお願いを申し上げる次第であります。

それからやや具体的に細かいことをお伺いいたしますが、今度の設置法改正案で地方行政監察局がやや減員になって、管区行政監察局に人が移るという形態が予想されるわけですが、その場合に、行政管理庁の業務の中で大変関心を持ち、非常に重要な仕事だと思っております行政相談、この行政相談の各地方局における担当員が減員になったりあるいはその機能が低下をしたり、相談委員の人もわざわざ札幌へ何回も行かなければいけないというようなことになりはしないか。その辺は現状よりも悪いことにならないように、一応それなりの手だてというものを考えておくべきだと思つたわけですが、その辺のことをひとつお伺いをいたしておきます。

○加地政府委員 今回の北海道三局の札幌統合とそれに伴う分室設置の問題は、まさに先生いま御指摘のようなことをわれわれは十分考えまして、こういう措置をとったわけでございます。つまり地方行政監察局におきましては、御承知のように行政監察の仕事とそれ以外に行政相談の仕事、これがいわば大きな二つの柱になっております。今回分室をつくりました趣旨は、あくまでも行政相談の關係というのをおっしゃる様に現地性の非常に強い問題でございますし、特に住民サービスの問題にかかわる問題でございますして、結局従来の三局の後に分室という形で相談を中心とした組織を残す必要がある、こういうことで考えたわけ

でございます。一方行政監察につきましては、相当部分御指摘のように札幌の区に吸収するわけでございます。

そこで、われわれはこういった合理化をやらざるを得ないだろうという考え方でございしますが、行政監察の仕事にいたしまして、あるいは相談の仕事にいたしまして、従来やってきたような仕事が低下するとかあるいは後退をするとかいうことがないように十分考えていかなければいけないというところは重々考えているわけでございます。御承知のように、札幌に引き上げると同時に、これはいまの私どものブロック機関では初めての例でございますけれども、札幌の管区に行政相談部をつくったのも実はそういう趣旨でございます。従来地方局長が責任を持って、中心になつて行政相談を取り仕切ってきたわけでございますけれども、その三局長が結局なくなるわけでございます。日常的なそういうサービス業務は分室長とかそういう分室の職員がいたしますけれども、大きな問題とか行政相談委員のいろいろな問題にかかわりましては、今回の改正でいきますと、それは札幌に在る管区局長の問題になるわけでございます。そういういたしますと、やはり地域が非常に広大でございますので、相談部長を設けまして管区局長と相談部長が分室の相談業務を見ながら推進をしていく、こういう形に考えたわけでございます。

○中川(秀)委員 行政相談の場合、処理をなさるときに、管区から言ってきたものは大変だとか、今度は分室に格が一段下がったから扱いがどうだとかというところにならないように、そしてまた具体的な人員の配置等にいたしまして、御計画は承っておりますけれども、決して手不足でサービスが低下したということにならないように御留意をお願いしたい、これだけ申し上げておきます。

それから行政相談のことについてもう一点お伺いをしたいと思いますのですが、行政相談というものは行政管理庁設置法の二条の十三で、「各行政機関の業務及び前号に規定する業務に関する苦情の

申出につき必要なあつせんを行なう」、こう非常に幅が広い規定になっていっているわけですが、私は、幅が広いが、ある意味では弱点もあるような気がしてならない。もちろん法のものと平等あるいは法解釈を厳正にさせる、そういった法律があつたり、そういった制度があつたりしたのになかなか行政の正当な恩恵を得られないというふうなことに付いてサービスをするという幅の広い面はあるのですけれども、一方で、たとえばわれわれも、考えてみると一種の行政相談委員みたいなわけですよ。それで、現実にはいろいろな陳情もあります。しかしその陳情の中で、本当に血の通つた政治と感じていただく部分というのは、えてして法の解釈、裁量権、そういったものの非常に際どいところに属する問題が多いわけですよ。

たとえば具体例を一つだけ申し上げますと、戦前、昭和十九年ぐらいに、これは恩給法の問題で、すけれども、結核になつて内地送還されて、ある陸軍病院で治療を受けていた。ところが、とても治る見込みがないので除隊になった。除隊のとき、退院のときのカルテは重度の結核ということになっていっているわけですね。ところがその御本人は軍医さん、それで親も医者だった。田舎の家に帰つたのですけれども、結核で死んだというのは当時は非常に言いにくいという状況で、死亡診断書は急性胃腸炎ということにしたわけですね。ところがその死亡診断書のために恩給法の適用が得られないというケースがあつて、過去にそういった社会状況から考えてというふうなことで、これは何か救う道があるのじゃないかといういろいろなキャッチボールをした結果、方法はある、前例も全くないわけでもないということになってきて、何とかいけるのじゃないかという状況になつておるケースもあるわけですが、そういうふうな非常の際どい問題が多い。したがって行政相談も、行政監察局あるいは分室へ行つて行政相談をする、非常に親切に丁寧にそういった血の通つたことをや

つてくれるのだという国民の評価を得るためには、うまく言えませんが、そういった法解釈の分野まで入つてかなりのことをしないと、私は国民の評価というのはなかなか高くない。その辺の工夫をさらに御努力をいただきたい。どうもがちの制度の利用を教えたというところにとどまらず、さらに立ち入つて一歩踏み込んで、これは行政管理庁だけの分野じゃない、各行政機関がみんなそういう意識でこの行政相談というものは受けとめていかなければいけない、こう思つたわけですが、その辺の御努力を今後どのようになさるか、ひとつお伺いをしたいと思います。

○佐倉政府委員 ただいま先生のお話、私もがやっております行政相談、これは真に国民の立場に立つた血の通つた相談にしていきたいというところだろうと解釈いたしております。もともと私も、そのようにしたいと思つて常に努力しているわけでございます。申し出人の気持ちになつて、血の通つた、先生御指摘のような、特に恩給関係とかそういう場合が多いのでございますけれども、一例を挙げますと、記憶喪失のために軍隊時代の在営中の行動を立証することができない、そういう事実もありました。それが当庁に相談に來られましていろいろ調査の結果、それが立証できるとその恩給が受給できるようになつたというふうなこともございます。そのほか何件かそういったたぐいのものもございしますけれども、従来もそういうふうな努力をまいりました。今後ともまさに先生のおっしゃる通り、国民の立場に立つて申し出人の気持ちになつて、血の通つた行政相談をやりたいと思つております。そのための努力でございますけれども、私も常にいろいろな工夫をこらしたいと考えているわけでございますけれども、やはりPRのあり方から、われわれ職員の状態から、関連行政機関との折衝の問題等、多岐にわたつて工夫をこらしていきたい、こういうふう

○中川(秀)委員 その記憶喪失のケースも、北海道の現地視察に行かされたときにお話を伺いました。しかしそういうのが象徴的なケースとして幾つかあるというのではなく、もっともとなければ、本当はおかしいです。制度発足以来、件数は北海道だけでも一年に一万件からあるのですから、それはケースの特異性というものがあって初めてあるケースでしようから、そうそうたくさんないかもしれないけれども、少なくともそういう話をもっと語られるようにならないといけない、私はそう思う。ひとつ御努力をお願いします。

法案に関することはその程度で、そのほか、おととい伺った行政改革の問題で残っている部分について、いずれも基本問題で大切な問題です。ので、お伺いをしたいと思います。

人事院総裁も夜分に入つてよくお越しをいただきました。ありがとうございます。昨年の国会では私は、公務員の給与の体系の中に法律でちゃんと、働く人はこういうふうな手厚くやうてあげる、成績が若干悪かった人はこういうふうにするのですという、一つの信賞必罰の、罰とまではいかないかもしれないけれども、そういう制度がきちんと勤勉手当と特別昇給というふうなことである。そういうものの運用が、私の調べではほとんど平均値で行われておつて、余り行われていない。やはりそういうインセンティブ、刺激というものがちゃんと盛り込まれた制度を厳正に運用していくべきだということをお尋ねをして、その御調査をお願いしたことがあります。あれから四、五カ月たつていたと思うのですが、その後どのようなお扱いになつていくか、御調査なさつておられるのかどうか。また御調査の結果、どんな結果が出ておられるのか、お伺いしてみたいと思います。

○藤井(貞)政府委員 いまお話がございましたように、昨年そういうお尋ねがございました。私も趣旨には大変賛成でございます。そういう立場から具体的に申せば、勤勉手当の問題についてよく実態を調べますということをお願いした記憶がござ

います。事実、それから調べてみて、これはなかなか各省にまたがって、個人的な調査になりますと大変むずかしいこともございますけれども、大体の結果はもう出てきているようにございます。

その結果から申しまして、私の感じといたしましては、最終的にはまだ報告は受けておりませんが、制度の趣旨自体は、やはり相当程度浸透して運用されておるのではないだろうかという感じを持って受けております。民間の場合とも比較をいたしました場合に、そう遜色のない運用がなされておるのではないかと思います。

ただ、お話がありましたように、もう少し何とか信賞必罰といえますか、そういう面がはっきり出るような制度的な問題あるいは運用の問題というふうなことにしましては、私自身といたしましては、できればやはり何かもう少しやうな方がいいんじゃないかという気持ちもござります。ござりますが、しかしこれはやはり給与の制度の問題でもござりますので、そう簡単にいくものでもなし、また、われわれ所管の公務員というものは、一部では指摘もいろいろござりますけれども、大部分はやはり一生懸命に働いてくれているのじゃないかという気持ちを持っております。われわれ所管の方は国家公務員でございますけれども、とくにいたしますと、影響はみんな地方公務員にも及びますので、町役場のそういうところまで全部、人事院は何をしていくのだとかそういうような言い方をされましても、しかし、それはそれでやはりいろいろ波及する問題でござりますので、私はそれは無理だということには思っておりません。だから、そういう点についてはやはり深刻に受けとめて、今後ともやってまいりたいというふうな考えております。いまの勤勉手当の問題につきましては大体の調査ができておると思ひますので、この点は、給与局長から答弁をさせていただきます。

○角野政府委員 細かい話でございますので、ちょっと私から御説明させていただきます。

勤勉手当の支給の実態についてお尋ねがございまして、昨年の十二月期のものについて、支給段階の数でありますとか成績率の幅でありますとか、あるいは分散の程度につき早速調査を進めております。現在、一応仮集計の段階まで来ておりますことは事実でございます。ところが、現在の勤勉手当の制度は、実際には期間率と成績率と両方絡めて支給される。民間と対応させる場合にはこの両者というところで面が合うわけでござりますので、少々調査を欲張りまして、両方絡めて見たところで、実際の分散がどうなつていくのかということもあわせて注文をいたしましたものでありますから、やや調査に手間を取りまして、まだいまだ途中である、そういう状況でございます。

それで、仮集計とは申しましたが、感じと言つて非常に申しわけないと思ひますが申し上げますと、大体各省庁を通じて、全体の七割といひますか三分の二程度に当たる機関で、大体三段階以上、といひましても三段階が非常に多いわけでござりますが、三段階程度のABCというふうなことで評価をなさつておる。それから成績率の幅の問題でござりますが、一割以上の開きをつけておるという省庁が全体で大体三割程度。それから一割を割りますが、五割から一〇%の間というのが大体半分ちょっと足らずというふうな感じがございますが、途中の御報告をさせていただきます。

○中川(秀)委員 特別昇給はどうですか。

○角野政府委員 特別昇給につきましては、調査を同じ時期から始めておりまして、これはできるだけ新しいデータがよいと思つたものですから昭和五十二年の実績ということで、これも少し欲張った関係もありまして、全体に少し作業がおくれておるというのの事実でござります。何せこれは一人一人についての過去十何年なり二十年にわたつて、履歴書の上で、何年に何回この人は特別昇給をやっているか、そういう調査を構えたものですから、五十万人全体についてということとは

とてもできないということで、便宜十分の一、五万人ぐらいでやっておるという実情でござります。しかしながら、現在特別昇給の決定権といひますか、それは本省庁だけでありませんで、段階に応じてはありますが、各地方機関におろしております関係上、一生懸命調査をいたしましたかと思ひますけれども、出てきましたデータに若干腑に落ちないものがまじつておりますので、現在はその個別に聞いてみまして、ちょっと省庁別に見直しておる、そういう点でございます。

これも仮集計といひますか、感じだけで大変恐縮でございますが、ざつと申しますと、長い勤続者、二十年勤続以上というふうなところで、特別昇給について一回ないし零回、一回以下というものが一割ぐらいあります。それから二十年を下回つておりますが、十五年から二十年というところの、同じく特別昇給が一回あるいはゼロ回というものがやはり二割ぐらい、五人に一人ぐらいはおるというふうなことがないかと思ひますが、そういう状況が出ております。非常に大ざっぱな御報告でございますが、現在まださらに集計をしておるということでございます。

○中川(秀)委員 わかりました。また正確にまとまりましたら、一回御報告をお願いしたいと思います。

しかし、いまの数字を伺つても、総裁、先般私どもの調べたところで、ある省の十二月分の勤勉手当は、平均は〇・六カ月ですが、これについて二段階に分けて、よく働く者、Aランクが〇・六七五カ月、余り働かなかつた方、Bランクが〇・六一五五カ月、差はわずかに〇・〇六カ月のかな。法律で定めているのは〇・四カ月から〇・九カ月、〇・五カ月の幅を勤勉手当でつけていいというふうになつておるのに、その幅はわずかに〇・〇六カ月、いわゆる一〇%ということですね。そういうことであると指摘したのですが、いままとまってきたこの御調査でも、三段階というものが七割で、二段階というものが三分の一あ

る。しかも成績率の幅は、一〇%以上というのはその上限がどのくらいかわからないが、何った限りでも三割しなくては、七割は一〇%未満でやつておるわけですね、働いた人、働かない人の幅つければ、しかも五%未満、ほんのわずかしかつけないというものが四分の一あるわけですね。この辺はやはり制度の運用を厳しくしていくべきだと思うのです。総裁、民間がこうだからという言い方は、国民の実感から言っちゃ通らないですよ。この前も議論いたしましたけれども、果たしてそうなのかなと思つてゐる国民の方が多いです、あるいはもし百歩譲り千歩譲つて、民間が運用実態で比較してそうだとすると、公務員というのは特別な使命を負つてゐるわけですから、より厳しい姿勢を持たなければいけないです。総裁、これは私ははっきり申し上げておきたいと思うのです。

たとえばアメリカのカート大統領の今度出した公務員制度の抜本改革構想というのが新聞でも報道されてゐるのですが、非常にドラスチックですね。「連邦の人事院を解体し、新たに「人事管理・勤務評定局」と、連邦中労委」ともいふべき公務員の苦情を調査する「特別調査官」といふものに分けて設立をする。特に勤務評定を重視して、現状の公務員を「仕事をしない公務員でもほとんど解雇されず、懸命に仕事をする公務員は報われることが少ない」といふふうに分けをされて、「連邦政府の部長級以上はいつい自働昇給制度をとりやめ、仕事ぶりに従つて、評定の優れた公務員だけが昇給される」。また、無能公務員やなまけ者は従来しばしば行われてきた部署の配置転換などはせず、びしびし解雇していく。こうした面は新設の人事管理局が担当し、そのほか各省や各機関は独自に公務員の採用ができるようにする」といふような大変厳しい案が出たんだと新聞では報道されてゐる。私は原文を見ていませんからわかりませんが、恐らく正しいと思ふ。やはりわが国だってそのくらいの厳しい姿勢

で、こういう——制度の問題とおっしゃいます、制度でちゃんとあるのですから、現状では、それさえも十分に運用されてゐないという批判が当然出てきちゃうわけですね。これは勤勉手当にしても特別昇給にしてもきちつと運用されるように、人事院で目を光らせる必要がある。たちまち五十三年度の勧告あたりではこの問題は当然検討すべき、取り上げるべき課題だと私は思う。カーター大統領のその新聞報道が出てから、新聞の投書で私が目についただけでも四つ出ているのですよ。当然だ、日米を問わず民間企業の合理化は徹底的に行われなければならない、日本もカーター大統領のあれじゃないけれども、公務員制度の見直しを含めて徹底的にそういう制度の運用をすべきだというのが四つも出てゐるのですよ。これは当然総裁のお目にもとまつてゐると思う。国民の声としてこれを受けとめて、今度の人事院勧告では当然取り上げて、何らかの厳正な制度の運用をすべきだ、私はこのように思います。総裁の見解をお伺いしたいと思います。

○藤井(真)政府委員 一般的な方向といたしましては、いまの御論旨は私といたしまして全面的に賛成でございます。公務といふものの性格あるいは公務といふものが税金あるいは国民のために行われなければならない、またそうしなければ運営されないといふたてまえから申しましてこれは当然のことでありまして、そういう意味から国家公務員法なり地方公務員法といふものがあつて、これは成績本位の原則、その他能率主義の原則といふものを第一義的にうたつておるわけでございます。そういう意味から、われわれもその線に沿つて従来からも努力はしてきておるつもりでございますけれども、しかしまだまだ足りない、十分に果たしてゐない面があるといふこと、これはやはり認めざるを得ないと思ひます。そういう意味で私たちがいたしまして、今後ともそういう方向に向かつてさらに積極的な努力をいたしてまいりたいといふふうに考えております。

いまアメリカの大統領のお話がいろいろございました。この点については、早速私たちがいたして、まして資料を取り寄せるように努力をいたしております。大体の概略はすでに入手はいたしておりましたけれども、さらに詳細な点につきまして、入手をするようにさらに努力をいたしております。この点、時間もございませんで、別に論争をいろいろやるつもりはございませぬけれども、ただアメリカについては、いろんな昔からのいきさつ、経緯がありまして、その結果なかなかうまくい解決ができなかつたというようなことがあつて、これが戦後フーパー勧告になつて、日本の場合にはかなり積極的な前進した措置がとられたといふことは、これはやはり事実として認めざるを得ないといふふうに私は解釈をいたしております。

そういう意味から、かなり成績本位の原則なりあるいは給与の勧告の問題なりという点については、世界的に申しまして相当進んだ成果を日本としてはやはり獲得してゐるのではないかとこの評価をいたしております。各国からそういうふうな目で見られておるということこれは事実でございます。そういう点もございませぬけれども、やはり全般といたしましては、成績本位の原則なり公務のあり方なり、公務といふものがやはり税金によつて運営されていくんだというふうな、そういう厳密な現実といふものを踏まえまして、今後ともいまお話しになりましたような線に向かつての努力は最大限にひとつやつていきたい、かように考えております。

○中川(秀)委員 総裁、なかなかいつも御慎重なのに、最大限御努力するといふことですから、もうそれで結構でございます。当然御答弁しにくいと思ひますから、さらには突つ込みませんが、今度の人事院勧告あたりでは少なくとも検討の対象にして何らかのかつこうでやりになるというふうには私は解釈をいたしておきます。もし御反論があるんだつたらいただきますが、よろしゅうございますね。

それでは次の問題で、これまた前国会で私取り上げた問題でございますが、公務員の定年制の問題、恐らくあれから大変かしましい議論が起つてゐますので、若干御答弁の流れというものもお伺いをいたしておりますが、私は基本的にこの実際の定年制、何歳といふことで切る定年制、これはもう公務員の身分保障とも絡んで、確かにいろいろな検討を加えなければならぬ問題だと思ひます。しかし私はもうちやんやんやんやんと思つてゐます。それは前にお尋ねしたときと同じ、あえて繰り返しますが、いろいろな論点から確かに必要だと思つてゐますが、たちまちもう自治体あたりでもやつてゐる退職勧奨年齢の統一とかあるいはその統一年齢を超えた以降の昇給ストップなりあるいは退職金五割増し規定のストップなり、当然こういうことはやるべきだといふことを私は前国会でも、直ちに定年制をいさぐやれといふわけではなくて、これは当然検討しろ、本当にただ研究じゃなくて前向きにやれといふことで出して、昨年末の閣議決定でも、検討すると入つたわけですが、ところがたちまち、それと同じ問題ではあるけれども手前の問題として、退職勧奨年齢の実質的な統一並びに定年制といふようなかつこうでいろいろな勧奨措置といふものを、その年齢でストップさせるといふ実際に効果のある方法をすぐとりなさいといふことを申し上げたわけですね。それに対して西村前行政管理局長官は大変前向きな御答弁で、五十三年度には実施する、五十四年度には法制化するまでおっしゃつたんですね。ところが、その論点そのものはその後ばけてゐるんですよ。閣議決定で定年制を検討する、稲村総理府総務局長官は、人事院として検討してはいい、この球を投げられて、そうして人事院の任用局長は、重要な問題だ、高齢化社会における高齢者の雇用、福祉のあり方なども絡む問題であるので、きめの細かい検討を行つていきたい、こういう御答弁をなさつてゐる。そして人事院総裁は、これは新聞報道による談話ですが、一、二年のうちに結論を出すのはどうして無理だ、定年制

そのものにですね、こういう談話も新聞報道には出ているんです。

そういうふうな問題が定年制そのものという、もちろんこれが本質論ですが、それにすりかわって、先へ先へと延びていって、たちまちその手前の、実質的に効果のあるやり方をとったかどうかという点に對して、五十三年度にはやむを得ない、五十四年度にはもう法制化したいんだという大臣の御答弁はどこかへ行っているわけですね。これは私は前の藤田長官があつた西村発言の後にお話になったことについてこの委員会でもその真意をただしたこともあり、国会の権威にかかわる問題だ、きのう答弁したら、きょうはそんなことできないなというふうなことは何事かというお尋ねをしたこともある。しかし、実質的な定年制ということについて言ったんではなくて、本当の本体の定年制のことについて言っています。これは、法制化というのは無理だということを言ったのであつて、西村発言とは必ずしも矛盾するのではないという真意の御釈明も私はあつたように記憶しているんです。

そういうことを踏まえて私はきょうお伺いをしたいのは、人事院にも総理府人事局にもお伺いをしたいんですけれども、基本的にその西村前長官の発言、政府の閣僚としてまさに行政改革の中心にお座りになっておやりになつていたときの御発言というものがもう後退をしまして、そういった退職勧奨年齢の統一あるいはその統一による勧奨措置の退職金五割増しストップとか、昇給ストップとかというふうなことは、もう人事院がこの定年制の結論を出すまでは実際やらないということに後退をしまして、その努力は努力としてするんだというふうなことを、これをひとつはつきりと御答弁を願いたい、こう思うのです。いかがですか。

○菅野政府委員 お答えを申し上げます。

私、新米なので、どうもそのときの詳しいいきさつを存じ上げませんけれども、総理府の総務長

官のお立場として答えられたのは、やはりそういうふうな目標といたしますか、そういうものは確かにあるけれども、やはりこれはいろいろな複雑な問題がございまして、そういう方向に向かつて一生懸命努力をするということだと思つております。

そこで、先生のいまのお尋ねでございますけれども、先ほどもお答えいたしましたように、定年制というのはいろいろな問題がございまして、退職管理の一つの有力な方策としての効用というものがたゞさんあるわけでございます。ただもう一つ、定年制というのは身分保障の問題にもかかわります上に、これは中身こそが一番問題なわけでございます。その中で、人事院の方にも検討をお願いしております。

そこで、その前にいま行われておりますいろいろな退職管理の方策、たとえば退職勧奨等についてのお尋ねでございますけれども、これは現在各省でもやっておりますけれども、その問題に関する点によりよいやり方と申しますか、そういう問題については、これからは私たちが私たちの立場でさらに突っ込んで勉強を、検討を深めていきたいというふうに思つておるわけでございます。職種その他いろいろございまして、これに年令の統一という点になりますと、これはなかなかむずかしい問題を含んでおると思つたけれども、いままでの調査なり研究なりというものを、今後に向かつて、定年制を人事院の方に投げかけたから、もうそれはそのまゝ何もしないというふうなことはなくて、勉強を深めていきたいというふうに思つております。

○中川(秀)委員 もう一点、人事局長ちょっと不明確なので……

西村長官の目標というものは、必ずしもそれを否定しているのではないと前藤田長官もおっしゃった。これは目標として努力をするということですか、全くそれはうやむやにしてしまつて、ただ勉強していくということなんですか。

○菅野政府委員 どうも私、新米でございますので、そのときの詳細なお言葉等を十分存じておるわけではございませんけれども、藤田大臣がお答えになりましたのも、そういうことを全く否定したのではなくて、そういう努力の目標として、いろいろ年度のことも出ましたけれども、そういうものを十分頭の中に入れてながら努力をいたしたいということだと思つております。

○中川(秀)委員 この点も人事院総裁にちょっとお伺いしておきますが、先般、日本人事行政研究所、人事院の外郭団体ですね、ここでも定年制の問題について提言をまとめた、いずれ政府に報告をする、こういうことが新聞報道で出ています。これによると、「長期にわたつて雇用を保障する代りに、その間の賃金の上昇カーブを緩やかにし、合わせて退職金、年金制度などを改革しよう」、これが基本的な考え方であつて、六十五歳定年採用というふうなことを言つておられます。しかし、それは基本的な目標であつて、当面の措置としては「一定の年齢で昇給をストップし、その後長く勤める場合はむしろ給与を漸減する」、第二点として「勧奨退職年齢を繰上げる在職期間は退職金の算出基礎に組み入れない」、第三点「共済年金の支給開始年齢を六十歳に繰り下げ」、こういう提言をまとめたつとあり、出さうとしているのだ、こういう大きな新聞記事がありました。当然お読みになつておると思つて、私は、人事院でも長くこの問題を研究してきて、このところへ来て大変御熱心におやりになつておるということ、大いに歓迎いたしますが、当面の措置として、日本人事行政研究所、尾崎さんのところでおやりになつたものが私はなかなか前向きでよろしい、こう思う。総裁、御見解はいかがですか。それから、こういうものを受けてこれからどうなさろうとするのか。定年制そのもののことについて聞いているのではないですよ、当面の措置について聞いているのです。当面というのは十年先ではないのですから、ひとつそれを踏まえて……

○藤井(貞)政府委員 人事行政研究所というものがあつたことは事実でございますが、私どもの前の事務総長でありました尾崎君がその責任者でやつておるといふことは事実でございます。ただ、新聞報道によりますと、これは外郭団体というふうな書いてありますけれども、一種の外郭団体であるかもしれないが、厳密に言えば、これは別に外郭団体という種類のものではなくて、要するに民法上の公益法人というわけでありまして、(中川(秀)委員「括弧づきの外郭団体、お金を出してやる」と呼ぶ)ということでございます。したがつて、提言とか何とかいうようなことは、関係者が新聞記者の各位とも会つて、そういうことが伝えられておるのかもしれないけれども、いままでのところ、私は提言とか何とかいうようなことではまだ連絡を受けておりません。こういう団体が出ておられますので、それぞれの立場からいろいろ勉強をされて研究をされることは大いに結構なことでありまして、何か結論が出ればわれわれにしたいというふうには思つておるけれども、御承知のように、それと人事院の立場というものはおのずから別問題でございます。人事院といたしましては、総理府の方から正式に、この前の二月三日に意見を聞くというふうな御注文をいただいたわけでありまして、これを受けて、いま慎重に本格的にこの問題の処理に当たろうとする姿勢で仕事を始めたという段階でございます。

そういう意味で、先刻も申し上げましたように、事務が非常に大事なことでございますので、あらゆる資料を点検し、また実情を調査いたしました結果、これに對する体制というものを一つつくつていかなければならぬのではないかと、どういふふうな考へております。その前提としてどういふふうになつてまいりますか、いまのところまだ申し上げる段階ではございませんが、勧奨退職の問題とかあるいは勧奨退職年齢を本格的にやる前の前提としてやるのがいいかどうか、そういう点を含めて検討していかねばならぬというふうに私

は考えております。

新聞紙上等で、一、二年ではなかなか結論は出ないのじゃないかというふうなことを私自身が言明したというふうに伝えられておる向きもございましてけれども、そこまではつきり実は申し上げておりません。御承知のように立場が立場でございまして、そういうことを具体的に申し上げますと、明言をするわけのものでもございせんので、それらの点はいろいろの点を踏まえて慎重にこれから検討していく、事柄がはなはだ重要だ、深刻な問題だという受けとめ方は私自身として持つておるということをはつきり申し上げておきたいと思ひます。

○中川(秀)委員 事柄が深刻だとか重要だというのは公務員のお立場の議論なんです。国民にとつてそんなことはちつとも深刻でも重要でもない。そうじゃないんです。公務員のための公務員制度ではないんです。国民全体のための公務員制度なんです。国民全体のための公務員制度であるから、そういう立場で、事柄が重要であることもよくわかつております。しかし、重要という意味は深刻だという意味ではない。国民のための新しい公務員制度の一つとして定年制を考える、だから重要だという認識に立つてもらわなければいけない。

その辺、余り総裁が慎重に慎重にと言つと、新聞で報道されておる一、二年よりも、もっと掛ける十くらいになつてしまふ。そんなことでは困るのです。定年制本体の議論をする余り、いつの間にか西村長官が発言したのもどこかへ行つてしまつて、総裁が慎重慎重で、二年どころか、十年から十二年くらい、次の次の総裁までかかる問題だなんて言つたら、何のためにこんなところで議論しておるのか、国会での御答弁は何の權威があるのかということになつてしまふ。総裁も人事局長も、その声、一つのタイミングを、せつかくこゝまで来ておるといふことをお考えになつて、タイミングというのは何人も一人、たとえば私がつくつたとかそんな問題ではなく、国民の声がそういうふうな一つの問題提起をして出てきている

のだ、だからここで考えて、何らか措置をしなければいけないという気持ちでこの問題には当たつてもらいたい、私はそう思ひます。これはお願いでございますが、通常のお願いではない。こゝはひとつ重要な深刻に、そういう意味で考えてもらいたい、こう思ひます。

次いで、地方事務官の問題を若干お尋ねをいたします。

この問題も昨年十二月末の閣議決定で言われたところでありまして、たしか運輸省関係については線引きがしてあつたと思ひますが、いづれにしても早急な廃止ということが書かれておつて、労働省、厚生省関係は二年以内に廃止という閣議決定だと思ひます。この地方事務官の問題もいろいろ長い議論があつて、しかも相も変わらず二万人を超す変則公務員がいらつちやう。これは閣議決定の線で当然結論を出すべきだと思ひますが、長々と線りますから、私の地方事務官に対する認識等はあえて申し上げません。閣議決定があつたというふうに出たということも相当の認識で出ているのですから、これは議論をいたしません。だから御答弁も、そんなことを言わずに結論だけいたしたいと思ひます。これは議論をいたしたいと思ひます。それから自治省もどういふうになさるのか、お伺いしたいと思ひます。

ただ、申し上げておきますが、かつて全面委譲といふことを言つておられた全国知事会あたりも、最近では車検登録関係はやはり国の事務として認めよう、バス、トラックの路線認可、料金値上げなど、住民に密着した運輸行政事務は地方に委譲すべきだといふ決議をしているわけでは。運輸省がどういふ御答弁をなさるか、もう大体わかっているのですけれども、それをわかつた上でさらに一歩突つ込んで、あえて指摘をいたしておきますが、バス、タクシーの料金認可や路線の新設、廃止といふものは国が握らなければ不都合だ。公共うのは、私はどうも理解がいかないのです。公共料金だつたら、水道だつて学校の授業料だつて、

○中川(秀)委員 これまた慎重にということですが、いつごろ結論を出されるのですか。閣議決定は早急に廃止というふうになっておりますね。

○梶原政府委員 先ほどもお答えをいたしましたように、目下関係省庁の間で鋭意協議をいたしておると思ひます。

○梶原政府委員 お答えをいたします。

昨年の十二月、閣議決定がございまして、それを受けて行政管理局、自治省、運輸省の三省庁の間で現在鋭意協議を進めておるわけでございますが、現在はまだ成案を得るに至つておりません。結論を得次第、所要の関係法律案を国会に提出して御審議をちょうだいしたいと思ひておる次第でございます。

○中川(秀)委員 お答えにならないところを見るに、いつごろ結論を出すというところはまだはつきり言えないということでしょうが、労働省、厚生省でも二年以内となつておるわけですね。早急にといふのはそれよりも短いと私は理解をいたします。何と言つたつて閣議の決定なのでありますが、私はいろいろ議論があつて反論したいのですが、時間がないから言ひません。しかし、少なくともそういう行政改革ということの中でこの問題が取り上げられて、やれといふことなので、行政当局としては、当然それに対して早急にやらなければいけないでしよう。それはもう後退をすることは許されないと私は思ひます。あえてその点だけ指摘をいたしておきます。

労働省にお尋ねをいたしますが、労働省も、職業安定の事務は広域的で全国的な立場から行う必要があるから、あるいは国の産業政策と密接な関係を持つてゐるから、一つの地域で労働力を抱え込まれたり府県独自の考え方では大體こういう失業保険も職業安定と表裏一体だ、大體こういう御答弁をなさることはわかつてゐるのです。いままでもこれは何回も聞いてゐる。しかし、地元中小企業に対する職業紹介や地域の高齢者の就職対策などはきつめて知事的事務なものです。実態は知事的事務なものです。求人求職などは、地方産業振興のためにも、地元の近いところで実際に充足している、されてゐる。私は、これも閣議決定の線に沿つて、できるだけ早く結論を出さなければいけない問題だと思ひます、二年以内ということになつてゐるのですから。

基本的には申し上げますならば、私どもはこれは府県に任せればよいと思つてゐる。はつきりそう思つてゐる。労働省、この閣議決定をどうお取り

みんな都道府県でやつてゐるではありませんか。都道府県でやつてゐるのはたくさんあるのです。バス、タクシーの料金認可その他は国がやらなければいけないのだという、そんな古臭いことを言つていて、それではほかも全部国にすべきだといふ御主張なのかどうか、その辺も含めて閣議決定をどうやつて生かされようと思ひてゐるのか、運輸省にお尋ねいたします。

御案内のとおり、鉄道なり各種の交通機関があるわけでございますから、その各種の交通機関との調整といひましようか、総合的にそれを処理する必要がある。それから自動車検査等の安全行政と密接な連携を図りつつ処理する必要がある。また権限を国と地方公共団体に分離する場合かえつて行政能力が落ちるか、あるいは利用者の立場から見たら窓口が二元化されるというふうなことも考えられるわけでございます。これらの点を種々勘案して慎重に検討すべきではないだろうか、かように考えてゐる次第でございます。

○中川(秀)委員 閣議決定をどうお取り

○中川(秀)委員 閣議決定をどうお取り

扱いになるか、という手順になっているか、お答えください。

○名取説明員 お答えをいたします。

私、担当ではございませんでしたので、答弁を用意いたしておりますけれども、私自身の承知をいたしているところで申し上げますと、省内で検討委員会をつくって検討を進めているというように理解いたしております。

○中川(秀)委員 答弁の關係のすり合わせが若干落ちていたようで、失礼しました。そういう質問があったことはお伝えください。

厚生省にお伺いします。

社会保険庁も、もう御答弁の内容は大体わかっております。あえて繰り返しません。しかし、これも、私はおっしゃることもよくわかるのですが、料率や給付は全国一律で、ちゃんと法律もあるわけですから、問題は、事務のことを言っているわけです。徴収や給付の事務というものが国でなければ一切できないんだということも、論拠としては必ずしも強いものとは言えない、ぼくはこう思うのです。これも私は、部分的には府県で任せられるものは府県に任せべきだ、こう思っています。私はぐだぐだしたやりとりはきらいですので、端的にお答えを願いたいと思うのですが、こういう主張もある。

これは、私は直接聞いたわけではないので、新聞の解説記事の中の点なんですけれども、社会保険關係は民間の保険と、もちろん内容は全然違いますが、あれども、あり方というものは、基本的な姿というものは全く違うというのではないのだから、独自の事業団でも設けたらどうなんだという発想もあるというふうに書いてありますね。私は、これも一つの意見だと思っております。ある意味で、研究してもいいんじゃないかという気がするのです。そういうことを含めて、二年以内にやれと言われている閣議決定を、どのようになさろうとしているのか、ひとつ御答弁を願いたいと思います。

○正木説明員 お答え申し上げます。

先ほど来先生からお話がありましたように、昨年末の閣議決定で「厚生省の社会保険關係及び労働省の職業安定關係の地方事務官制度については、二年間以内に廃止するものとする。」ということ、その取り扱いにつきましては、行政管理庁を中心として関係省庁間で協議を進めるという段階でございます。

そこで、社会保険關係のお仕事、先生非常にお詳しいわけですが、現在地方事務官がやっておりますのは、年金で申しますと、国民年金あるいは厚生年金保険、それから医療保険で申しますと健康保険、日雇労働者健康保険、船員保険は年金にもまたがっておりますけれども、そういう仕事をやっております。これらの社会保険關係の仕事を通じて申しますと、やはり国が経営者、保険者となって全国一律的に実施をするという事務でございます。

そういうことで、やはり社会保険業務の性格から考えまして、身分問題というのにつきましても、そのうらはらの關係において考えていかなければならない。国民皆保険、国民皆年金体制のもとにおいて国が責任を持って実施をするというためには、国の責任体制というものが全うし得る、国民サービスの向上ということが全うし得る、でございますが、業務の性格と身分問題というものをうらはらに考えていかなければならないというふうに考えております。今後、この扱いにつきましましては、関係省庁間で十分協議をすることでございますが、結論的に申しますと、私どもは、先ほど申しましたように、国の責任体制というものが全うし得る体制というものをどうしも考えていかなければならないというのが基本的な考え方でございます。

それから、先ほど先生のお話のございました、民間保険との類似を申されましたが、国民皆保険、国民皆年金ということで国民を強制的に加入をさせ、一律な事業を実施するというものになりますと、その辺についての認識というものを十分踏まえながら考えていかなければならない。こ

これは三十年來の問題でございますので、非常に複雑多岐にわたる問題点がございますが、それらの経緯も十分踏まえながら、誤りのない対処方針というものを定めていきたいというふうに考えております。

○中川(秀)委員 鋭意御努力をお願いします。

閣議決定の方針が、もちろん方向は明示はしてないわけですが、あくまでやっぱり三十年の経過の中で、そろそろ結論を出してきちっとしなければいけない。それもやっぱり国民の期待にこたえる方向でやらなければいけないという趣旨で出ているわけですから、もういまや既得権擁護の時代じゃないんです。あえてそういうものに挑戦をしていかなければ、社会発展や新しい活力というものは出てこない。そういう意味では、まさに秩序のフロンティアが必要なんです。そういう意味で、閣議決定というものの重みをきちっと受けとめられておやりいただきたい、こういうふうに思います。

残る十二、三分を補助金の事務手続の問題、これは大臣が委員長をなさっている行政監視委員会の答申の問題ですから、大臣にもぜひともお帰りのいただきたいということで、キセルでまた戻ってきていただいたわけでございますけれども、大臣、これは非常にじみな問題ですけれども、大切な問題だと私は思うのです。この四月に行政監視委員会が「補助金事務手続の簡素合理化方策についての答申」というものを出した。私は、昨年の予算委員会からずっとこの問題をやってきておりまして、何とかしなければいけないとずっとやってきたのです。出てきた報告書を読んで、私は、こんな美態なのかということ、恐らく各省庁でもびっくりしているところもあると思うのです。私自身も、やはりこれは大変なことだと、こう思ったのです。

この補助金の問題というのは、補助金そのものを零細なものとか不要なものを整理統合しようという意識は十分進んできたのです。特に、財政のこういう状況の中で、大蔵省の主計局あたりも、

たしか私の記憶では、昨年に倍する補助金整理をやっていますね。ところが、事務手続の問題というのは余りやられていないのですね。お伺いをしたのですが、運用上の問題ですから、各省でも大体係長から班長クラス主体の問題なんです。だから、課長さんあたりになると、そういうことは任せておくということで、非常に意識の薄い問題なんです。

ところが、この手続が実は大変なんです。あの全国的な補助金になったら、四十七都道府県から三千二百市町村まで行く。これが何カ月かおくれるということになれば、幾ら景気回復で公共事業予算——公共事業予算の中にも建設省だけじゃない、厚生省や文部省の分もたくさんあるのです、建物の分です。そういうものがべらぼうにおくられてしまうんじゃないか、これだけだつて大変な、私は、行政改革の本当にメーテンマだと言つてもいい、大変な問題だと思つたのです。行政監視委員会が、アンケート調査ですが、そういう調査をおやりになったということは、大変私は評価をいたしております。これを、ただ調査しただけじゃなくて、ぜひとも実施に移してもらわなければいけない、こう思っているのです。

大臣もこのことについてはお読みになっているから、あえてくどくど申し上げませんが、このアンケート調査は千百三補助金について一割ぐらいのアンケート調査しかやらないわけですね。一般会計の三分の一、十一兆に及ぶものを各省ごとに総点検をして、そして地方自治体もこれにならつて改善の努力をしない、後戻りをしないような措置をとるために、一つのスケジュール、予定表を関係当局でつくつて、それを地方自治体なり事業者にあらかじめ提示をしない、必要に応じてその内部監査機能を活用して監察や監査をしない、非常に具体的な提言も行われているわけですから、大臣、これは、行政管理庁長官として、あるいは行政監視委員会の委員長として、是が非でも答申だけに終ることなく、徹底的にやつてもらいたい。ひとつ大臣の御決意をお伺いをしたい

と思うのです。

○荒船国務大臣 お答えします。

途中で所用のため中座をさしていただきましたが、ありがとうございます。

おっしゃるとおりでございます。四月の七日に行政監理委員会から答申がございました。庁内で研究いたしましたところが、補助金をもたらうために、町村から始めて、また県庁、各省にまたがっておるといふことで、一体どのくらいな人員がこれに従事しているかと言つと、恐らく十万人以上で、十二、三万人、金額にして五千億ぐらいな人員が動員されておると、これは余り的確じゃないかも知れないが、そういう想像を奮内でしたわけでございます。そこで、これはもう早急にやらなければならぬ、そういうことで、これを徹底するには各省へその通達を出すくらいじゃとてもだめだ、そこできょうの事務次官会議はこのことを主体にして議題にしてみました。そしてどういうふうな各省庁がこれを実行するかというところで、八月の末日までにはこれを発行できるという案をつくる、そして各省庁は所管のこれに対するどんな具体的な案をつくるかというのを私の行政管理庁へ報告を願うことに決定をいたしました。したがって、あなたのおっしゃるとおりでございます。

これはどうしてこんなに人員が必要になつて、そしてえらい手数をかけてやるかということに研究してみますと、隣の村ではこういうことに補助金が幾ら来た、うちの方の町ではぐずぐずしておつたから取れなかつた、もらえなかつたというふうなことで、全国の二千何万所の町村が競争でやつてゐることなんです。そのために多数の人間のむだをしてゐるし、それから補助金をもたらうために、北海道から沖縄の先まで東京へ押しかけてくる旅費、そういうことを考えますと、これができないようなら行政の簡素化だなんというふうなこととおがましい次第であります。

したがって、これはきょうも次官会議で決定したとおり、この八月までには全部という方法でこれを簡素化するというので、各省庁から私の方へその明細を持ってくることにいたしました。したがって、今後は遅まきながら実行できることを申し上げる次第でございます。

○中川(秀)委員 大変強い御答弁でほんといたしました。まさにほっとするという感じなんでありました。

自治省の行政局となつたか——自治省としては、地方自治体もこれになつてやつてくださうという答申が出ておりますね、どういふふうにおやりになりますか。簡単にお答えください。

○中村説明員 御指摘のように、本年四月七日の行政監理委員会の御答申の中にも、地方団体においても、特に都道府県の市町村に対する関係において国と同様に改善を図るべき点があるという指摘がなされて、地方団体においても、そのような改善措置を講ずるようという要望がなされておりますし、いまほど長官から御答弁のございました事務次官会議の申し合わせにおきまして、国に準じて地方公共団体において改善策を講ずるよう要請をするということとされておりますので、私もその方としまして早速これらのことを地方団体に連絡をいたしまして、地方団体の関係、特に都道府県の市町村に対する関係におきまして指摘をされておりますような事柄が一掃されるように要望をいたしたいというふう存じておる次第でございます。

○中川(秀)委員 せっかくの御答弁ですが、それでは足りない、通知するくらいでは足りない。指摘されたものだけやるのでは足りない。わずかに割しかやつてゐないのですよ。全体にかかわる問題なんです。各論で出てゐる細かいのだけおやりになるなんていう姿勢では足りないですね。ひとつもつと前向きな御答弁をいただきたいと思つておる。

○中村説明員 お答え申し上げます。あるいは言葉が足りなかつたのかもわかりませんけれども、私、ただいまお答え申し上げました

のは、行政監理委員会の答申の中で指摘をされておりますことに限つてということではございません。おんわけでございます。あそこにごさいますのは一つの事例として掲げられておるわけでございます。そういうことはもとよりいたしまして、地方公共団体自体の中におきまして、みずから総点検ないしこれに準ずるようなことを行ひまして、全体としての補助金関係の事務手続の簡素化、理化学が進む、特に都道府県が市町村に対してとやかく言われることのないように速やかに措置がされるように今後とも自治省といたしまして地方団体に對しましてその意思を伝え、また努力を求めてまいりたいというふう存じておるわけでございます。

○中川(秀)委員 中央省庁の場合は事務次官会議までやつて八月までに改善計画を持つてこい、大臣のところへ明細まで報告しろということをやつてゐるわけですね。自治省もこれはいろいろなケースを課長もお読みになつてゐると思うのです。責任というものの半分ぐらいは都道府県の責任というふうなケースが非常に多いのですよ。内示のおくれや交付決定のおくれ、いろいろなこと、一括して補助金申請を出さうということ、それでよくおくれしてしまつたとか、あえて申し上げませんが、非常に多いのです。だから都道府県の担当者を集めて、いついつまでに改善計画を各県持つてこい、こういうふうにしてくれというぐらゐのことは当然おやりになるべきだと私は思う。そうでなければ問題の解決にならない。何といつてもそれが地元段階であつて、中央省庁があるわけですから、私は文書の通達ぐらゐではとても足らぬと思う。だからあえて足らないと、大変失礼な言ひ方でしたけれども申し上げたわけですね。ひとつそういうことをしていただくように強くお願いしておきますよ。これはそうでなければ百年河清を待つてごとなかなか解決しません。

たえば、二、三事例を挙げてお伺ひします。農林省も越えだと思ひますが、大臣もお読みだと思ひますけれども、事前協議のヒヤリングの段階で、必ず本省と国の出先機関で協議する場にもかわらず都道府県職員を連れてくるのですよ。出先機関がよく実態を把握しておけば連れてくる必要がないのに立ち会いをさせるのですね。そういうケースが、たとえば農林省の都道府県営土地改良事業費補助、これなんか一つの県で平均六人から七人ぐらい来てゐるのです。四十七都道府県だつたらこれは三百人ぐらゐになりますよ。これの出張旅費だ、何だで大変な金額になりますよ。あるいは農林省所管の中で、農業構造改善事業費補助金が市町村に不必要な立ち会いをやらせてゐる例もあるのです。これもまた市町村から行かなければいけない。大変なお金になるはずですね。大臣もこれはお読みになつてゐると思いますが、全国知事会の意見、これも知事会にも、国にばかり言つた、市町村に對してもあなた方同じことをやつてゐるんだつたら直さなければいけないのですよ、課長これは、この挙げられてゐるケースを一つ申し上げますと、国道改良事業、大抵十億円の事業をとるのに何と、これは何もかも入れてゐるのです。一年間に百一件の事務処理があつて、合計三十八人の職員が上京してゐるのです。延べ千九百七十二人の職員がかかり切つてゐる。その経費が、出張旅費が五千七百万円。何もかも入れてゐるので、これはちよつと数字がやや大き過ぎると思ひますが、その補助金業務にかつた経費が一億八千八百万円、十億円の仕事の二割がかつてゐるのですよ。知事会が自分で言つてゐるのです。数字は細かく検討してみるとちよつと大き過ぎると思ひますが、少なくとも出張旅費五千七百万円なんてかかつてゐる。こういう金が、国費の補助をもらうのにまた県費や何やらがこれだけ使われる。国民の立場からしたらたまたまものじゃないです。これはひとつ相当のことをやつてもらわなければいけない。農林省、来ておられると思ひますから、この改善、具体的に指摘されてゐるのです。ひとつどう改善するか、はつきりおっしゃつてくだされ。本当にいままでこういうことを知らなかつたから言つたのですが、

私は腹立たしい思いがする。いかがなですか。
○荒松國務大臣 お答えします。

これは、いま自治省から御答弁がありました
が、そんなことじゃだめなんです。これは本
に、地方より各省がやる気にならなければだ
めです。各省、中央官庁が総動員をしてこれ
をつもりでないとできないと思うのです。

それから、各都道府県に出張して、そうして
庁で各町村の補助金をもらう係の人がいます
から、ひとつ各省はそういう人を集めて講習
会でも開いて、そうして徹底しなければだ
めです。それを八月までにやってもいい。その報告を行政
管理庁へもらいたい、こういうことで徹底しな
ければ、これはだめなんです。だからこつち
から県庁へ出張して講習会を開いて、そうしてこの書類
もむだな——むだというわけじゃないが、いま
までの形では、見たら、こんなことを何で
こんな幾通りも幾通りも書かなければなら
ないのかという面がありますから、おつし
やるとおりでありますから、徹底してこれ
は体を張ってでもやりますから、どうぞ
ひとつ徹底していただきたいと思います。

○中川秀委員 激励よりも大いに監視を
させていただきたい。国民の立場から、こ
れは大いにやってもいいわけじゃない。ひ
とつ各省の方々も、あえて具体的にいろ
いろ言いませんが、たとえば文部省の交付
時期、二十七件の補助金のうち年度末の
三月に交付決定が行われているのが十一
件ある。具体的に指摘されていますね。あ
えて答弁を求めません。大臣のそういう御
発言もあつたのですから、求めませんが、
もういろいろな御事情はあるだろうけれ
ども、大いに努力してもらわなければ困
る。ひとつ申し上げておきます。
あるいは教材費の補助の日の数のか
り方、これひとつやってみてください。

それから軽微な変更の届け出の廃止、農
林省の漁港法。軽微な変更というのは、ち
ゃんと法律で決まっているのですよ。ある
いはいろいろな規定があるのです。こんな
ものは一々届けなくていいというのがあ
るのです。それを法律でまだ届けさせてい
るなんていう、こんな古いヘビのしっぽ
みたいなことを言っていたのではどうにも
ならないです。法改正はむずかしいとか
なるとか言わずに法改正をやらないさい。
どんな国会でも審議しますよ。法改正が
むずかしいからなんということは行政当局
の言うことじゃない。それをどうするかは
立法機関の言うことなんです。冗談じゃ
ない、そんな言い方は。それは当然やるべ
きです。そんな答弁は聞きたくもないです。
大臣がそれだけの決意でやれと言つてい
るのですから、これはもう絶対やつてい
ただきたい。ひとつお願いをしておきま
す。

あるいは労働省の職業訓練費の補助金
ですね。これなんか二千五百枚なんて
ひどい。やはり資源有限時代と総理も言
つていられるのですから、むだにしない
ようにひとつ御努力をお願いしたい。
以上、強くお願いをして、私の質問を
終わります。ありがとうございます。
○高橋委員長代理 次回は、明二十八
日金曜日の午前九時五十分理事會、十時
から委員會を開会することとし、本日は、
これにて散會いたします。
午後八時十四分散會

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)

農林省設置法の一部を改正する法律案
の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

農林水産省設置法

本則中「農林省」を「農林水産省」に、「
農林大臣」を「農林水産大臣」に、「農
林省令」を「農林水産省令」に改める。
第五條中「農林省令」を「農林水産省
令」に改める。

農林省令(農林省令)を「農林水産省令」に改める。

第八條の見出しを「(經濟局の事務)」に改
め、同條第一項中「農林省令」を「農林水
産省令」に改める。
第九條第一項第三号中「及び農業水利
の」を削る。

第九條第一項第三号中「及び農業水利
の」を削る。

り、「行なう」を「行う」に改め、同項第
四号中「農業振興地域整備計画その他農
業振興地域整備計画の総合的な振興計
画」を「農山漁村の総合的な振興計画
(農業振興地域整備計画を除く)」に改め、
同項第十一号の次に次の一号を加える。
十一の二 土地改良事業に関する企
画を行うこと。
第九條第一項第十六号を削り、第十七
号とし、第十八号を第十七号とし、同
号の次に次の一号を加える。
十八 農業振興地域整備計画の樹立
及び実施についての指導及び助成に
関すること。
第九條第一項第十九号中「企画」の
下に「並びに農業水利制度に関する企
画」を加え、「行なう」を「行う」に改
め、同條第二項中「第十八号」を「第
十七号」に改め、同條第三項中「第
十九号」を「第十八号」に改める。
第十七條第一項中「外」を「ほか」に
改め、「左の」を「次の」に改め、「農
林省令」を「農林水産省令」に改める。
第十八條第三項中「東京都」を「茨
城県」に改める。
第十八條第三項中「千葉県」を「茨
城県」に改める。
第十八條の八中第二項を削り、第三
項を第二項とし、第四項を第三項とし、
第五項を第四項とする。
第二十一條第二項中「東京都」を「
茨城県」に改める。
第二十二條第二項中「東京都」を「
茨城県」に改める。
第二十二條の三第二項中「東京都」
を「茨城県」に改める。
第三十二條の二第二項を次のように
改める。
2 さとうきび原産種農場の名称及び
位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
鹿児島さとうきび原産種農場		鹿児島県	

沖繩さとうきび原産種農場 沖繩県

第三十三條の二の見出しを「(農
林水産省令)に改め、同條中「農
林省令」を「農林水産省令」に改
め、同條第一項中「農林省令」を「
農林水産省令」に改める。
第三十六條第二号中「(主要食糧
である農産物を主な原料とするものを
除く。次号において同じ)」を削り、
同條第十九号を次のように改める。
十九 食糧事務所の所掌事務のうち
食品の生産及び流通の改善及び調
整のために行う調査その他の事務に
つき必要な指示を行うこと。
第四十七條中「左の三部」を「長
官官房及び次の二部」に改める。
二部 「経理部」を「管理部」に改
める。
第四十八條及び第四十九條を次の
ように改める。

(長官官房の事務)
第四十八條 長官官房においては、次
の事務をつかさどる。
一 人事その他の庶務に関すること。
二 主要食糧及びこれを主な原料とする
飲食物品(以下「主要食糧等」とい
う。)に関する団体の指導監督及び助
成を行うこと。
三 主要食糧等の生産、流通、消費及
び管理に関する調査を行うこと。
四 食糧庁の所掌事務に係る一般會計
及び食糧管理特別會計についての會計
の監査に関すること。
五 前各号に掲げるもののほか、食糧
庁の所掌事務で部及び他の機関の所
掌に属しない事務に関すること。
(管理部の事務)
第四十九條 管理部においては、次の
事務をつかさどる。
一 主要食糧等の生産、流通、消費及
び管理に関する企画を行うこと。
二 主要食糧の買入れ及び売渡しの
価格の決定並びに主要食糧の価格の
統制に関すること。
三 農産物検査法による農産物の検
査その他主

三 農産物検査法による農産物の検
査その他主

要食糧等の検査に關すること。
四 農産物検査印紙の製造、発行及び売りさばきに關すること。
五 食糧庁の所掌事務に係る一般会計及び食糧管理特別会計についての経費及び収入の予算、決算及び会計に關すること。
六 前号に規定する一般会計及び特別会計に係る行政財産及び物品を管理すること。
第五十六條第二項中「外」を「ほか」に、「及び林野庁」を並びに林野庁及び水産庁に、「野菜その他の農産物及び飲食料品の生産及び流通の改善及び調整に關する」を「食品の生産及び流通の改善及び調整のために行う調査その他の」に改め、同条第三項中「食品流通局長又は林野庁長官」を「畜産局長、食品流通局長、林野庁長官又は水産庁長官」に改める。
第六十條の二を次のように改める。
(特別な職)
第六十條の二 林野庁に次長一人を置く。
2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。
第六十四條の四第一項中「営林局」の下に、「支局」を加える。
第六十六條を次のように改める。
(営林局)
第六十六條 林野庁に、地方支分部局として、営林局を置く。
第六十七條の見出しを「(所掌事務)」に改め、同条第五号を削る。
第六十八條第一項の表を次のように改める。

名 称	位 置	管 轄 区 域
北海道営林局	札幌市	北海道
青森営林局	青森市	青森県 岩手県 宮城県
秋田営林局	秋田市	秋田県 山形県
前橋営林局	前橋市	群馬県 福島県 栃木県 (東京営林局の管轄に属する地域を除く。)
東京営林局	東京都	新潟県 (長野営林局の管轄に属する地域を除く。)
長野営林局	長野市	東京都 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 栃木県のうち真岡市及び芳賀郡
名古屋営林局	名古屋市	長野県 新潟県のうち中魚沼郡の一部 岐阜県のうち中津川市の一部 及び恵那郡の一部
大阪営林局	大阪市	愛知県 富山県 岐阜県 (長野営林局の管轄に属する地域を除く。)
高知営林局	高知市	大阪府 石川県 福井県 三重県 滋賀県 京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 岡山県 広島県 山口県 島根県
熊本営林局	熊本市	高知県 徳島県 香川県 愛媛県 熊本県 福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

第六十八條第二項中「郡の一部」を「市の一部又は郡の一部」に改め、同条第四項を削る。
第六十九條第二項中「前項を前二項に、「外」を「ほか」に改め、同項を同条第三項とし、同条第

一項の次に次の一項を加える。
2 前項の部のほか、北海道営林局に企画調整部を置く。

第六十九條の二第二項中「営林局」の下に、「支局」を加える。
第七十條及び第七十一條を次のように改める。
(支局及び営林署)
第七十條 営林局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に支局を置く。
2 営林局又は支局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に営林署を置く。
3 支局及び営林署の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織並びに職員の服制については、農林水産省令で定める。
(営林局の所掌事務の特例)
第七十一條 営林局の所掌事務のうち沖縄県の区域に係るものについては第六十七條の規定の適用については、同条第二号中「営林の指導並びに森林治水事業」とあるのは、「営林について技術相談並びに森林治水事業の実施」とする。
第七十五條を次のように改める。
(内部部局)
第七十五條 水産庁に次の五部を置く。
漁政部
振興部
海洋漁業部
漁港部
研究部

第七十六條を削る。
第七十七條中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号から第十七号までを三号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。
十五 前各号に掲げるもののほか、水産庁の所掌事務で他部及び他の機関の所掌に属しない事務に關すること。
第七十七條を第七十六條とし、同条の次に次の一条を加える。
(振興部の事務)
第七十七條 振興部においては、次の事務をつかさどる。
一 沿岸漁業、沖合漁業及び内水面漁業につい

て免許、許可その他指導監督を行うこと。
二 外国人が行う漁業及び水産動植物の採捕の規制に關すること。
三 栽培漁業の促進に關すること。
四 沿岸漁業構造改善事業に關し指導及び助成を行うこと。
五 水産資源の保護に關すること。
第七十八條第一号中「及び沖合漁業」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第二号の三を削る。
第七十八條第六号を削る。
第八十條の見出しを「(研究部の事務)」に改め、同条中「研究開発部」を「研究部」に、「左の」を「次の」に改める。
第八十條第一号中「水産増殖」を「水産動植物の増殖及び養殖」に改め、「(漁船に關するものを除く。)」を削る。
第八十條第四号中「關すること。」の下に「(振興部の所掌に属することを除く。)」を加える。
第八十一條中「左の」を「次の」に、「水産研究所」を「水産研究所」に改め、「真珠研究所」を「養殖研究所」に改め、「水産工学研究所」を「水産工学研究所」に改める。
第八十二條第二項の表北海道区水産研究所の項の位置の欄中「北海道」を「釧路市」に改め、同表中淡水区水産研究所の項を削る。
第八十三條を次のように改める。
(養殖研究所)
第八十三條 養殖研究所は、水産動植物の増殖及び養殖に關する技術上の基礎的試験研究、調査、分析、鑑定及び講習を行う機関とする。
2 養殖研究所は、三重県に置く。
3 農林水産大臣は、養殖研究所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に養殖研究所の支所を設けることができる。
4 養殖研究所の内部組織並びに支所の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林水産省令で定める。

を削る。
第七十八條第六号を削る。
第八十條の見出しを「(研究部の事務)」に改め、同条中「研究開発部」を「研究部」に、「左の」を「次の」に改める。
第八十條第一号中「水産増殖」を「水産動植物の増殖及び養殖」に改め、「(漁船に關するものを除く。)」を削る。
第八十條第四号中「關すること。」の下に「(振興部の所掌に属することを除く。)」を加える。
第八十一條中「左の」を「次の」に、「水産研究所」を「水産研究所」に改め、「真珠研究所」を「養殖研究所」に改め、「水産工学研究所」を「水産工学研究所」に改める。
第八十二條第二項の表北海道区水産研究所の項の位置の欄中「北海道」を「釧路市」に改め、同表中淡水区水産研究所の項を削る。
第八十三條を次のように改める。
(養殖研究所)
第八十三條 養殖研究所は、水産動植物の増殖及び養殖に關する技術上の基礎的試験研究、調査、分析、鑑定及び講習を行う機関とする。
2 養殖研究所は、三重県に置く。
3 農林水産大臣は、養殖研究所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に養殖研究所の支所を設けることができる。
4 養殖研究所の内部組織並びに支所の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林水産省令で定める。

第八十三條の次に次の一条を加える。

(水産工学研究所)

第八十三條の二 水産工学研究所は、水産土木、漁船及び漁業設備に関する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習を行う機関とする。

2 水産工学研究所は、茨城県に置く。

3 農林水産大臣は、水産工学研究所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に水産工学研究所の支所を設けることができる。

4 水産工学研究所の内部組織並びに支所の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林水産省令で定める。

第八十七條を次のように改める。

第八十七條 削除

第八十九條の見出しを「(漁業調整事務所)」に改め、同条第一項及び第二項中「漁業調整事務所及び」を削り、同条第三項中「漁業調整事務所及び」を削り、「左の通り」を「次のとおり」に改め、

同項の表中

「瀬戸内海漁業調整事務所」	神戸市
「福岡漁業調整事務所」	福岡市
「有明海漁業調整事務所」	大牟田市

を「瀬戸内海漁業調整事務所」神戸市に改め、同条第四項中「漁業調整事務所及び」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六十四條の四第一項、第六十六條、第六十七條、第六十八條第一項、第二項及び第四項、第六十九條、第七十條の二第二項、第七十條並びに第七十一條の改正規定 昭和五十四年一月一日

二 第十八條の八、第二十二條第二項及び第二十二條の三第二項の改正規定、第七十八條第六號を削る改正規定、第八十條第一號及び第八十一條の改正規定、第八十二條第二項の表

の改正規定(淡水区水産研究所の項を削る部分に限る。)、第八十三條の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第八十七條の改正規定 昭和五十四年三月三十一日までの間において、各規定につき、政令で定める日

三 第十八條第三項、第十八條の三第二項及び第二十一條第二項の改正規定 昭和五十五年三月三十一日までの間において、各規定につき、政令で定める日

(国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部分館及びその職員に関する法律の一部改正)

第二条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部分館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第百一號)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「国立国会図書館支部分館」を「国立国会図書館支部分館」に改める。

書館 農林省を「国立国会図書館支部分館」に改める。

農林水産省図書館 農林水産省に改める。

(肥料取締法の一部改正)

第三条 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七號)の一部を次のように改正する。

「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

第九條第一項中「農林省」を「農林水産省」に改める。

第三十條第三項中「農林省肥料検査所」を「農林水産省肥料検査所」に改める。

(商品取引所法の一部改正)

第四条 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九號)の一部を次のように改正する。

第百四十八條第一項中「農林省関係商品」を「農林水産省関係商品」に、「農林大臣」を「農林水産大臣」に改め、同条第二項中「農林省令」を「農林水産省令」に改める。

第十八號)の一部を次のように改正する。

第十三條第七項中「農林省設置法」を「農林水産省設置法」に、「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

(補助金等の臨時特例等に関する法律の一部改正)

第六章 補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第百二十九號)の一部を次のように改正する。

目次中「農林省関係」を「農林水産省関係」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 農林水産省関係

(農業基本法の一部改正)

第七條 農業基本法(昭和三十六年法律第百二十七號)の一部を次のように改正する。

第二十九條中「農林大臣官房」を「農林水産大臣官房」に改める。

(沿岸漁業等振興法の一部改正)

第八條 沿岸漁業等振興法(昭和三十八年法律第百六十五號)の一部を次のように改正する。

第十六條中「水産庁長官官房」を「水産庁漁政部」に改める。

第十條 沖繩開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九號)の一部を次のように改正する。

第九條第一項第三号中「農林省設置法」を「農林水産省設置法」に、「第七十七條第二号、第三号、第五号から第七号まで、第十二号から第十四号まで及び第十六号」を「第七十六條第二号、第三号、第九号から第十一号まで及び第十三号、第七十七條第一号及び第三号から第五号まで」に改める。

(国家行政組織法等の一部改正)

第十一條 次に掲げる法律の規定中「農林省」を「農林水産省」に改める。

一 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十號)

二 北海道開発法(昭和二十五年法律第百二十六號)

三 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八號)

(農業倉庫業法等の一部改正)

第十二條 次に掲げる法律の規定中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

一 農業倉庫業法(大正六年法律第十五號)

二 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二號)

三 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七號)

四 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二號)

五 食糧管理法(昭和十七年法律第四十號)

六 蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七號)

七 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八號)

八 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二號)

九 競馬法(昭和二十三年法律第百五十八號)

十 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第百五十七號)

十一 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五號)

- 十二 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)
- 十三 家畜保健衛生所法(昭和二十五年法律第十二号)
- 十四 森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)
- 十五 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第六十九号)
- 十六 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)
- 十七 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)
- 十八 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)
- 十九 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)
- 二十 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)
- 二十一 農産物検査法(昭和二十六年法律第四百四十四号)
- 二十二 船舶職員法(昭和二十六年法律第四百十九号)
- 二十三 国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)
- 二十四 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)
- 二十五 主要農作物種子法(昭和二十七年法律第三百三十一号)
- 二十六 農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二二号)
- 二十七 漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百二十二号)
- 二十八 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)
- 二十九 耕土培養法(昭和二十七年法律第二百三十五号)
- 三十 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十三号)
- 三十一 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)
- 三十二 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)
- 三十三 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
- 三十四 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)
- 三十五 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)
- 三十六 農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)
- 三十七 久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百五十三号)
- 三十八 保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)
- 三十九 学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)
- 四十 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)
- 四十一 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第三百三十六号)
- 四十二 日本学校給食会法(昭和三十年法律第四百四十八号)
- 四十三 養ほう振興法(昭和三十年法律第八十号)
- 四十四 海岸法(昭和三十一年法律第一号)
- 四十五 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第五十七号)
- 四十六 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)
- 四十七 国土開発幹線自動車道建設法(昭和三十三年法律第六十八号)
- 四十八 特定土地改良工事特別会計法(昭和三十三年法律第七十一号)
- 四十九 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十三年法律第八十八号)
- 五十 自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)
- 五十一 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)
- 五十二 たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第三百三十五号)
- 五十三 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)
- 五十四 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二二号)
- 五十五 農業近代化助成資金の設置に関する法律(昭和三十六年法律第二百三十三号)
- 五十六 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四十四号)
- 五十七 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百八十八号)
- 五十八 新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第二百七十七号)
- 五十九 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)
- 六十 肥料価格安定等臨時措置法(昭和三十九年法律第三百三十八号)
- 六十一 工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第四百四十六号)
- 六十二 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)
- 六十三 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第十号)
- 六十四 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十二号)
- 六十五 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)
- 六十六 北方領土問題対策協会法(昭和四十四年法律第三十四号)
- 六十七 漁業近代化資金助成法(昭和四十四年法律第五十二号)
- 六十八 外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法(昭和四十五年法律第六号)
- 六十九 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十八号)
- 七十 国有農地等の売払いに関する特別措置法(昭和四十六年法律第五十号)
- 七十一 農村地域工業導入促進法(昭和四十六年法律第十二号)
- 七十二 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)
- 七十三 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)
- 七十四 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
- 七十五 活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律(昭和四十八年法律第六十一号)
- 七十六 国際協力事業団法(昭和四十九年法律第六十二号)
- 七十七 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)
- (家畜商法等の一部改正)
- 第十三条 次に掲げる法律の規定中「農林省令」を「農林水産省令」に改める。
- 一 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八十八号)
- 二 小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第五百五十五号)
- 三 養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)
- 四 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)
- 五 過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号)
- (鉄道敷設法等の一部改正)
- 第十四条 次に掲げる法律の規定中「農林事務次官」を「農林水産事務次官」に改める。
- 一 鉄道敷設法(大正十一年法律第三十七号)
- 二 特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)
- 三 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)

(農業改良助長法等の一部改正)
第十五条 次に掲げる法律の規定中「農林省」を「農林水産省」に、「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

一 農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)

二 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)
三 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)

四 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)
五 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第百九十九号)

六 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)

七 森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)
八 真珠養殖事業法(昭和二十七年法律第九号)
九 漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)

十 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)

十一 輸出水産業の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百五十四号)

十二 酪農振興法(昭和二十九年法律第百八十二号)

十三 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五十五号)

(農産種苗法等の一部改正)
第十六条 次に掲げる法律の規定中「農林大臣」を「農林水産大臣」に、「農林省令」を「農林水産省令」に改める。

一 農産種苗法(昭和二十二年法律第百十五号)
二 農産取締法(昭和二十三年法律第八十二号)

三 漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)
四 牧野法(昭和二十五年法律第百九十四号)

五 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)

六 蘭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)

七 臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)

八 飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)

九 木材防腐特別措置法(昭和二十八年法律第百二十二号)

十 自作農維持資金融通法(昭和三十年法律第百六十五号)

十一 森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)

十二 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二十二号)

十三 家畜取引法(昭和三十一年法律第百二十三号)

十四 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)

十五 北海道寒冷地畑作農業改善資金融通臨時措置法(昭和三十四年法律第九十一号)

十六 農事法(昭和三十五年法律第百四十五号)
十七 漁業生産調整組合法(昭和三十六年法律第百二十八号)

十八 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和三十六年法律第百六十二号)

十九 畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)

二十 大豆たね交付金暫定措置法(昭和三十六年法律第百二十一号)

二十一 林業信用基金法(昭和三十八年法律第五十五号)

二十二 砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第百九号)

二十三 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)

二十四 野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第百三十三号)

二十五 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第百二十六号)

二十六 外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)

二十七 南九州畑作農業改善資金融通臨時措置法(昭和四十三年法律第十七号)

二十八 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)

二十九 真珠養殖等調整暫定措置法(昭和四十四年法律第九十六号)

三十 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)

三十一 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)

三十二 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第百三十九号)

三十三 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)

三十四 国有林野の活用に関する法律(昭和四十六年法律第百八号)

三十五 漁船積荷保険臨時措置法(昭和四十八年法律第五十六号)

三十六 畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法(昭和四十八年法律第七十九号)

三十七 農用地開発公団法(昭和四十九年法律第四十三号)

三十八 沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)

三十九 林業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)

四十 漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)

四十一 漁船船主責任保険臨時措置法(昭和五十一年法律第四十五号)

四十二 松くい虫防除特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)

四十三 漁業水域に関する暫定措置法(昭和五十二年法律第三十一号)

四十四 砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律(昭和

五十二年法律第八十五号)

(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律等の一部改正)

第十七条 次に掲げる法律の規定中「農林省」を「農林水産省」に、「農林大臣」を「農林水産大臣」に、「農林省令」を「農林水産省令」に改める。

一 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)

二 農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)

三 果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)

四 甘味資源特別措置法(昭和三十九年法律第四十一号)

五 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)

六 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)

(他の法令の読替)

第十八条 附則第二条から前条までに掲げる法律を除くほか、他の法令中「農林省」とあるのは「農林水産省」と、「農林大臣」とあるのは「農林水産大臣」と、「農林事務次官」とあるのは「農林水産事務次官」と、「農林省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとする。

理由

最近における我が国農林水産業及びこれをめぐる諸情勢の推移にかんがみ、水産行政の強力な推進を図るため農林省の省名の農林水産省への変更及び水産庁の内部部局、附属機関等の組織の再編整備を行うとともに、食糧庁及び林野庁の内部部局及び地方支分部局の組織の整備、試験研究機関の一部の計画的な筑波研究学園都市への移転等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十三年五月十九日印刷

昭和五十三年五月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局